新型コロナウイルス感染症の「五類感染症」への 位置づけ変更に伴う取扱いについて

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症(注1)の位置づけが感染症法(注2)における「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の取扱いが以下のとおりとなります。

1. 変更内容

新型コロナウイル	ス感染症の取扱い
治療開始日が 2023 年5月7日以前	治療開始日が 2023 年5月8日以降
次の場合に保険金のお支払い対象となります。	次の場合に保険金のお支払い対象となります。
(1)治療費等	(1)治療費等
・責任期間中に感染し、責任期間終了後 30 日	・責任期間中または責任期間終了後 72 時間以
までに治療を開始した場合	内に発病し、責任期間終了後 72 時間以内に
	<u>治療を開始した場合</u>
(2)疾病死亡	(2)疾病死亡
・責任期間中に死亡した場合	・責任期間中に死亡した場合
・責任期間中に感染し、責任期間終了後 30 日	・責任期間中または責任期間終了後 72 時間以
以内に死亡した場合	内に発病・治療を開始し責任期間終了後 30
	<u>日以内に死亡した場合</u>

- (注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。) であるものに限ります。
- (注2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号) をいいます。

2. 対象となる特約

- ·疾病死亡保険金支払特約
- ·治療·救援費用補償特約
- ·疾病治療費用補償特約

3. 特約の取扱い

「2021年2月13日が保険期間に含まれる契約」または「2021年2月13日以降に保険始期がある契約」につきましては、下記の「指定感染症追加補償特約」を適用することにより、新型コロナウイルス感染症について広い補償を提供しておりましたが、治療開始日が2023年5月8日以降となる場合は、新型コロナウイルス感染症は当該特約の対象外となり、一般的なインフルエンザ等の感染症と同様の補償となる(上記1.をご参照ください。)ためご注意ください。

指定感染症追加補償特約

第1条(疾病死亡保険金支払特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次のアまたはイに掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中 に発生したものに限ります。
 - ③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のアからオまでのいずれかの感染症(注1)または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)(注1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
 - ア, 一類感染症
 - イ. 二類感染症
 - ウ. 三類感染症
 - 工. 四類感染症
 - 才. 指定感染症(注2)
 - (注1)被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。
 - (注2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (2) 第 12 条(死亡保険金受取人の変更)(1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第12条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第2条(治療・救援費用補償特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1)当会社は、被保険者が次の①から⑤までのいずれかに該当したことにより被保険者(注1)が負担した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保険者(注2)に支払います。

	<u> 項目</u>	に文払v:より。 該当事由
1		被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(注
	l% II	3) を要した場合
2	疾病	被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合
		ア.責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間終了後
		72 時間を経過するまでに治療を開始した場合
		イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病を直接の原因として
		責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合。た
		だし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
		ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医
		療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条(定義等)に規
		定する次の(ア)から(オ)までのいずれかの感染症(注4)また
		は同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体
		がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中 華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有す
		- 華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝来する能力を有す ることが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限りま
		す。)(注4)を直接の原因として責任期間が終了した日から 30 日
		を経過するまでに治療を開始した場合
		(ア) 一類感染症
		(イ)二類感染症
		(ウ)三類感染症
		(工) 四類感染症
		(才)指定感染症(注5)
3	入院	被保険者が入院した場合で、次のアまたはイのいずれかに該当したと
		き。
		ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上
		入院(注6) した場合
		イ. 責任期間中に発病した疾病(注7)を直接の原因として、継続し
		て3日以上入院(注6)した場合。ただし、責任期間中に治療を開
	<i>⁄</i> ∴+- → пп	始していた場合に限ります。 被保険者が次のアからエまでのいずれかに該当した場合
4	行方不明、 遭 難 ま た	被保険者が次のアから工までのいりれかに該国した場合 ア.責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不
	追 無 よ た は事故	7. 負任期间中に被保険者が指案している加土機よたは加加が1万/1、 明になった場合
	る事政	イ.責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難し
		た場合
		ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者
		の生死が確認できない場合
		エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者
		が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的
		機関により確認された場合

⑤ | 死亡

被保険者が死亡した場合で、次のアから工までのいずれかに該当したとき。

- ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- イ.疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、 責任期間中に死亡した場合
- ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
- エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。
- (注1)③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者 を含みます。
- (注2) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とします。
- (注3) 義手および義足の修理を含みます。
- (注4) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (注5)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を 準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (注6)他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中と みなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りま す。
- (注7) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

第3条 (疾病治療費用補償特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1)当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。 ただし、治療を開始した日(注1)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
 - ① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後 72 時間を経過するまで に治療を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中 に発生したものに限ります。
 - ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6条(定義等)に規定する次のアからオまでのいずれかの感染症(注 2)または同条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)(注 2)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始した場合
 - ア. 一類感染症
 - イ. 二類感染症
 - ウ. 三類感染症
 - 工. 四類感染症
 - 才. 指定感染症(注3)

- (注1)合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注2)被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (注3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (2)(1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次の①から③までに掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

<i>x</i> 9,		費用の内容
1	治療費用	次に掲げるアからスまでの費用のうち被保険者が治療のため現実に
		支出した金額
		ア. 医師の診察費、処置費および手術費
		イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具
		使用料
		ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
		エ. 職業看護師(注1)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
		オ、病院または診療所へ入院した場合の入院費
		カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠
		隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていな
		いこと等やむを得ない事情により、宿泊施設(注2)の室内で治療
		を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設(注2)で静養する
		ときの宿泊施設(注2)の客室料
		キ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指
		示により宿泊施設(注2)で静養するときの宿泊施設(注2)の客
		室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負
		担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
		ク.救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊
		急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送の
		チャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が
		困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
		ケ. 入院または通院のための交通費
		コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院も
		しくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所
		へ移転するための移転費(注3)。ただし、日本国内(注4)の病
		院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰
		国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰
		国のための運賃はこの費用の額から控除します。
		サ・治療のために必要な通訳雇入費
		シ.疾病治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用
		ス. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染
		された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要
		した費用
2	入院諸費	被保険者の入院により必要となった次に掲げるアおよびイの費用の
	用	うち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病(注5)について
		20 万円を限度とします。
		ア. 国際電話料等通信費
		イ. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)
3	旅行行程	被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合に
	復帰費用	おいて、次に掲げるアまたはイのいずれかの費用のうち被保険者が現実
	または帰	に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険
	国費用	者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除し

ます。

- ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
- イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注6)
- (注1)日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務 として付添を行う者を含みます。
- (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注3)治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、 治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限 り費用の範囲に含めます。
- (注4) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注5) 合併症および続発症を含みます。
- (注6)日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (3)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (4)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、 支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療 費用保険金として支払います。

	区分	支払額	
1	他の保険契約等から 保険金または共済金 が支払われていない 場合	この保険契約の支払責任額	この保険契約の
2	他の保険契約等から 保険金または共済金 が支払われた場合	次の算式によって計算した額。ただし、この保険契約の支払 責任額を限度とします。	
		他の保険契約等か ら支払われた保険 用の額 - ち支払われた保険 金または共済金の 合計額 = 保険金の支払 額	` ; -

(5)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(4)までの規定により計算した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

以上

海外旅行保険

_

普通保険約款および特約

ご契約された海外旅行保険には、海外旅行保険普通保険約款のほか、次の特約が付帯されます。今一度お確かめください。

特約名称	付帯される場合
○戦争危険等免責に関する一部修正特約○保険期間延長の追加保険料支払に関する特約	すべてのご契約に付帯されます。
○家族旅行特約	ファミリータイプのご契約に付帯されます。(保険証券または保険契約証に「家族特約」または「ファミリープラン」と表示されます。)
(傷害死亡保険全支払特約) (後遺障害等級表型) (傷害後遺障害保険全支払特約) (治療・救援費用捕價特約) (疾病死亡保険全支払特約) (治療・救援費用捕價特約) (設備資在危険補價特約) (排行品損害補價特約) (旅行中の事故による緊急費用補價特約) (旅空機建延費用等補價特約) (旅行変更費用補價特約) (高官守宅家財盗護補價特約) (派行変更費用補價特約) (緊急一時間資料間質特別) (別等の財産の資料の資料の表別。(長期契約用) 生活用數等因素的 (長期契約用) 生活用數等因素的 (長期契約用) (出行政)有機可能的 (長期契約用) (出行政)有機可能的 (長期契約用) (出行政)有機可能的 (長期契約用) (出行政)有機可能的 (長期契約用) (報告被費用補價特約) (最期治療費用補價特約) (最期治療費用補價特約) (國內治療費用補價特約) (教養者費用等補價特約)	保険証券または保険契約証に保険金額が表示されている場合に付帯されます。
○ 救援者費用等追加補償特約	「治療・救援費用補償特約」または「救援 者費用等補償特約」のいずれかがセット されている場合に付帯されます。
○ホームヘルパー雇入費用等補償特約	「治療・救援費用補償特約」、「傷害治療費用補償特約」または「疾病治療費用補償特約」のいずれかがセットされている場合に付帯されます。
○妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約	保険期間が31日以内のご契約で「治療・救援 費用補價特約」、「疾病治療費用補價特約」また は「救援者費用等補價特約」のいずれかがセッ トされている場合に付帯されます。
○出国中止費用補償対象外特約	「旅行変更費用補償特約」がセットされて いる場合に付帯されます。
○一時帰国中補償特約	保険期間が3ヵ月以上の契約に付帯されます。(数次海外旅行者に関する特約が付帯されている契約を除く。)
○数次海外旅行者に関する特約	保険証券または保険契約証に「数次海外旅行:有」と表示されている場合に付帯 されます。
○保険料クレジットカード払特約	保険料をクレジットカードでお支払いい ただいた場合に付帯されます。
○書面省略(申込書)特約	保険証券または保険契約証に「書面省略 特約:有」と表示されている場合に付帯 されます。
○運動危険等補償特約	保険証券または保険契約証に「運動危険 等補償特約」と表示されている場合に付 帯されます。

[○]本冊子掲載の「歯科治療費用補償特約」の補償については、サポートブック(海外旅行保険ご契約のしおり)でご案内する「キャッシュレス医療サービス」の対象外となります。

海外旅行保険普通保険約款および特約

♣ 海外旅行保険普通保険約款 ····································	1
💸 傷害死亡保険金支払特約	6
💸 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)	10
፟ቇ 疾病死亡保険金支払特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
፟緣 治療・救援費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
ஓ 傷害治療費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
፟ቇ 疾病治療費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
参 救援者費用等補償特約	35
🗞 救援者費用等追加補價特約	40
🐇 ホームヘルパー雇入費用等補償特約	40
🗳 妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約	41
ஓ 賠償責任危険補償特約 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	42
🗞 携行品損害補償特約	45
፟ 通貨盗難補價特約 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	48
参 旅行中の事故による緊急費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
🗞 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	54
🗞 航空機遅延費用等補償特約	56
ஓ 旅行変更費用補償特約 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	58
🗞 出国中止費用補償対象外特約	64
🗳 留守宅家財盗難補價特約	64
🗞 クルーズ旅行取消費用補償特約	66
🗳 運動危険等補償特約	71
🗳 家族旅行特約	73
፟�� 賠償責任危険補償特約(長期契約用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
💸 生活用動産損害補償特約(長期契約用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
ஓ 留学継続費用補價特約 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	84
🟶 数次海外旅行者に関する特約	88
፟�️一時帰国中補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
፟緣 歯科治療費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
፟緣 緊急一時帰国費用補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
🗳 戦争危険等免責に関する一部修正特約	95
😵 保険期間延長の追加保険料支払に関する特約	95
🟶 保険料クレジットカード払特約	95
♣ 書面省略(申込書)特約 ····································	96

※海外旅行保険普通保険約款 ※

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の 定義によります。

	用語	定義
61	医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた 地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。ま た、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
き	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
2	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とする ことによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^団
H		(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および 流産は疾病に含みません。
	死亡保険金 受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれか を支払う特約が付帯された場合に、それぞれの特約に規定する死亡保険 金受取人をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。 この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一 時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み ますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は 含みません。
そ	損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当会社が 保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険契 約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
5	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることを いいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領 等のためのものは含みません。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含みます。
v	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
6)	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に 帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補僧条項

第2条(保険金を支払う場合)

- 米、、休保証とと近りです。 - 当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を 経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関[□]のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関注の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

- ③ 被保険者が治療を受けたこと。
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。
- ⑤ 被保険者と旅行行程を同一にする次のアから工までに掲げる者のいずれかが入院したこと。 ア、被保険者の配偶者
- イ. 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ウ. 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- エ. 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者
- (注)航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (4)(3)の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに 予定されているにもかかわらず次の①から④までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時望いのいずれか早い時までとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関⁽³²⁾または被保険者が入場している施設に 対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
 - ② 被保険者に対する公権力による拘束
 - ③ 被保険者が誘拐されたこと。
 - ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。
 - (注1) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。
 - (注2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (5)(1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険料領収前に生じた保険事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

第6条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事 実を正確に告げなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^{は1)}
- ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合、なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 保険媒介者²³¹が、(2)に規定する事実について保険契約者または被保険者が告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者²³¹の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ⑤ 保険媒介者(32)が保険契約者または被保険者に対し、(2)に規定する事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることをすずめた場合、ただし、保険媒介者(32)の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ⑥ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合 または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (注 2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。なお、 当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
- (4)(2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1)保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更 した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければな りません。
- (2)職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いて いた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

第8条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、 その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条(保険契約の無効)

- (1)次の①または②のいずれかの事実があった場合には、保険契約は無効とします。
 - ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる 目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2)(1)②の規定は、この保険契約に付帯された(1)②の特約の各々が次に該当する場合には適用し

- ません。
- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約(注)
- (注)被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限ります。

第10条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第11条(保险契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保 険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険 契約を取り消すことができます。

第12条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条 (重大事由による解除)

- (1)当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力 に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力™に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしている と認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力⁽³⁾と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大と
 - なり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき 者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損な
 - い、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、
- 暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 (2)当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約。を解除することができます。
 - 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまで のいずれかに該当すること。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故(**)の生じた後になされた場合であっても、第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)(①から⑤までの事由または(2)(①もしくは(2)の 事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(**)による損害等に対しては、 当会社は、保険金(**2)を支払いません。この場合において、既に保険金(**2)を支払っていたと きは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。
 - (注 2) (2)(②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)(③)アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条 (保険料の返還または請求一告知義務等の場合)

- (1)第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の料率^(st)が変更前の料率^(st)よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

変更後の料率^(注1)に基づき _ 変更前の料率^(注2)に基づき 計算した保険料

= 請求する 追加保険料

② 変更後の料率^(注1)が変更前の料率^(注2)よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保 除料を返還します。

変更前の料率 $^{(12)}$ に基づき - 変更後の料 $^{(12)}$ に基づき + 返還する 計算した保険料 - 最初 + 是初 + 是列 +

- (注1)変更後の保険契約に適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2)変更前の保険契約に適用された保険料率をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合⁽³⁾は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に 通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要 があるときは、当会社は、次の①または2のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の料率^(注)が変更前の料率^(注2)よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

変更後の料率(注1)に基づき計算した未経過期間に対応す

変更前の料率(注2)に基づき計算した未経過期間に対応する保険料

= 請求する 追加保険料

② 変更後の料率^(注)が変更前の料率^(注2)よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保 険料を返還します。

変更前の料率^(注2)に基づき計算した未経過期間に対応する保険*!

変更後の料率^{強1)}に基づき計 算した未経過期間に対応す る保険料

返還する 保険料

- (注1)変更後の契約条件に適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2) 変更前の契約条件に適用された保険料率をいいます。
- (5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1)保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第9条(保険契約の無効)(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2)保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条(保険料の返還一取消しの場合)

第11条 (保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還一解除の場合)

(1)第6条(告知義務)(2)、第13条(重大事由による解除)(1)または第15条(保険料の返還または請求一告知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 × 未経過期間日数 = 返還する保険料

(2)第12条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(3)第13条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約⁽³⁾を解除した場合には、 当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 × - 保険期間日数 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第19条 (保険金の請求)

- (1)当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者[□]または②以外の3親等内の親族
 - : (注) 第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った 後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5)当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険 金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社 が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証 拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反 した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしく は証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。

第20条 (保険金の支払時期)

(1)当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて9営業日以内に、当会社が保険金を支払うため に必要な次の事項の確認を終え、保険金を当会社の本社で支払います。

	項目	確認事項
1	保険金の支払事由発生の有無 の確認に必要な事項	ア. 事故の原因イ. 事故発生の状況ウ. 損害または傷害発生の有無エ. 被保険者に該当する事実
2	保険金が支払われない事由の 有無の確認に必要な事項	保険金が支払われない事由としてこの保険契約に おいて定める事由に該当する事実の有無
3	保険金を計算するための確認 に必要な事項	ア. 損害の額 ^{強2)} または傷害の程度 イ. 事故と損害または傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
4	保険契約の効力の有無の確認 に必要な事項	この保険契約において定める解除、無効、失効ま たは取消しの事由に該当する事実の有無
(5)	その他	ア.他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権 その他の債権および既に取得したものの有無およ び内容等 ウ. 当会社が支払うべき保険金の額を確定するため に確認が必要な事項

- (注 1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条(保険金の請求)(2)および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。 (注 2) 保険価額を含みます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日端1からその日を含めて次に掲げる日数²¹を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

	(1)の確認のための特別な照会または調査の内容	日数
1	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
2	(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の 専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
3	(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、 医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の 照会	120日
4	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
(5)	(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条 (保険金の請求)(2)および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合はには、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条 (支払通貨および為替交換比率)

(1)当会社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注)をもって行うものとします。

(注)保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

- (2)(1)の場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨部に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金の支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨率に換算することができます。
 - ① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している 通貨と支払通貨⁽³⁾が異なる場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨⁽³⁾が異なる場合
 - (注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。
- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と提携する機関から保険金の支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨[∞]に換算することができます。
 - (注)保険金支払地の属する国の通貨をいいます。
- (4)(2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ交換比率に関する別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨[⇒]に換算することができます。
 - (注)保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第22条 (時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条 (保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保 険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、 承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定 相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転 するものとします。

第24条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される 普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第26条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条(進拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

፟ 傷害死亡保険金支払特約 ፟

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。
		(注1) いずれもそのための練習を含みます。
		: (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	傷害死亡 保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその
		他これらに類するものをいいます。
		(注)水上オートバイを含みます。
ほ	保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。ただし、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)または傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障官保険金支払保約(後遺障害保険金支払保約)を開きる場合において、傷害後遺障害保険金支払的が開きの主体の主となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2)第13条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第13条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑫までに掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害 死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者^{注2}の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置 によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものであ る場合には、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ① ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ① 10以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または 法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、 傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を 用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金の支払の対象とします。

- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・ 態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技 等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金の 支払の対象とします。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を 用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用して いる間

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により傷害が 重大となった場合
- ② 被保険者が傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により 傷害が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害が重大となった場合
- ④ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合

第6条(保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1)職業または職務の変更の事実⁽³¹⁾がある場合において、適用料率を変更する必要があるとき は、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の適用料率^(注3)が変更前の適用料率^(注3)よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

変更後の適用 料率⁽¹²²⁾に基づ いて計算した 保険料 変更前の適用 料率⁽¹³²⁾に基づ いて計算した 保険料

職業または職務の変 更の事実(注1)が生じた メ 時以降の期間(注4) 保険期間日数

= 請求する 追加保険料

② 変更後の適用料率^(は3)が変更前の適用料率^(は3)よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

変更前の適用 料率^{は3)}に基づ いて計算した 保険料 変更後の適用 料率^{は3)}に基づ いて計算した 保険料

職業または職務の変 更の事実^(注1)が生じた メ 時以降の期間^(注4) 保険期間日数

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (注2)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注3)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の 変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合®は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^{31)があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害死亡保険金を削減して支払います。}

(1)①の追加保険料を支払った ものとして計算した傷害死亡 保険金の支払額

変更前の適用料率^(注2) 変更後の適用料率^(注3)

削減後の傷害死亡 保険金の支払額

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (4)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合

において、変更後の適用料率²²¹が変更前の適用料率²²²よりも高いときは、当会社は、職業 または職務の変更の事実²³³があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害 死亡保険金を削減して支払います。

(1)①の追加保険料を支払った ものとして計算した傷害死亡 × 保険金の支払額

変更前の適用料率(注2) 変更後の適用料率(注1)

削減後の傷害死亡 保険金の支払額

- (注1)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5)(4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害死亡保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から次の①または②の期間を経過した場合には適用しません。
 - ① 傷害死亡保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
 - ② 職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2) の変更の事実をいいます。
- (6)(4)の規定は、職業または職務の変更の事実[®]に基づかずに発生した傷害については適用しません
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7)(4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(**)が生じ、この保険契約の引受範囲(**2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
 - (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8)(7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14 条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^団が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。この場合において、既に傷害死亡保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第7条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約™を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約⇔の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1)③アから オまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第13条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約™の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約[○]の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2)保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約 $^{\oplus}$ を解除しなければなりません。
- (注)その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約⁽³⁾ を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約³³が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 (保険料の返還一解除の場合)

(1)第6条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 × 未経過期間日数 = 返還する保険料 保険期間日数

(2)第7条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約 を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)第7条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(3)を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(事故の通知)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1)傷害死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)傷害死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
 - 4 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑥ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
 - (7) 当会社の定める傷害状況報告書
 - ⑧ 公の機関(注3)の事故証明書
 - 9 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
 - ① その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。
 - (注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
 - (注3) やむを得ない場合には、第三者とします。
 - (注4) 傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第9条 (事故の通知)の規定による通知または第10条 (保険金の請求)および普通 保険約款第19条 (保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その 他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死 亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または 死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第12条(代位)

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に 通知しなければなりません。
- (4)(3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

- (9)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人³¹を死亡保険金受取人とします。
 - (注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相 続人とします。

第14条(死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん^{は1)}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{は2)}操縦^{は3)}、スカイダイビン グ・ストンググライダー搭乗、超軽量動力機^{は4}搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類す る危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

♣ 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型) ♣

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
ſ,	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認めら れる異常所見をいいます。
き	競技等	競技、競争、興行(は1)または試運転(は2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
2	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体 に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に 至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	傷害後遺障害 保 険 金 額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボートঙ 、ゴーカート、スノーモービルその
		他これらに類するものをいいます。
		(注)水上オートバイを含みます。
ほ	保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって計算した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

傷害後遺障害 × 別表1に掲げる各等級の後遺障害に 保険金額 対する保険金支払割合に掲げる割合 = 傷害後遺障害 保険金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故発生の日からその日を含めて 180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、傷害の原因となった事故発生 の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、 (1)のとおり計算した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3)別表 1 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4)傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、 傷害後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害 に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上 あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。た だし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合 に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程

度を加重した場合は、傷害後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金 として支払います。

別表 1 に掲げる加重後の 既にあった後遺障害に 後遺障害に該当する等級 一 該当する等級に対する = 適用する割合 保険金支払割合 に対する保険金支払割合

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷 害後遺障害保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそ れがある状態で自動車等を運転している間
 - (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置 によって生じた傷害が、当会社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるもの である場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ① 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ① ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生 じた事故
 - (2) (10以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3)使用済燃料を含みます。
 - (注 4)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群(3)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるもの であっても、傷害後遺障害保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、 傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を 用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金の支払の対象とし 生す
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・ 態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技 等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険 金の支払の対象とします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を 用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・熊様により自動車等を使用して いる間

第5条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷 害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当 する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により傷害が 重大となった場合
- ② 被保険者が傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により 傷害が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害が重大となった場合
- 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによ り傷害が重大となった場合

第7条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1)職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるとき は、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の適用料率(注2)が変更前の適用料率(注3)よりも高くなる場合は、次の算式により計 **算した追加保険料を請求します。**



② 変更後の適用料率(注2)が変更前の適用料率(注3)よりも低くなる場合は、次の算式により計 算した保険料を返還します。

職業または職務の変更 の事実(注1)が生じた時 変更前の適用料 変更後の適用料 返還する × 以降の期間(注4) 率(注3)に基づいて 一 率^(注2)に基づいて 保険料 計算した保険料 計算した保険料 保険期間日数

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (注2)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注3)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の 変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除で きるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故に対し ては、次の算式のとおり傷害後遺障害保険金を削減して支払います。

(1)①の追加保険料を支払った ものとして計算した傷害後遺 × 変更後の適用料率(注3) 障害保険金の支払額

変更前の適用料率(注2)

= 削減後の傷害後遺障害 保険金の支払額

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (4)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の規定による通知をしなかった場合 において、変更後の適用料率(注1)が変更前の適用料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業 または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害 後遺障害保険金を削減して支払います。

(1)①の追加保険料を支払った ものとして計算した傷害後遺 × 障害保険金の支払額

変更前の適用料率(注2) 変更後の適用料率(注1)

削減後の傷害後遺障害 保険金の支払額

- (注1)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (5)(4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原 因があることを知った時から次の①または②の期間を経過した場合には適用しません。
 - (1) 傷害後遺障害保険金を削減して支払う旨の被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取 るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
 - ② 職業または職務の変更の事実 があった時から5年を経過した場合
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。
- (6)(4)の規定は、職業または職務の変更の事実(3)に基づかずに発生した傷害については適用しま せん。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。
- (7)(4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を解除することができます。
 - (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。
 - (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8)(7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14 条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実はが生じた時か ら解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害後遺障害保険金を 支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当会社 は、その返還を請求することができます。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。

第8条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当す るときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約⇔を解除することを求めること ができます。
 - (1) この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条(重大 事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1)③ア

からオまでのいずれかに該当する場合

- ④ 普通保険約款第13条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約⇒の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約[○]の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2)保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約³⁰¹を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約単を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4)(3)の規定によりこの保険契約⁽³⁾が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(保険料の返還一解除の場合)

(1)第7条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合) (2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 × <u>未経過期間日数</u> = 返還する保険料 保険期間日数

(2)第8条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約 を解除した場合には、当会社は次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります

(3)第8条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約⁽²⁾ を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知しくくは誤明について知っている事実を 告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会 社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1)傷害後遺障害保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が傷害後遺障害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ⑥ 公の機関(注1)の事故証明書
 - ⑦ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
 - (注2) 傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1)当会社は、第10条 (事故の通知)の規定による通知または第11条 (保険金の請求)および普通 保険約款第19条 (保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その 他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷 害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断 書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第13条(代位)

当会社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が その傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条(傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 1 後遺障害等級表

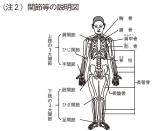
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの	100%
	(2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6)両上肢の用を全廃したもの	
	(7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8)両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表に	89%
	よるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの	
	(2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6)両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの	78%
	(2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服す	
	ることができないもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することが できないもの	
	(5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は 指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをい	
	います。以下同様とします。)	
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの	69%
	(2)直しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3)両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、	
	手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位 指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残す	
	ものをいいます。以下同様とします。)	
Art = 177	(7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	0.4
第5級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの	59%
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務 以外の労務に服することができないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	(4)1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5)1 下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6)1 上肢の用を全廃したもの	
	(7)1下肢の用を全廃したもの	
	(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの	50%
NIOWX	(2)叫しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	3070
	(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度	
	(3) 一年の転力が耳に接りなりれば大声を解することができない程度 になったもの	
	(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の 話声を解することができない程度になったもの	
	(5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
		1

(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

(3) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの (3) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 門の財指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (6) 1 手の財指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指後含み 4 の手指の用を廃したもの (9) 1 上肢に偽脂肪を残し、著しい運動障害を残すもの (9) 1 上肢に偽脂肪を残し、著しい運動障害を残すもの (9) 1 上肢に偽脂肪を残し、著しい運動障害を残すもの (9) 1 上板に偽脂肪を残し、著しい運動障害を残すもの (9) 1 上板に偽脂肪を残し、著しい運動障害を残すもの (1) 1 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の強性が関節的)(第 1 の足指はま筋骨の半分比上、4 で他の足指は強性期間関節)(第 1 の足指はま筋骨の半分比上、4 で他の足指は強性期間関節)(第 1 の足指しま助骨の半分比上、4 で他の足指は強性期間関節)(第 1 の足指しま助骨の半分比上、4 で他の足指は適性対節間関節)(第 1 の足指しまが目的を験しましまから(3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (5) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢を 5 に対しが関節の用を廃したもの (1) 1 再の時力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他の関連を表すもの (9) 1 耳の聴力が 2 にが見に関すを表すもの (9) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができる			
# 7 級		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの	
(2)両耳の魅力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の魅力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系技の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 1 原の関指を含み3の手指または日指は外の4の手指を失ったもの (6) 1 月の時力を含め3の手指または日指は外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5 の手指または日指は2 で失ったもの (8) 1 足を1 ソフラン関節は2 で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動響を浸すもの (0) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動響を浸すもの (0) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動響を浸すもの (0) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動響を浸すもの (1) 1 原の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第10 足指は未筋骨の半分以上、その他の足指は適位指筋間関節以上を失ったものまたは中足指筋関節がに全まるいては指筋間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (2) 特性に運動障害を残すもの (3) 1 手の日指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の日指を含み 2 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢(4) 高側を残すもの (9) 1 下肢(4) 同間の音を残ったもの (3) 1 両間の魅力が1 m以上の距離では手通の話声を解することができない程度にない。他耳の聴力が1 m以上の距離では手通の話声を解することが同難である程度になったもの (6) 1 風の魅力が1 m以上の距離では手通の話声を解することが問題である程度になったもの (1) 1 海の魅力が1 に関しとの距離できるが表が相当な程度に制限されるもの (1) 1 四時を含み 2 の手指を失ったもの (1) 1 年の用指または母指以外の2 の手指を失ったもの (1) 1 年の用指を含み 2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (9) 1 年の日指を含み 2 の手指を失ったもの (1) 1 日の諸力が1 に関したもの (1) 1 日の諸力が1 に関したもの (1) 1 日の諸力が1 下以上の距離では普通の話声を解することができる分務が相当な程度に制限されるもの (5) 1 日の間力が1 m以上の距離では方面でを表したもの (6) 1 日の間力が1 m以上の距離では方面であるを持定になったもの (6) 1 日の間方にあられるもの (7) 1 下の日間を含み 2 の手指を失ったもの (6) 1 日の間方に対しているの手指を失ったもの (6) 1 日の語力が1 m以上の距離では音通の話声を解することができない程度に対しているのものに対しているの手を表したもの (6) 1 日の語力が1 に関したもの (6) 1 日の語力が1 に関しの2 の手指を失ったもの (6) 1 日の語力が1 に関しの2 の手を表したもの (6) 1 日の語力が1 に関しの2 の手指を失ったもの (6) 1 日の語力が1 に関しの2 の手指を表したもの (6) 1 日の語力が1 m以上の距離では音を表すもの (6) 1 日の語が2 を表すもの (6) 1 日の語が2 を表すもの		(8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	
ない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の魅力が 1 m以上の距離では普通の 話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務 (ご服することができないもの (5) 胸膜の膨脹を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の5 の手指または母指と含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上版に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (0) 1 下版に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (0) 1 下版に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (1) 1両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第 1 0 足指にあっては特別問題前)しては近位指節問題前以上を失ったものをおけるでは一般であるとは一般である場合の半分以上、その他の足指は適位指節問題前以上を失ったものまたは中足指筋関節もしくは近位指節問題前以上を失ったものまたは中足指筋関節前しては近位指節間間節以上を失ったものは指しています。以下同様とします。 (3) 1 軍が開催とします。 (3) 1 軍が明し、または1服の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 1 軍が明し、または1服の矯正視力が0.02以下になったもの (4) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5 にの以上短縮したもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 正肢の法の関節に関節を残すもの (6) 1 正肢の法の関節を残すもの (6) 1 国の関連正視力が0.6以下になったもの (2) 1 下肢は自動が対しの以上の症状を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 1 国の動力が正接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 国の動力を全く失ったもの (9) 1 耳の動力が重に関したもの (9) 1 耳の動力が重に関しましたもの (9) 1 耳の動力が重に関しましたもの (9) 1 耳の動力を全く失ったもの (1) 胸膜の縁疑惑の機能に降害を残したもの (6) 1 足の第1の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (6) 1 は関のを含めの異なに関するとのののの手指を失ったもの (6) 1 は関心を含めるの単体を失ったもの (6) 1 は関いを含めまの単位に関連を残したもの (6) 1 に関いを含めまの単位に関連を残したもの (6) 1 に関いを含めまの単位に関連を残したもの (6) 1 1 服の 足がの足があるの 2 20% (2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの	42%
(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の 話声を解することができないもの (4) 神経系統の機能または精神に需要を残し、軽易な労務以外の労務に厳することができないもの (5) 順級配職器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に厳することができないもの (6) 1 戸の指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足を 1 スフラン関節以上で失ったもの (1) 両足の足指の全部の用を廃したもの (1) 両足の足指の全部の用を廃したもの (2) 位別 1 に関係して、 4 にの理解を発すする (2) では、 5 にい運動障害を残すもの (1) 両足の足指の全部の用を廃したもの (2) 正確にあっては中足指筋関節からに著しい。 2 を失ったもの (2) 直接にあっては中足指筋関節が1 に著しては重動障害を残すもの (3) 1 手の日指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 に以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 5 に対し 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 5 に関係していたもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (6) 1 上皮の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (9) 1 下肢に偽関節を残すたもの (1) 両限の基がたいる以下になったもの (2) 1 取り魅力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 阻しくおよび言語の機能に確当を残すもの (7) 両耳の魅力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができる 3 称が相当な程度に制限されるもの (3) 1 耳の聴力が 2 を残しになったもの (3) 1 耳の聴力が 2 を残しにある 2 の手指を失ったもの (4) 1 耳の聴力が 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (6) 1 耳の聴力を全く失ったもの (3) 1 耳の睫力を全く失ったもの (4) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (5) 1 足の指面を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (6) 1 1 取り聴力が 1 に関すを残すもの (4) 1 ほの聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (5) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音通の話声を解することができない程度 である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音を残すもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音を残すもの (6) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では音の話を表すもの (6) 1 目の聴力が 1 m以上の配離では音を残 1 の 1 を 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の			
語声を解することができない程度になったもの (4)神経条約の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1年の別籍を含み3の手指または開相に関連を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1年の別籍を含み3の手指または開相に関連を残すもの (9) 1上版に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (0) 1下版と偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (0) 1下版と偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (1) 1両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末前骨の半分以上、その他の足指は遠位指前間関節)第1の足指は末前骨の半分以上、その他の足指は高位指前間関節(第1の足指は流めては指前間関節)に著しい産財を表すもの (3) 1時にあっては指前間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (2)外貌に著しい離状を残すもの (3) 1両の損害を含み3の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (3) 1年の日指を含み2の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (3) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (6) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (1) 1両限の指定視力が0.6以下になったもの (3) 1両限の指定視力が0.6以下になったもの (3) 1両限の対立たに著しい検討を残すもの (4) 1両限の対立たに著しい検討を残すもの (5) 原を欠損し、その機能に著しい検討を残すもの (6) 個し、くおよび言語の機能に障害を残すもの (6) 個し、くおよび言語の機能に障害を残すもの (6) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
(4)神経系統の機能に下は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務 に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する ことができないもの (6)1年の月報を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1年の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10)同反の足指の全部の用を廃したもの(足様の用を廃したものとは、第1の足指は主な部別を残し、著しい近動障害を残すもの (1)同反の足指の全部の用を廃したもの(足様の用を廃したものとは、第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すもの (3)国内の足指の主なけな見ば前関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (2)外貌に著しい臓状を残すもの (3)国間の睾丸を失ったもの (3)1年の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1年の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に急間を発すもの (1)同腰の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両限に半盲症、視野残窄または母野変状を残すもの (3)扇形に半盲症、視野残容または母野変状を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著と、は母野変状を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)明日のおが1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の勝力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の勝力が1m以上の距離では普通の話声を解することができる労務が相当な程度に制限されるもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全く失ったもの (9)1耳の勝力を全が見上の足指を失ったもの (9)1耳の閉右を診め用を廃したもの (9)外貌に相当程度の触状を残すもの (4)1程の実指を含み2以上の足指を失ったもの (6)外貌に相当程度の耐を除したもの (6)外貌に相当程度の耐を除したもの (6)外貌に相当程度の耐を除したもの (6)の場に対しているに対し対しを対しているとのできない程度に対しの場が表がすることが正確では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の時力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の時力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の時力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (5)両耳の助力が1m以上の距離では単分のほかに障害を残すもの (1)1種に対しているに対しているのはいるできないのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはいるのはい			
(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1 手の写指含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10)1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)1 にの足指の全部の用を廃したもの(足様の田を廃したものとは、第1の足指は未節骨の半分以上、その他の足様は強酷間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1の足指にあっては指節間関節)(第1)1 下肢で表します。)(2)外級に著し、職状技験すもの (3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (5)1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6)1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (6)1 上皮に偽関節を残すもの (6)1 正の場正視力が0.6以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野疾穿または視野変状を残すもの (4)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (5)鼻を欠損し、その機能に着しい障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6)1 耳の助力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (8)1 耳の助力が耳に接しなければ大声を解することができる分務が相当な程度に動限されるもの (2)1 耳の助力を失失ったもの (3)1 手の母指または胃臓以外の2の手指を失ったもの (3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (4)1 は関の聴力が11以下になったもの (5)再を第に関しに対し歯科は感を加えたもの (6)1 耳の強力が11以下になったもの (6)1 正の廃土の足能の全部の用を廃したもの (6)1 正の廃土の足指を残すもの (6)1 正の廃土の足様を残すもの (6)1 正の廃土の足様を残すもの (6)1 正の廃土の足様を残すもの (6)1 正の時間を提起を残すもの (6)1 正の発生なは言語の機能に障害を残すもの (6)1 正の発生なは言語の機能に障害を残すもの (6)1 正の発生なは言語の機能に障害を残すもの (6)1 正の発生を残すもの (6)1 正の発生を表することができない程度とない程度とない程度とない程度とない程度とない程度とない程度とない程度と		(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務	
ことができないもの (6) 1 手の母指を含み3の手指または母指と外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動除害を残すもの (10) 同と同様の全部の用を廃したもの(2) 任何の異ない。第1の足指は本語の中分以上、その他の足指は適性指節関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指に本所の中分以上、その他の足指は適性指節間関節(第1の足指は本語の中分以上、その他の足指は適性指節間関節(第1の足指に本所のとない、は非常に関い矯正視力が0.02以下になったもの (2) 外貌に著しい離状を残すもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (5) 1 下肢を3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6) 1 上肢に 4 に対したり (1) になったもの (3) 両服の延視力が0.6以下になったもの (3) 両限に利力が0.6以下になったもの (3) 両限に発音を残すもの (4) 両服の基定力が0.6以下になったもの (5) 身を欠損し、その機能に著しい実権を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができるり、他耳の聴力が1 に対しの距離では普通の話声を解することができるり、他耳の聴力が1 に対しの距離では普通の話声を解することができる分務が相当な程度に制限されるもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (1) 1 取の聴力を全く失ったもの (3) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2の手指を成したもの (6) 4 が相当程度の節状を残すもの (3) 1 日の発指を含み2以上の足指を失ったもの (3) 1 日の発指を含み2以上の足指を失ったもの (6) 1 財の強圧視力が0.1以下になったもの (6) 1 財の強圧視力が0.1以下になったもの (6) 1 財の強圧を含み2以上の足指を失ったもの (6) 1 財の発指を含み2以上の足指を失ったもの (6) 1 財の発力で1 以下になったもの (6) 1 財の発指を成れるとののでき指を解することができない程度になったもの (5) 1 日の母指と成れのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのは対しているのは対しているのよりに対しているのよりに対しているのは対しているのよりに対しないるのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しないるのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのより			
(6)1 手の拇指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1両足の足指の全部の用を廃したもの(足指は遺位指節間関節) に 著しの足指は未市着の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節 (第 1 の足指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいいます。以下両様とします。) (2)外貌に著しい睫状を残すもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (5)1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (7)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両眼に半盲症、把野狭窄または視野変状を残すもの (6)組しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6)組しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6)組しゃくおよび言語の経胞に冷酷を (2) 1 限の諸正視力が1 に対し、使用を解することができない程度にない、他耳の聴力が1 m以上の距離では善通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1 耳の聴力を失失ったもの (1)1 耳の聴力を失失ったもの (1)1 耳の聴力を失失ったもの (1)1 耳の聴力を失失ったもの (1)1 耳の聴力を失失ったもの (1)1 目の時間を発射の2 の手指を失ったもの (1)1 目の時間を発射の2 の手指を失ったもの (1)1 目の時間を発射を発すもの (1)1 目の時間を発射を発すもの (1)1 目の発生を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (6)4 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (5)1 足の足指の全部の用を廃したもの (6)4 に対し間を限りまたもの (6)4 に対し間を限りまたもの (6)4 に対し間を限りまたもの (5)1 にの足指を含み2 以上の足指を失ったもの (5)1 にの (5)1 に対し 随料に障害を残りもの (4)14 歯以上に対し 歯科細核を加えたもの (5)1 にの (5)1 に接し 体が (5)1 に対し の (5)			
(7)1 手の5の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8)1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10)同足の足指の全部の用を廃したもの(足指の足指は活動の円形を残し、その他の足指は退位指節間関節(第 1 の足指は不動やの半分以上、その他の足指は退位指節間関節(第 1 の足指はあては指節間関節)に著 1 の足指はあては指節間関節(第 1 の足指はあては指節間関節)に著 1 の足指はあては指節間関節(第 1 の足指はあては指節間関節(第 1 の足指はあては指摘関節)に著 1 の足指はあては指摘関節(音 1 の足指にありては指摘関節)に著 1 の以上を失ったもの (3)内臓とします。) 12分税に著しい離状を残すもの (3)内臓が変えを失ったもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5)1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢の 3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (6)1 上皮の 3 大関節を残すもの (1) 「下肢の 3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (1) 国の場正視力が0.6以下になったもの (1) 国の場立が上でなったもの (1) 国の場立が上で表した。 (1) 国の場立が上で表し、をできるできない程度になったもの (1) 国の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができる労務が相当な程度に対しが関を1 なもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (1) 耳の聴力を全く失ったもの (1) 国の職が開設されるもの (2) 工 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (1) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (1) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (1) 1 取の矯正視力が0.1以下になったもの (1) 1 取の矯正視力が0.1以下になったもの (1) 1 取の矯正視力が0.1以下になったもの (1) 1 耳の暗力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (1) 1 再の贈力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の暗力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の暗力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (1) 1 年の時指または他の4 の足指を失ったもの (1) 1 年の時指または他の4 の足指を失ったもの (1) 1 年の時指または他の4 の足指を失ったもの (1) 1 年の時間または他の4 の足指を失ったもの (1) 1 日の聴力が1 に接していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい			
(8)1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足損の用を廃したものとは、第1の足指は未節骨の半分以上、その他の足指は漁位指節間関節以上を失ったものをまったは中足指防関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下回接とします。) (2)外貌に著しい酸状を残すもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの(1) 下肢を 5 cm以上短縮したもの(5) 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの(6) 1 上肢に 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの(6) 1 上肢に 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの(6) 1 上肢に 6 関節を残すもの(1) 1 原政・選手といるといいである大関節に関節の場では 7 を残すもの(1) 1 原の場では 7 が 2 ののの(1) 1 原の場では 7 ののの(2) 1 下肢に 5 cm以上短縮に障害を残すもの(3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(4)両腿のまぶたに著しい欠損を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい除害を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい除害を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい除害を残すもの(5) 1 再の時力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(1) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが医をない程度になったもの(1) 1 早の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの(1) 1 早の母指まとは母指以外の 2 の手指を失ったもの(1) 1 早の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの(1) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの(1) 1 足の短指の全部の用を廃したもの(6) 外貌に相当程度の離状を残すもの(1) 1 正の短指を受すもの(1) 1 足の短指を受すもの(1) 1 正の短指を含み 2 以上の足指を失ったもの(5) 1 正の短指を発すもの(1) 1 正の短指を変するの間が表に相当程度の離れを廃したもの(6) 1 耳の時力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(1) 1 下肢 3 am以上の症状に降害を残すもの(1) 1 正の短指を変すもの(1) 1 正の短指を含み 2 以上の足指を失ったもの(5) 1 耳の時間が脱りが 1 m以上の距離では 3 通りに 2 できたは 1 を続き 3 のの 5 に関す 1 のの 5 に関す 2 に関す 1 のの 5 に関す 2 に関す 2 に対す 2 に対す 2 に関す 2 に			
(9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (0)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (1)1両足の足指の全部の用を廃したもの)足指は流位指節間関節(第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は流位指節間関節(第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は流位指節間関節(第 1 の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (2)外核に著しい瞳状を残すもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)1手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5)1下肢を 5 cm以上短縮したもの (6)1上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (7)1下肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (3)両臓に弾血症、視野狭窄または根野変状を残すもの (3)両酸に発血が1 m以上の距離では善通の話声を解することができない程度になったもの (3)両政・対1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができなり機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (1)加険監視器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (2)1手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (3)1上の発指の全部の用を廃したもの (9)4度に発生を発すもの (1)1世の発生を発すもの (1)1世の発生を発すもの (1)1世の発が1 n以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の現指を発すもの (1)1年の母指までは母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (9)4度に対して対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのとに対し、とのに		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(1)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の甲半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中尾指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下回接とします。) (2)外貌に著しい醜状を残すもの(3)両側の睾丸を失ったもの(3)両側の睾丸を失ったもの(3)両側の睾丸を失ったもの(4)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(4)1手の母指を含み2の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(5)1下肢を5cm以上短縮したもの(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(9)1下肢に偽関節を残すもの(9)1下肢に偽関節を残すもの(0)1足の足指の全部を失ったもの(1)両限の矯正視力が0.6以下になったもの(1)両限の第三視力が0.6以下になったもの(1)両限の第三視力が0.6以下になったもの(1)両限の非ぶたに著しい交損を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの(6)咽しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの(6)咽しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの(5)角を欠損し、その機能に対しては計能が表別を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(9)1耳の聴力を全失失ったもの(9)1耳の聴力を全失失ったもの(1)神経系統の機能に対してなければ大声を解することができる労務が相当な程度に制限されるもの(2)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの(3)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの(5)1足の足指の全部の用を廃したもの(6)外級に相当程度の酸状を残すもの(1)1種の場上に対していましたもの(6)外級に相当程度の酸状を残すもの(1)1種の場上の経過と残すもの(1)1種の場上の経過と残すもの(1)1種の場上の経過と対象したもの(5)1足の規則の強に対解したもの(5)1耳の時力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(1)1再の時力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(1)1再の時対をは対しに対していましたの(5)1耳の時力が1m以上の矩とはがは大声を解することができない程度になったもの(5)1耳の時対をは対域が200円を解したもの(6)1耳の時対をは対域が200円を解することができない程度になったもの(5)1耳の時対をは対域が200円を解したもの(6)1耳の時対をないは対域が200円を解したもの(6)1耳の時対をないは対域が200円を解することができない程度になったもの(5)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(9)1足の第1の足指を使ったもの(9)1足の第1の足が200円を解したもの(201下肢を3の足が201円を解したもの(201下肢を3の足が201円を解したもの(201下肢を3の足が201円を解したもの(201下肢を3の足が201円を解してものでは対域が201円を解してものでは対域が201円を解してものでは対域が201円を解してものでは対域が201円を解してものでは対域が201円を解してものでは対域が201円を表すと対域が201円を解してものに対域が201円を解してものに対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと対域が201円を表すと表が201円を表すと対域が201円を表すと対		(9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) 120外骸に著しい曖昧と表すもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)両側の睾丸を失ったもの (3)目手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの(4)1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの(5)1 下肢を 5 cm以上短縮したもの(6)1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの(6)1 上肢に偽関節を残すものの101 足の足指の全部を失ったもの(2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの(2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの(2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの(3)両限に半盲症、視野狭管または視野変状を残すもの(6)唱しゃくおよび言語の機能に落しい障害を残すもの(6)唱しゃくおよび言語の機能に落きを残すもの(6)唱しゃくおよび言語の機能に落きを残すもの(6)唱しゃくおよび言語の機能に落きを残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの(5)間である程度になったもの(9)1 耳の魅力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(1)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの(9)1 耳の患力を全く失ったもの(1)神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限でれるもの(2)1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの(5)1 足の発指の全部の用を廃したもの(6)外貌に相当程度の酸状を残すもの(1)性一臓に著しいの指と発わりの1と対能したもの(6)外貌に相当程度の職状を残すもの(1)性一臓に著しいは対しば外が11とかるに障害を残すもの(4)14歯以上に対し歯科補縁を加えたもの(5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(5)1 耳の時間が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時間が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の時が正式が関係を表することができない程度になったもの(6)1 耳の時が正式が関係を表することができないませんが正式が関係を表する。11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係されば、11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係を表するは、11年に対しないませんが、11年に対しないませんが正式が関係しませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に対しないませんが正式が関係しまれば、11年に関係が正式が関係しまれば、11年に関係を表するに対しないませんが正式が関係しまれば、11年に関係を表するは、11年に関係を表するはなりに関係を表するは、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するは、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11年に関係を表するが、11		(10)1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
上を失ったものまたは中足指節関節・に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) 102外級に著しい酸状を残すもの (3)両側の養丸を失ったもの (3)両側の養丸を失ったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5)1下肢を 5 cm以上短縮したもの (6)1上肢にの 3 大関節中の1関節の用を廃したもの (6)1上肢にの 3 大関節中の1関節の用を廃したもの (6)1上肢にの 3 大関節中の1関節の用を廃したもの (6)1上皮に偽関節を残すもの (0)1足の足指の全部を失ったもの (3)両腿の場正視力が0.6以下になったもの (3)両腿に判断に残したるの (5)鼻を欠損し、その機に著しい受害を残すもの (5)鼻を欠損し、その機に著しい障害を残すもの (5)内耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが問難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (1)神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限とれるもの (9)1更の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (3)1上の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (4)1点切りに関すに障害を残すもの (1)1 限の場に深力が0.1以下になったもの (5)1 足の第1 の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1 日の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (1)1 1 即の場正が野に障害を残すもの (4)1点切り上に対しは神経験を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 に降すを解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離に降きを残すもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離に降したもの (6)1 下肢を3 で見上短縮したもの (6)1 耳の勝力が1 に対すにはそのの話声を解することができない程度になったもの (5)1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 102分貌に著しい離状を残すもの 13両側の睾丸を失ったもの (1)1 服が失明し、または1 服の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5)1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (1)両限の矯正視力が0.0以下になったもの (2)1 服の矯正視力が0.0以下になったもの (3)両限の矯正視力が0.0以下になったもの (3)両限の矯正視力が0.0以下になったもの (3)両限の矯正視力が0.0以下になったもの (5)鼻を欠損し、その機能に警害を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に警害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することがの音を放り程度になったもの (8)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することがの音を放り機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)1 服の器に制限されるもの (2)1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (3)1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (4)1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (5)1 足の足指の全部の用を廃したもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (4)1 4億以上に対し歯科補縁を加えたもの (5)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (5)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)1 耳の肺力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)1 耳の肺力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)1 耳の肺力が1 m以上の距離では普遍の話声を解することができる分別が1 m以上の距離では普遍の話声を残することができる対面に対面が1 mull に対面が1 mull mull mull mull mull mull mull mul			
(2)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの (13)両側の睾丸を失ったもの (11) 服が失明し、または1服の矯正視力が0.02以下になったもの (3)1 手の拇指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5)1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (1)1 両限の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの (5) 関し、その機能に障害を残すもの (6) 阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6) 阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10) 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10) 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 以上の足指を失ったもの (14) 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (14) 相切と所定を決すもの (15) 1 足の足指を持ちの (16) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度 になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
第8級 (1)1 服が失明し、または1 服の矯正視力が0.02以下になったもの (2)育柱に運動障害を残すもの (3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6)1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (7)1 下肢で3の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (9)1 下肢に偽関節を残すもの (0)1 足の足指の全部を失ったもの (3)両限の禁正視力が0.6以下になったもの (3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に管害を残すもの (5)胸をかず1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度にないもの (1)胸膜部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸膜部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3)1 手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (4)1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1 足の足指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の離状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (3)阻しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補験を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の発したもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の野離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6)1 年の時指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9)1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
第8級 (1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)替柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (0)1尼の足指の全部を失ったもの (2)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野妖学または視野変状を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に離害を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に離害を残すもの (7)両耳の魅力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが移が相当な程度には非限されるもの (1)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)神経系統の機能とまたは最神以外の2の手指を失ったもの (3)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1足の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1足の定指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に蓄しい障害を残すもの (7)生殖器に苦しい障害を残すもの (3)唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の魅力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が1m以上の細胞に降害を残すもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		29	
(2)脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢に偽関節を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (1) 1 一肢の 3 大関節中の 1 限節の用を廃したもの (2) 1 服の場正視力が0.6以下になったもの (3) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼の場正視力が0.0以下になったもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが固能であら程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが断難である程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが解するるととが困難である程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができる労務が相当な程度に制限されるもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 1 足の指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (14) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の第1 の足指を残すもの (11) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (14) 1 眼の第正視力が0.1以下になったもの (5) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが困難である程度になったもの (5) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	第045		3/10/
(3)1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(4)1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(5)1 下肢を5cm以上短縮したもの(6)1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(7)1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの(9)1 下肢に偽関節を残すもの(9)1 下肢に偽関節を残すもの(0)1 足の足指の全部を失ったもの(2)1 服の矯正視力が0.6以下になったもの(3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(4)両限のまぶたに著しいぐ損を残すもの(5)鼻を欠損し、その機能に蓄しい障害を残すもの(6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの(6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの(8)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(8)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になか、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(9)1 耳の聴力を全く失ったもの(0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの(1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの(1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの(1)1 年の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(5)1 足の足指を含み2以上の足指を失ったもの(6)外貌に相当程度の酸状を残すもの(1)1 圧の尾指の全部の用を廃したもの(6)外貌に相当程度の酸状を残すもの(1)1 圧の尾指の全部の用を廃したもの(6)外貌に相当程度の酸状を残すもの(3) 唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの(4)14歯以上に対し歯科補緩を加えたもの(5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが下きない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが下きない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(5)1 正の能力が1 m以上の正のにはないますにないますにはないますにないますにないますにないますにないますにないますにないますにないますに	SHI O WX		34/0
(5) 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (1) 1 両肢の場面に視力が0.6以下になったもの (3) 両眼の場面に視力が0.6以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼の場面に光白の機能に著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力が正接しなければ大声を解することができるい程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度においていまれば大声を解することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10)神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 解の機能をはは精足外の2の手指を失ったもの (12) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 1 耳の聴力が0.1以下になったもの (4) 1 はの議上視力が0.1以下になったもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
(5) 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (0) 1 足の足指の全部を失ったもの (2) 1 限の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 限の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両限(半盲症、視野狭窄はなったもの (4)両限のまぶたに著しい次損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の魅力が 3 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の魅力を全く失ったもの (9) 1 耳の魅力を全く失ったもの (1) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 1 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 1 足の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2 以上の足指を失ったもの (6) 4) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (6) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (6) 4) 1 に関連に著しい障害を残すもの (1) 1 限り矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 1 は歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの		(4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃し	
(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの (2) 1 限の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 限の矯正視力が0.6以下になったもの (3) 両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 唱しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6) 唱しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (6) 明しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (8) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (9) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (1) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 加度酸臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (6) 外貌に相当程度の酸状を残すもの (7) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (6) 外貌に相当程度の酸状を残すもの (7) 1 服の嫌正視力が0.1以下になったもの (3) 唱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 1 服の嫌正視力が0.1以下になったもの (3) 明しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 1 国の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
(7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (0)1足の足指の全部を失ったもの (1)両限の矯正視力が0.66以下になったもの (3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両限のあまぶたに著しいぐ損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他はの聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他はの聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (3)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1足の定指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の離状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (3)唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (3)唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (3)唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (5)両耳の聴力が1m以上になったもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (5)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3m以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
(8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (0) 1 足の足指の全部を失ったもの (1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力が互に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)1胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (4) 1 足の第1の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (5) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (6) 1 足がに置いである程度になったもの (7) 1 非の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
(9) 1 下肢に偽関節を残すもの (0) 1 足の足指の全部を失ったもの 第9級 (1)両限の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 服の矯正視力が0.6以下になったもの (3)両限に半音症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両限のまぶたに著しい欠損を残すもの (6)咽しゃくおよび言語の機能に警害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (2) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補臓を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
 第9級 (1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼り矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (1)前腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (2) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (4)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5) 1足の足指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (7)生福器に著しい障害を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9)1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (9)1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (9)1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (9)1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (9)1 に対しながに対しながに対しながに対しながに対しながに対しながに対しながに対しなが		(9)1下肢に偽関節を残すもの	
(2) 1 服の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両限のまぶたに著しい吹積を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他日の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能に降害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (3) 1 中の持力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
(3)両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両限のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)阻しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (13) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (4) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 限の矯正視力が0.1以下になったもの (3)喧しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	第9級		26%
(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (2)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3)1手の母指を含み2以上の足指を失ったもの (5)1足の実指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1取り矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が1 に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		3<	
(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1)1 耳の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 限の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
(7)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指をは母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 4 別のと指を含み2 以上の足指を失ったもの (16) 4 別のと指を含み2 以上の足指を失ったもの (17) 生曜器に著しい障害を残すもの (17) 1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 1 4歯以上に対し歯科補縁を加えたもの (5)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
ない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他日の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)唱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		(6)虹しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (0) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (1) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (6) 外貌に相当程度の離状を残すもの (7) 生殖器に著しい障害を残すもの (1) 1 服の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
になり、他耳の魅力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の離状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (3)唯しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの		···	
(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの 10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (2) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2 以上の足指を失ったもの (5) 1 足の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (6)外貌に相当程度の酸狀を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 所以上の手指の用を廃したもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの			
(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の酸状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの (1)1服の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3m以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当 な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の酸状を残すもの (17生殖器に著しい障害を残すもの (1)1服の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
な程度に制限されるもの (22) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (33) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (34) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補縁を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が1 軍に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 m以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
(2) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (4) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (5) 1 足の足指を含み2以上の足指を失ったもの (6)外貌に相当程度の醜状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面規で複規を残すもの (2)正面規で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当	
(3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (4) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (5) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (6)外貌に相当程度の離状を残すもの (7)生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (3)唱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
たもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の離状を残すもの (17生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の魅力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の魅力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(4)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(5)1足の足指の全部の用を廃したもの(6)外貌に相当程度の離状を残すもの(7)生殖器に著しい障害を残すもの(7)生殖器に著しい障害を残すもの(2)正面視で複視を残すもの(2)正面視で複視を残すもの(3)咱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの(4)14歯以上に対し歯丼補綴を加えたもの(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(8)1下肢を3m以上短縮したもの(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
(6)外貌に相当程度の酸状を残すもの (17生殖器に著しい障害を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
(7)生殖器に著しい障害を残すもの 20% (2)正面規で複規を残すもの (2)正面規で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
第10級 (1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
(2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9)1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	第10年		2006
(3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	タカ I U形X		2070
(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8)1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9)1 足の第1の足指または他の 4 の足指を失ったもの		1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの		(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの		**	
(7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの			
(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの			
(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの	
		(7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの	

	(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	15%
	(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5)両耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程	
	度になったもの	
	(6)1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	(7)脊柱に変形を残すもの	
	(8)1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障	
	があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	10%
	(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失	
	ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの	
	(13)局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14)外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの	7 %
	(2)1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの	
	(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7)1手の小指の用を廃したもの	
	(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9)1下肢を1cm以上短縮したもの	
	(10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	
	(11)1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の 用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	4 %
	(2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程 度になったもの	
	(4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	(5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	(6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	(7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができな	
	くなったもの	
	(8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの	
	(9)局部に神経症状を残すもの	

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。





別表2 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビン グ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機はり搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類す る危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以下 であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パ ラシュート型起降呈動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

※疾病死亡保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
せ 責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ほ保険事故	被保険者の疾病死亡をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当 した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額 の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次のアおよびイに掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日から その日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに 治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に 発生したものに限ります。
 - ③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号) 第6条 (定義等) に規定する次のアからエまでのいずれかの感染症(注)を 直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
 - ア. 一類感染症
 - イ.二類感染症
 - ウ. 三類感染症
 - 工. 四類感染症
 - (注)被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。
- (2)第12条 (死亡保険金受取人の変更) (1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保 険金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合に より疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第12条 (死亡保険金受取人の変更) (9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社 は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の 診断によります。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、 疾病死亡保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。た だし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金 額については、疾病死亡保険金の支払の対象とします。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (7) (5)もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生 じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または 法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)使用済燃料を含みます。
 - 注4)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、次の①から③までのいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険 金を支払いません。
 - ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が山岳登はんはを行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、 疾病死亡保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)疾病死亡保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重 され、第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した場合は、当会社 は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を 受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第2条(保険金 を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当す るときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約はを解除することを求めること ができます。
 - (1) この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条 (重大事由 による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1)③アから オまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第13条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - (5) ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②から④ までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約回の存 続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - (6) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(ii)の 被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2)保険契約者は、(1)(1)から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請 求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約はを解除しなければなりま th.
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1)(1)の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注) を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提 出があった場合に限ります。
 - (注)その被保険者に係る部分に限ります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対 し、その旨を書面により通知するものとします。
 - (注)その被保険者に係る部分に限ります。

第7条(保険料の返還一解除の場合)

(1)第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(2) を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。 (2)第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約³³ を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条(事故の通知)

- (1)被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき 者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会 社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明 を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。 (2)保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反し
- た場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは 事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し 引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

- (1)疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これ を行使することができるものとします。
- (2)疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩ までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
- ④ 死亡診断書または死体検案書
- ⑤ 被保険者の戸籍謄本
- ⑥ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
- ⑦ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したこと およびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、そ の後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断
- ⑧ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
- ⑨ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
- ① その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等において定めたもの
- (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

- (注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
- (注3) 第2条 (保険金を支払う場合) (1)②に該当した場合とします。
- (注4)疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条(当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求)

- (1)当会社は、第8条 (事故の通知) の規定による通知または第9条 (保険金の請求) および普通 保険約款第19条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払 にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当 会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。
- - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2)収入の喪失を含みません。

第11条(代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に 通知しなければなりません。
- (4)(3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人™を死亡保険金受取人とします。
 - (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相 続人とします。

第13条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

☆ 治療・救援費用補償特約 ☆

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
ſ,	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認めら れる異常所見をいいます。
き	救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く 被保険者の親族(注2)をいいます。
		(注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2)これらの者の代理人を含みます。
	競技等	競技、競争、興行(は1)または試運転(は2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能域験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート®、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。

せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。	
5	治療・救援費用 保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。	
v	被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。	
ほ 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のしることをいいます。ただし、同条(1)①については、像		被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当することをいいます。ただし、同条(1)①については、傷害の原因となった事故を、同条(1)②については疾病の発病をいいます。	

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次の①から⑤までのいずれかに該当したことにより被保険者^(注)が負担 した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保 険者^(注)に支払います。

項目	事由
① 被保険者が傷害を被り、治療 ^(注3) を要した場合	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果 として、治療 ^{注3)} を要した場合
② 被保険者が、右のアからウまでに掲げる疾病のいずれかを直接の原因として治療を開始した場合	ア. 責任期間中に発病した疾病により、責任期間終了後78時間を経過するまでに治療を開始した場合 イ. 責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 ・責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限ります。 ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次の(ア)から(エ)までのいずれかの感染症**により、責任期間が終了した日から30日を経過するまでに治療を開始した場合(ア)一類感染症(イ)二類感染症(イ)二類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症(エ)の類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症(エ)四類感染症
③ 被保険者が入院した場合で、右のアまたはイのいずれかに該当したとき。	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として継続 して3日以上入院 ²¹⁵ した場合 イ. 責任期間中に発病した疾病 ²¹⁵ を直接の原因として 継続して3日以上入院 ²¹⁵ した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。
④ 被保険者が死亡した場合で、右のアからエまでのいずれかに該当したとき。	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に発布した場合 カ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。 エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
⑤ 被保険者が右のアからエま でのいずれかに該当した場合	ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機また は船舶が行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機また は船舶が遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故に よって被保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故に よって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認され た場合

- (注1) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。
- (注2) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とします。
- (注3) 義手および義足の修理を含みます。
- (注4)被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (注5)他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中と みなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限 ります。
- (注6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

第3条(費用の範囲)

(1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当したことにより負担した費用とは、次の①から③までに掲げるものをいいます。

項目	費用の内容
① 治療費用右のアからセまでの費用のうち、被保険者が治療^{は1)}の	ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費およ び医療器具使用料

ために現実に支出した金額。 ただし、第2条(保険金をし 支払う場合)(1)①に該当と た場合には、傷害の原田から なった事なめで180日りの、第2条(保険金を支しな う場合)(1)②に該当した日間 合は、治療を開始した日間 からその日を含めて180日り のに要した費用に限ります。

- ウ. 義手および義足の修理費
- エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- オ. 職業看護師(注3)費。ただし、謝金および礼金は含みません
- カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- キ、入院による治療を要する場合において、病院もしくは 診療所が遠隔地にあることまた病院もしくは診療所の ベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、 宿泊施設**の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設**(で静養するときの宿泊施設**いで静養するときの宿泊施設**いの客 室料
- ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、 医師の指示により宿泊施設²⁴¹で静養するときの宿泊施 設²⁴¹の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額 または被保険者が負担することを予定していた金額はこ の費用の額から控除します。
- ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- コ. 入院または通院のための交通費
- サ、入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費には診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ア. 国際電話料等通信費

- ス. 治療・救援費用保険金の請求のために必要な医師の診 断書の費用
- セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所 または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場 合の消毒のために要した費用
- ② 入院諸費用 被保険者が入院した場合に

が保険者が入院により必要と なった右のアおよびイの費用 のうち被保険者が現実に支出 した金額

ただし、1事故に基づく傷害または1疾病^{強力}について アおよびイの合計で20万円を限度とします。

イ. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度)

③ 旅行行程復帰費用または 帰国費用

被保険者が当初の旅行行程 を離脱した場合において、右 のアまたはイのいずれかの費 用のうち被保険者が現実に支 出した金額

- ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
- イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注8)

ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者 が負担することを予定していた金額については費用の額か ら控除します。

- (注1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- (注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。 (注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務 として付添を行う者を含みます。
- (注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、不定期航空運送(貸刊航空便による運送を含みます。)のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注6)被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注7) 合併症および続発症を含みます。
- (注8) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するため の交通費および宿泊費を含みます。
- (2)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)③から⑤までのいずれかに該当したことにより 負担した費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。

項目	費用の内容	対象とならない費用
① 搜索救助費用	遺難した被保険者を捜索はいする活動 に要した費用のうち、これらの活動に従 事した者からの請求に基づいて支払った 費用	
② 航空運賃等交 通費	救援者の現地までの船舶、航空機等の 往復運賃。ただし、救援者3名分を限度 とします。	第 2 条 (保険金を支払 う場合) (1)⑤ ウまたはエ の場合において、被保険
③ 宿泊施設の客 室料	現地および現地までの行程における教 援者の宿泊施設**2の客室料。ただし、 救援者3名分、かつ救援者1名につき14 日分を限度とします。	者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用

④ 移送費用	ア. 死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、依保険者の法定相続人が払戻した受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 イ. 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またくは診療所へ移転するために要した移転費は引。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃またしていた帰国のための運賃および(1)①または、場により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。	
⑤ 遺体処理費用	死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、100万円を限度とします。	花代、読経代および式 場費等の葬儀費用等遺体 の処理とは直接関係がな い費用
⑥ 諸維費	ア. 救援者の渡航手続費(**) イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費 ウ. 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等 通信費 エ. アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでの費用と同程度に救援のために必要な費用 ただし、アからエまでの合計で20万円を限度とします。	(1)②により支払われる べき費用

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注4)旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

- (3)第2条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から (1)または(2)の費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)、(2)および第6条 (当会社の責任限度額) から第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) までの規定により計算した治療・救援費用保険金をその機関に支払います。
- (4)(1)および(2)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から⑪までのいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者^{はい}または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)④ エに該当した場合は、第3条(費用の範囲)(2)に掲げる費用については治療・救援費用保 険金の支払の対象とします。
 - ② ①に規定する者以外の治療・救援費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が第3条(2)に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為、ただし、被保険者が第2条(1)④工に該当した場合は、第3条(2)に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格^電ジを持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2 条(1)④アに該当した場合は、第3条(2)に掲げる費用については治療・教援費用保険金 の支払の対象とします。
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第165号) 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)④)アに該当した場合は、第3条(2)に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置 によって生じた傷害または疾病が、当会社が治療・救援費用保険金を支払うべき傷害また は疾病の治療によるものである場合には、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

21

- ⑧ 核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群⁽³⁾、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるもの であっても、治療・救援費用保険金を支払いません。
 - (注) いわゆる [むちうち症]をいいます。
- (3)当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・ 教援費用保険金を支払いません。
 - ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ② 歯科疾病
- (4)当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロブラクティック(Chiropractic)、鍼(Acupuncture)または灸(Moxa cautery)の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した第3条(費用の範囲)(1)①から③までの金額については、治療・教授費用保険金を支払いません。

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害により第2条 (保険金を支払う場合) (1)①に該当し第3条(費用の範囲) (1)①から③までに定める費用を 支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。
 - ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に 準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救援費用保険金の 支払の対象とします。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している問
- (2)当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合) (1)①、③または⑤のいずれかに該当し、被保険者等が第3条(費用の範囲)(1)および(2)に 掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。
- (3)当会社は、被保険者が山岳登はん®を行っている間に高山病を発病し第2条(保険金を支払う場合)(1)②のいずれかに該当した場合で、第3条(費用の範囲)(1)①から③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。
 - (注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第6条(当会社の責任限度額)

- (1)当会社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①から ⑤までに規定する事由の発生1回^車につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。
- (注)その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。 (2)(1)の場合において、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したときは、当会社が支
- 2人们の場合において、彼所映画もからいていた。 払うべきお癖・教養曹用保険金の額はそれぞれに規定する事由の発生1回につき、治療・教 援費用保険金額をもて限度とします。
 - ① 第2条 (保険金を支払う場合) (1)①の傷害を直接の原因として、第2条(1)③アまたは ④アに該当した場合
 - ② 第 2 条(1)②の疾病を直接の原因として、第 2 条(1)③ イまたは④ イもしくはウに該当した場合
- ③ 第2条(1)⑤に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として第2条(1)①に該当した場合

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当 する金額を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時または疾病を発病した時既に存在していた身体の障害または 疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合
 - ② 被保険者が傷害を被った後または疾病を発病した後にその原因となった事故または疾病 と関係なく発生した傷害または疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害または疾病が重大となった場合④ 保除契約者またけ治療・数遅費用保除金を受け取るべき者が治療をさせたかったことに
 - ④ 保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険 契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (費用の配囲) (1)および(2)の費用の 額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療・救援費用保険金として支払います。

	区分	支払額
1	他の保険契約等から保 険金または共済金が支 払われていない場合	この保険契約の支払責任額

第3条(1)および (2)の費用の額 とは共済金の合計額 ー 他の保険契約等から 支払われた保険金ま たは共済金の合計額 の支払額

- 第9条(保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)
 - (1)職業または職務の変更の事実(は1)がある場合において、適用保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の適用保険料^(注2)が変更前の適用保険料^(注3)よりも高くなる場合は、次の算式で計算した追加保険料を請求します。



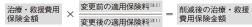
② 変更後の適用保険料^(注2)が変更前の適用保険料^(注3)よりも低くなる場合は、次の算式で計算した保険料を返還します。



- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注3)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の 変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合対は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実。いがあった後に生じた第2条 (保険金を支払う場合) (1)①、③または⑤にかかる保険事故に対しては、次の算式により治療・救援費用保険金額を削減します。

治療・救援費用 $imes \frac{\dot{x}}{x}$ $imes \frac{\dot{x}}{x}$

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (4)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条 職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合 において、変更後の適用保険料³¹¹が変更前の適用保険料³¹²よりも高いときは、当会社は、 職業または職務の変更の事実⁽³¹⁾があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)①、 ③または⑤にかかる保険事故に対しては、次の算式により治療・救援費用保険金額を削減し ます。



- (注1)変更後の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注3) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5)(4)の規定は、当会社が、(4)の規定による治療・救援費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から次の①または②の期間を経過した場合には適用しません。
 - ① 治療・救援費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
 - ② 職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6)(4)の規定は、職業または職務の変更の事実(**)に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または⑤にかかる保険事故については適用しません。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7)(4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(**)が生じ、この保険契約の引受範囲(**)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
 - (注2)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (8)(7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実®が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (9)第6条(当会社の責任限度額)(2)の規定により治療・救援費用保険金を支払う場合には、(3) および(4)の規定は被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または5に該当したこ とにより発生したそれぞれの費用の計算についてのみ適用し、第6条(2)の治療・救援費用保 険金を計算する場合の同条(2)の治療・救援費用保険金額はこれを削減しません。

第10条(被保険者による特約の解除請求)

(1)被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約[®]を解除することを求めることができます。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2)保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約®を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第11条 (保険料の返還一解除の場合)

(1)第9条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合) (2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 ×

未経過期間日数保険期間日数

= 返還する保険料

(2)第10条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの特約®を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第12条 (事故の诵知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取る べき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次の①から③までに掲げる事 項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もし くは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、 これに応じなければなりません。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までの場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
 - ② 第2条(1)⑤アまたはイのいずれかの場合は、行方不明もしくは遭難の状況
 - ③ 第2条(1)⑤ウまたはエのいずれかの場合は、事故発生の状況
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、 保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方 不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の 状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)(1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容®について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (4)保険契約者、被保険者または治療・教援費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5)保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1)から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実 を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保険金を支払います。

第13条 (保険金の請求)

(1)治療・救援費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①から③までに掲げる時から、 それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

	区分	保険金請求権が発生する時
	第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合	次のアまたはイのいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を要しなくなった時 イ. 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過 した時
2	第2条(1)②の場合	次のアまたはイのいずれか早い時 ア、被保険者が治療を要しなくなった時 イ、治療を開始した日 [®] からその日を含めて180日を経過 した時
	第2条(1)③から⑤までの いずれかの場合	各費用の負担者が費用を負担した時

(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(2)被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療・救援費用保険金の支払を請

求する場合は、次の①から⑭までに掲げる書類^{注1)}のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 公の機関(注2)の事故証明書
- ⑤ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- 6 次のアまたはイを証明する医師の診断書
- ア. 責任期間中もしくは責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期
- イ. 責任期間中に第2条 (保険金を支払う場合) (1)②ウに規定する感染症に感染し、かつ、 その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過す るまでに治療を開始したことおよび感染症の程度
- ⑦ 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)③から⑤までのいずれかに該当したことを 証明する書類
- ⑧ 治療・救援費用保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)(1)および(2)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- 9 被保険者の印鑑証明書
- ① 死亡診断書または死体検案書
- ① 被保険者の戸籍謄本
- ② 治療・救援費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- ⑤ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- (4) その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第3条(3)の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救援費用 保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注3)治療・救援費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第14条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第12条(事故の通知)の規定による通知または第13条(保険金の請求)および普通 保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定 その他治療・救援費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者ま たは治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険 者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第15条(代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療・教援費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額	
1	当会社が費用の全額を治療・救援費 用保険金として支払った場合	被保険者等または被保険者の法定相続人が取 得した債権の全額	
2	①以外の場合	被保険者等または被保険者の法定相続人が取得 した債権の額から、治療・救援費用保険金が支払 われていない費用の額を差し引いた額	

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1)または(2)の機権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および青類 の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②については、普通保険約款第5条(保険責任の 始期および終期)(5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」と あるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み 替えで適用します。

第17条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)③から⑤までのいずれかに該当した場合は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(2)当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約³¹を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合に は、その治療・救援費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会

社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険 金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでの いずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規 定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または治療・救援費 用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 第5条(保険金を支払わない場合ーその2)(2)の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビン グ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類す る危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下 であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パ ラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

♣ 傷害治療費用補償特約 ♣

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義			
(1	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認めら れる異常所見をいいます。			
き	競技等	競技、競争、興行(**1)または試運転(**2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。			
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。			
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。			
	傷害治療費用 保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。			
	乗用具	自動車等、モーターボート ⁽³⁾ 、ゴーカート、スノーモービルその 他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。			
ほ	保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。			

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(注1)を要した場 合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費 用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事 故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結してい なければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

項目	費用の内容
① 治療費用 右のアからスまでの費用の うち、被保険者が治療のため に現実に支出した金額	ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療制度、知識を製食用料 ウ. 義手および義足の修理費 エ. X線検査費 諸検査費および手術室費 エ. X線検査費 き話検査費および手術室費 エ. 大線検査費 きただし、謝金および礼金は含みません。 カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費 キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所の必ずがが空いていないことをやむを得ない事情により、宿泊施設・3つを事をしたときおよび医師の指示により宿泊施設・3つで静養するときの宿泊施設・3つの客室料 ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師診・3つ客室料・ただし、被保険者が払足を受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ケ. 救急措置として被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費(4) コ. 入院または過院のための交通費 サ. 病院はしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための軽転費・3つただし、日本国内(4)

	運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 シ、治療のために必要な通訳雇入費 ス、傷害治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用
1 陰謀弗田	フ 国際電話料金通信典

② 入院諸費用 ア.国際電話料等通信費 被保険者の入院により必要 イ. 入院に必要な身の回り品購入費 (5万円限度) となっ た右のアおよびイの費

用のうち被保険者が現実に支 ただし、1保険事故に基づく傷害について、アお

よびイの合計で20万円を限度とします。

た場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための

③ 旅行行程復帰費用または 帰国費用

出した全額

被保険者が治療を受け、その 結果、当初の旅行行程を離脱 した場合において、右のイま たは口のいずれかの費用のう ち被保険者が現実に支出した

イ. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交 通費および宿泊費

口. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿 泊費(注7)

ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被 保険者が負担することを予定していた金額について はこれらの費用の額から控除します。

- (注1) 義手および義足の修理を含みます。
- (注2) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務 として付添を行う者を含みます。
- (注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注4) 貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要 により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の 範囲に含めます。
- (注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含 みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金 は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場 合に限り費用の範囲に含めます。
- (注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注7) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するため の交通費および宿泊費を含みます。
- (2)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支 払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害治療費用 保険金として支払います。

MARKE COCKER OF TO						
区分		支払額				
保険金ま	契約等から たは共済金)れていない	この保険	美契約	かの支払責任額		
	契約等から たは共済金 れた場合			よって計算した額。ただ ₹とします。 他の保険契約等から支払 われた保険金または共済 金の合計額		の保険契約の支 傷害治療費用 保険金の支払額

(3)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(1)①または③に掲げる費用の 請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に 求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)および(2)の規定 により計算した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から②までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷 害治療費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定め
 - る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそ れがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 (6) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置 によって生じた傷害が、当会社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるもの である場合には、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ① 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ① 9もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生 じた事故
 - (2) (10以外の放射線照射または放射能汚染
 - : (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する

その他の機関をいいます。

- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群は、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるもの であっても、傷害治療費用保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3)当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラク ティック (Chiropractic)、鍼 (Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者による施 術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した第2条(保険金を支払う 場合) (1)の金額については、傷害治療費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、 傷害治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を 用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金の支払の対象とし すす.
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・ 態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技 等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険 金の支払の対象とします。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を 用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用して いる間

第5条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害治療費用保険金の額は、1保険事故に基づく 傷害につき、傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当 する全額を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により傷害が 重大となった場合
 - ② 被保険者が傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により 傷害が重大となった場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害が重大となった場合
 - ④ 保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによ り傷害が重大となった場合

第7条(保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1)職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用保険料を変更する必要があるとき は、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の適用保険料(注2)が変更前の適用保険料(注3)よりも高くなる場合は、次の算式によ り計算した追加保険料を請求します。

職業または職務の変更 の事実(注1)が生じた時 × 以降の期間(注4) — = 請求する 追加保険料 変更後の適用 _ 変更前の適用 保険料(注2) 保険料(注3) 保険期間日数

② 変更後の適用保険料(注2)が変更前の適用保険料(注3)よりも低くなる場合は、次の算式によ り計算した保険料を返還します。

職業または職務の変更 の事実(注1)が生じた時 以降の期間(注4) 返還する 変更前の適用 _ 変更後の適用 × 保険料 保険料(注3) 保険料(注2) 保険期間日数

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (注2) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注3)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の 変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除で きるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故に対し ては、次の算式のとおり傷害治療費用保険金額を削減します。

変更前の適用保険料(注2) 削減後の傷害治療 傷害治療費用 保険金額 変更後の適用保険料(注3) 費用保険金額

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(4)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合 において、変更後の適用保険料^(注1)が変更前の適用保険料^(注2)よりも高いときは、当会社は、 職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり 傷害治療費用保険金額を削減します。

傷害治療費用 × 変更前の適用保険料(注2) 削減後の傷害治療 保険金額 費用保険金額 変更後の適用保険料(注1)

- (注1)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注3) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または (2)の変更の事実をいいます。
- (5)(4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害治療費用保険金額を削減して支払うべき事由の 原因があることを知った時から傷害治療費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしく は傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合また は職業または職務の変更の事実はがあった時から5年を経過した場合には適用しません。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。
- (6)(4)の規定は、職業または職務の変更の事実(3)に基づかずに発生した傷害については適用しま
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。
- (7)(4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を解除することができます。
 - (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の 変更の事実をいいます。
 - (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契 約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8)(7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14 条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(壁)が生じた時か ら解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害治療費用保険金を 支払いません。この場合において、既に傷害治療費用保険金を支払っていたときは、当会社 は、その返還を請求することができます。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変 更の事実をいいます。

第8条(被保険者による特約の解除請求)

(1)被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除 き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約はを解除することを求めることができます。 (注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2)保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知を もって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(保険料の返還-解除の場合)

(1)第7条(保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)ま たは(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計 算した保険料を返還します。

未経過期間日数 = 返還する保険料 保険料 × 保険期間日数

(2)第8条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除 した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第10条(事故の通知)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取 るべき者は、保険事故発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷 害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通 知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたと きは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、 保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不 明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状 況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)(1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべ き者は、他の保険契約等の有無および内容はについて、遅滞なく当会社に通知しなければな りません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (4)保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提 出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5)保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を 告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会 社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

- (1)傷害治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時 または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生 し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が傷害治療費用保険金の支払を請求す る場合は、次の①から⑩までに掲げる書類(注1)のうち当会社が求めるものを提出しなければな りすけん.
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関 (注2) の事故証明書
 - ⑤ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑥ 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当 会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - (7) 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
 - ⑨ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについて の同意書
 - (ii) その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等において定めたもの
 - (注1) 第2条(3)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への傷害治療費用保険 金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
 - (注2) やむを得ない場合には、第三者とします。
 - (注3) 傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第10条(事故の通知)の規定による通知または第11条(保険金の請求)および普通 保険約款第19条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その 他傷害治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷 害治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断 書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第13条(代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはそ の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に 対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転 するのは、次の額を限度とします。

,				
	区分	移転する債権の限度額		
① 当会社が費用の全額を傷害治療費 用保険金として支払った場合		被保険者またはその法定相続人が取得した債 権の全額		
2	①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債 権の額から、傷害治療費用保険金が支払われて いない費用の額を差し引いた額		

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する 債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 第4条(保险会を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビン グ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(準4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類す る合除か運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5 m以下 であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パ ラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

※疾病治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語			5	定義	
い	医学的他覚所見	理学的検査、	神経学的検査、	臨床検査、	画像検査等により認め
		られる異常所見	きいいます。		

- // (//		疾病治療費用 保険金額	保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
		支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金ま たは共済金の額をいいます。
	せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ĺ	ほ	保険事故	疾病の発病をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、こ の特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。 ただし、治療を開始した日(注1)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
 - (1) 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに 治療を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に 発生したものに限ります。
 - ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号) 第6条 (定義等) に規定する次のアからエまでのいずれかの感染症(注2)を 直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を 開始した場合
 - ア. 一類感染症
 - イ. 二類感染症

帰国費用

た金額

被保険者が治療を受け、そ

の結果、当初の旅行行程を離

脱した場合において、右のア

またはイのいずれかの費用の

うち被保険者が現実に支出し

- ウ. 三類感染症
- 工. 四類感染症
- (注1)合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。 (注2) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (2)(1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次の①から③までに掲げる金額をいいます。ただし、社

よび宿泊費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額ま

たは被保険者が負担することを予定していた金額につい

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保

険者が負担することを予定していた金額については費用

ては費用の額から控除します。

の額から控除します。

31

- (注1) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務 として付添を行う者を含みます。
- (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注3) 貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注5)被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注6) 合併症および続発症を含みます。
- (注7) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (3)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の 診断によります。
- (4)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支 払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用 保険金をして支払います。

区分		支払額				
① 他の保険契約等から保 険金または共済金が支 払われていない場合		この保険契約の支払責任額				
2	険金または共済金が支	次の算式によって計算した額。ただし、この保険契約の支払 責任額を限度とします。				
	払われた場合	(1)の費用 の額 - 他の保険契約等から支払 われた保険金または共済 金の合計額 - 保険金の支払額				

(5)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(4)までの規定により計算した疾病治療費用保験金をその機関に支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から®までのいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、 疾病治療費用保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑥ 核燃料物質^[12] もしくは核燃料物質^[12]によって汚染された物^[13]の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 8 6以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2)使用済燃料を含みます。
 - (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群^国、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的化競所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、疾病治療費用保険金を支払いません。
 - (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (3)当会社は、次の①から③までのいずれかに掲げる疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - (3) 歯科疾病
- (4)当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロブラクティック(Chiropractic)、繊(Acupuncture)または炎(Moxa cautery)の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した同条(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合―その2)

当会社は、被保険者が山岳登はん®を行っている間に発病した高山病に対しては、疾病治療 費用保険金を支払いません。

(注)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金の額は、1 疾病[®]について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(注)合併症および続発症を含みます。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被保険者が疾病を発病した時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により疾病

が重大となった場合

- ② 被保険者が疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害または疾病の影響により疾病が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより疾病が重大となった場合
- ④ 保険契約者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病が重大となった場合

第7条(被保険者による特約の解除請求)

(1)被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約30を解除することを求めることができます。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2)保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知を もって、この特約®を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 (保険料の返還-解除の場合)

第7条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの特約⁽³⁾を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 - 既経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(事故の通知)

- (1)被保険者が疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容®について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提 出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を 告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会 社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1)疾病治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日≅からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (注)合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (2)被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類^{注し}のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
- ③ 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
- ④ 責任期間中に第2条(保険金を支払う場合)(1)②に規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
- ⑤ 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑥ 被保険者の印鑑証明書
- (7) 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
- ⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑨ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1)第2条(5)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) 疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第9条 (事故の通知) の規定による通知または第10条 (保険金の請求) および普通 保険約款第19条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その 他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾 病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断 書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(2)(1)のために要した費用(2)(1)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第12条 (代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(2)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度額
(当会社が費用の全額を 疾病治療費用保険金と して支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
(①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、 疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引 いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する 債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (5)2の規定中「旅 行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任 期間終了後22時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第14条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

❖ 救援者費用等補償特約❖

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
<i>(</i> ١	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認 められる異常所見をいいます。
き	救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地 へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
	救援者費用等 保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
lt	現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をい います。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金 または共済金の額をいいます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ひ	被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

項目	事由			
① 被保険者が死亡した 場合で、右のアからエ までのいずれかに該当 した場合	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に発亡した場合 カ. 責任期間中に発行した場合を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。 エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行			
② 被保険者が入院した 場合で、右のアまたは イのいずれかに該当し た場合	為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として継続して3日 以上入院 ⁽³¹⁾ した場合 イ. 責任期間中に発病した疾病 ⁽³²⁾ を直接の原因として継続して 3日以上入院 ⁽³¹⁾ した場合。ただし、責任期間中に治療を開始 していた場合に限ります。			
③ 被保険者が、右のア からエまでのいずれか に該当した場合	ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被 保険者の生死が確認できない場合			

- エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- (注1)他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中と みなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限 ります。
- (注2)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2)(1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。 (3)(1)の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から第3条(費用の範囲)に掲 げる費用の請求を受けた場合において、依保険者等がその機関への救援者費用等保険金の支 払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を(1)の費用として負担したも のとみなして救援者費用等保険金をその機関に支払います。

第3条(費用の範囲)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。

項目	費用の内容	対象とならない費用
① 捜索救助費用	遭難した被保険者を捜索(は)する活動に 要した費用のうち、これらの活動に従事し た者からの請求に基づいて支払った費用	
② 航空運賃等交通 費 ③ 宿泊施設の客 室料	数援者の現地までの船舶、航空機等の往復 運賃。ただし、数援者3名分を限度とします。 現地および現地までの行程における救 援者の宿泊施設 ²²¹ の客室料。ただし、救 援者3名分を限度、かつ救援者1名につき 14日分を限度とします。	第2条 (保険金を 支払うエの場合(い)の いて、被保しての場合では が、1年で、 が、1年で、 が、1年で、 が、1年で、 が、1年で、 が、1年で、 が、1年で、 が終この は、 が終この は、 が終この は、 が終この は、 が に が に が に が に が に が に が に が に が に が
④ 移送費用	ア・死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保験者の法運自結成人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 イ・治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所または被保険者の住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費組つ。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。	傷害治療費用補償 特約第2条(保険強 も支払う場合)(1)で もしば選または疾病 もしば費用補償特約 2条(保険金を支払 う場合)(2)でもしく は③により支払 るべき費用
⑤ 遺体処理費用	死亡した被保険者の火葬費用、遺体防 腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、 100万円を限度とします。	花代、読経代およ び式場費等の葬儀費 用等遺体の処理とは 直接関係がない費用
⑥ 諸雑費	ア・ 数据者の渡航手続費(#4) イ・教援者または被保険者が現地において支出した交通費 ウ・被保険者の入院または教援に必要な身の回り品購入費および国際電話科等通信費 エ・アからウまでに掲げる場合にか、アからウまでの費用と同程度に教援のために必要な費用 ただし、アからエまでの合計で20万円を限度とします。	傷害治療費用補償 特約第2条(1)②また は疾病治療費用補償 特約第2条(2)②によ り支払われるべき費 用

- (注1)捜索、救助または移送をいいます。
- (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注3)治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注4)旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者^{注1)}または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)① 工に該当した場合は救援者費用等保険金の支払の対象とします。
 - ② ①に規定する者以外の救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。 ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取る べき金額については、救援者費用等保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)①エに該当した場合は救援者費用等保険金の支払の対象とします。

- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格⁽³²⁾を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2 条(1)①アに該当した場合には救援者費用等保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第16号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①アに該当した場 合は救援者費用等保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質(ミョ)もしくは核燃料物質(ミョ)によって汚染された物(ミਖ)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 9 7以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群⁽²⁾、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、救援者費用等保険金を支払いません。
 - (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条 (保険金を支払う場合) (1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

第6条(救援者費用等保険金の支払)

当会社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と 同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額『についてのみ救援者費用等保険金を支 払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠 償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等 保険金を支払いません。

(注)この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき救援者費用等保険金の額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条(保険料の返還または請求等ー職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1)職業または職務の変更の事実^(注1)がある場合において、適用保険料を変更する必要があるとき は、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。
 - ① 変更後の適用保険料^(注2)が変更前の適用保険料^(注3)よりも高くなる場合は、次の算式で計算した追加保険料を請求します。

② 変更後の適用保険料^(は2)が変更前の適用保険料^(は3)よりも低くなる場合は、次の算式で計算した保険料を返還します。

職業または職務の変

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注3)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の 変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合³³¹は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実³¹¹があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③にかかる保険事故に対しては、次の算式により救援者費用等保険金額を削減します。

救援者費用等
保険金額 \times 変更前の適用保険料 $^{(t2)}$
変更後の適用保険料 $^{(t2)}$
費用等保険金額

- (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (4)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合 において、変更後の適用保険料²³¹が変更前の適用保険料²³²よりも高いときは、当会社は、 職業または職務の変更の事実²³¹があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)②ま たは③にかかる保険事故に対しては、次の算式により救援者費用等保険金額を削減します。

救援者費用等保険金額 × 変更前の適用保険料(**1) = 削減後の救援者費用等保険金額費用等保険金額

- (注1)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。
- (注3) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5)(4)の規定は、当会社が、(4)の規定による救援者費用等保険金額を削減して支払うべき事由の 原因があることを知った時から次の①または②の期間を経過した場合には適用しません。
 - ① 救援者費用等保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは救援者費用等保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
 - ② 職業または職務の変更の事実注があった時から5年を経過した場合
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6)(4)の規定は、職業または職務の変更の事実 $^{\odot}$ に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)②または(3)にかかる保険事故については適用しません。
 - (注) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7)(4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実は1が生じ、この保険契約の引受範囲は22を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注1) 普通保険約款第7条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
 - (注2)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8)(7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実[□]が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救援者費用等保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第9条(保険料の返還一解除の場合)

第8条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合) (2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

第10条 (事故の通知)

(1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故発生の日からその日を含めて30日以内に次の①から③までに掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

項目	通知すべき事項	
第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかの場合	ア. 保険事故発生の状況 イ. 傷害の程度または疾病の発病の状況および経過	
② 第2条(1)③アまたはイのいずれかの場合	行方不明または遭難の状況	
第2条(1)③ウまたはエのいずれかの場合	事故発生の状況	

- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容 $^{(2)}$ について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提 出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、 (2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて教援者費用等保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

(1) 救援者費用等保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が費用を負担した時から

発生し、これを行使することができるものとします。

- (2)被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類^{注1}のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 保険事故発生を証明する書類
- ④ 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- (5) 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
- ⑥ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定により被保険者等が当会社と提携する 機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。 (注2) 救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険 契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲) の費用の額を超えると きは、当会社は、次の算式によって計算した額を教援者費用等保険金として支払います。

	、 当女性は、次の非政によって日本のた故を教及自女用寺体校並とので文章であり。				
	区分	支払額			
1	他の保険契約等から 保険金または共済金 が支払われていない 場合	この保険契約の支払責任額			
2	他の保険契約等から 保険金または共済金 が支払われた場合	次の算式によって計算した額を救援者費用等保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。			
		他の保険契約等 がら支払われた 保険金または共 済金の合計額 探験金の支払額			

第13条 (代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者等が掲書賠償請求権での他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度額
1	当会社が費用の全額を救援者費用 等保険金として支払った場合	被保険者等が取得した債権の全額
2	①以外の場合	被保険者等が取得した債権の額から、救援者費 用等保険金が支払われていない費用の額を差し引 いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除) (2)のおよび(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(2)当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約®を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 救援者費用等保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - (注)①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、 その救援者費用等保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条 (保 険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1)(①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、教援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に教援者費用等保険金を 支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を進用します。

別表 第5条(保険金を支払わない場合-その2)の運動等

山岳登は $\Lambda^{(\pm 1)}$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $^{(\pm 2)}$ 操縦 $^{(\pm 3)}$ 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 $^{(\pm 4)}$ 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング(フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以下 であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

❖ 救援者費用等追加補償特約 ❖

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	救援者費用等 保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
5	治療・救援費用 保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。
v	被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
ほ	保険金	救援者費用等保険金または治療・救援費用保険金をいいます。
	保険事故	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいず れかに該当することをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が救援者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から③までまたは治療・救援費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)③から⑤までのほか、次の①または②のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約、救援者費用等補償特約または治療・救援費用補償特約またび普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金または治療・救援費用補償特約はので、対している。
 - ① 被保険者が責任期間中に誘拐されたことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発 生地の警察等の公的機関に届出されたこと。
 - ② 被保険者が責任期間中に行方不明になったことを外務省、事故発生地の在外公館または 事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。
- (2)(1)①または②のいずれかに該当した場合でも、被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物については保険金を支払いません。
- (3)(1)の費用とは、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額率とします。
 - (注)この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。
- (4)(1)①または②のいずれかに該当した場合に当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険 金の額は、救援者費用等補償特約第7条 (当会社の責任限度額) または治療・救援費用補償 特約第6条 (当会社の責任限度額) の規定にかかわらず、300万円を限度とします。ただし、 救援者費用等保険金額または治療・救援費用保険金額を限度とします。

第3条 (家族旅行特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に家族旅行特約が付帯された場合には、次のとおり取り扱います。
 - ① 第2条 (保険金を支払う場合) (4)の規定にかかわらず、同条(1)①または②のいずれかに該当した場合に当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用等保険金の額は、家族で300万円を限度とします。ただし、救援者費用等保険金額を限度とします。
 - ② 家族旅行特約第7条 (救援者費用等補償特約の読み替え)②によって救援者費用等補償 特約第3条 (費用の範囲)が読み替えられた場合の被災者に対しても、この特約の規定を同 緒に適用します。
 - ③ 家族旅行持約第8条(治療・救援費用補償特約の読み替え)②によって治療・救援費用 補償特約第3条(費用の範囲)②が読み替えられた場合の被災者に対しても、この特約の 規定を同様に適用します。

☆ホームヘルパー雇入費用等補償特約

第1条(傷害治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い)

当会社は、この特約が付帯された保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)③の次に、④として次のとおり追加して適用します。

④ ホームヘルパー雇入費用等 被保険者が治療のため日本国内において 入院し、医師が付添を必要と認めた期間中、 または家事従事者電型である被保険者が入 院している期間中に必要となった右のアお よびイの費用のうち、被保険者が現実に支 出した金額

- (注8) 被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族(被保険者本人を含みます。)の中で主たる者をいいます。
- (注9) 炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
- (注10) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
- (注11) 保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。
 (注12) 交通費を含みます。

第2条 (疾病治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い)

当会社は、この特約が付帯された保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)(2)③の次に、④として次のとおり追加して適用します。

④ ホームヘルパー雇入費用等 被保険者が治療のため日本国内において 入院し、医師が付添を必要と認めた期間中

入院し、医師が付添を必要と認めた期間中、 または家事従事者^(注)である被保険者が 入院している期間中に必要となった右のア およびイの費用のうち、被保険者が現実に 支出した金額

ア.被保険者の家庭において雇い入れたホームヘルパー (注9)の雇入費用(注19) イ.被保険者と同居の親族を一時的に保育所(注11)へ預け入れるための費用(注12)

- (注8) 被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族(被保険者本 人を含みます。)の中で主たる者をいいます。
- (注9) 炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
- (注10) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
- (注11) 保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。
- (注12) 交通費を含みます。

第3条(治療・救援費用補償特約が付帯されている場合の取扱い)

当会社は、この特約が付帯された保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条(費用の範囲)(1)③の次に、④として次のとおり追加して適用します。

④ ホームヘルパー雇入費用等

被保険者が治療のため日本国内にお た期間中、または家事従事者***・である 被保険者が入院している期間中に必要 となった右のアおよびイの費用のうち、 被保険者が現実に支出した金額 体保険者が現実に支出した金額 ア. 被保険者の家庭において雇い入れたホームヘルパー(310)の雇入費用(311) イ. 被保険者と同居の親族を一時的に保育所(312)へ預け入れるための費用(312)

- (注9) 被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族(被保険者本人を含みます。)の中で主たる者をいいます。
- (注10) 炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
- (注11) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
- (注12) 保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。
- (注13) 交通費を含みます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

❖ 妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
+	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ı	妊娠初期の異常	子宮外妊娠その他の日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状をいいます。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

第2条 (疾病治療費用補償特約の支払責任の変更)

当会社は、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条 (保険金を支払う場合)(1)①および同特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(3)②の 規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責 任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従 い疾病治療費用保険金を被保険者に支払います。

第3条(救援者費用等補償特約の支払責任の変更)

- (1)当会社は、この保険契約に救援者費用等補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)②イの規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊 城市規則の異常を直接の原因として継続して同条(1)②イに定める日数以上入院した場合には、 同特約の規定に従い救援者費用等保険金をその費用の負担者に支払います。
- (2)(1)の規定は、家族旅行結約第7条(救援者費用等補償結約の読み替え)①により救援者費用等補償的約第2条(保険金を支払う場合)(1)②が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

第4条(治療・救援費用補償特約の支払責任の変更)

- (1)当会社は、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)②および同特約第4条 (保険金を支払わない場合ーその1) (3)①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い治療・救援費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)当会社は、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)③イおよび同特約第4条(保険金を支払わない場合ーその1)(3)①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同特約第2条(1)③イに定める日数以上入院した場合には、同特約の規定に従い治療・救援費用保険金をその費用の負担者に支払います。
- (3)(2)の規定は、家族旅行特約第8条(治療・救援費用補償特約の読み替え) ①により治療・救援費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)③が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

第5条(保険期間の延長に関する取扱い)

(1)当会社は、この特約を保険期間が31日以内の保険契約に限り付帯するものとします。

- (2)この特約が付帯されている保険契約の保険期間が延長された場合であっても、この特約の規定は、保険期間の初日からその日を含め31日目の午後12時に効力を失うものとします。この場合において、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(3)および(4)に該当する場合には、それぞれの規定にしたが、保険責任の終期は延長されるものとします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、家族旅行特約が付帯されている場合において、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として入院したときは、家族旅行特約第3条(保険責任期間の延長)(1)(2)イにおける疾病について『2)の規定は適用されないものとします。

❖ 賠償責任危険補償特約❖

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	住宅	被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいいます。 住宅には、敷地内の動産および不動産を含みます。
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
そ	損害賠償請求権 者	保険事故により、この特約の被保険者に対し法律上の損害賠償請 求権を有する者をいいます。
は	賠償責任保険金 額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する原因となった偶然な 事故をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この持約および普通保険約款の規定に従い賠償責任保険金を支払います。
- (2)(1)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等率を被保険者とします。ただし、当会社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人の身体の障害または財物の破損を生じさせたことについて、親権者等等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。
 - (注) 責任無能力者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償 責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質⁽³²⁾もしくは核燃料物質⁽³²⁾によって汚染された物⁽³³⁾の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合―その2)

当会社は、被保険者が次の①から②までに掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することに

- よって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠 償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する 損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任に ついては、賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のアからウまでに掲げる損害については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
 - ア. ホテル等の宿泊施設の客室(注2)に与えた損害
 - イ. 住宅等の居住施設内の部屋(**)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に 与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、船舶(注4)、車両(注5)、銃器(注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (1) 汚染物質^(注)の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質^(注)の排出、流出、いっ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は賠償責任保険

金の支払の対象とします。

- ② 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (注2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (注3) 部屋内の動産を含みます。
- (注4) 原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (注5) 原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャーを目的として使用中のスノーモービルおよび観光または見学を目的として使用中の電動立ち乗り二輪車(セグウェイ等をいいます。)を除きます。
- (注6) 空気銃を除きます。
- (注7) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。) 等を含みます。

第5条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、第8条 (事故の通知) (1)①に規定する損害の発生または 拡大の防止のために必要または有益な費用
- ③ 事故が発生した場合において、被保険者が第8条(1)④に規定する第三者に対する求償権 の保全または行使のために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- 要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用 ⑤)被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、 和解名しくは調停に要した費用
- ⑥ 第9条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力する ために被保険者が支出した費用

第6条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 1回の保険事故につき、次の算式によって計算した額。ただし、1回の保険事故につき、 賠償責任保険金額を支払の限度とします。

第5条 (支払保険金の範囲) – 保険証券記載 = 当会社が支払う金額 の免責金額

② 第5条 (支払保険金の範囲) ②から⑥までの費用については、その全額、ただし、同条⑤ の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式にで計算した金額を支払います。

第7条(先取特権)

- (1)損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権⁽³⁾について先取特権を有します。
- (注) 第5条 (支払保険金の範囲) ②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2)当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(42)
 - (注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権⁽³⁾は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権⁽³⁾を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または(3)の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注)第5条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条(事故の通知

- (1)保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときは、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ④ 第三者に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に

ついて必要な手続をすること。

- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実 を含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から ⑧までに規定する義務に違反したときは、当会社は、下表の①から⑧までの金額を差し引い て賠償責任保険金を支払います。

	該当する規定	差し引く金額
1	(1)①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認めら れる損害の額
2	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
3	(1)③の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
4	(1)④の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求をすることによって取得 することができたと認められる金額
(5)	(1)5の義務に違反した場合	損害賠償責任がないと認められる額
6	(1)⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
7	(1)⑦の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
8	(1)⑧の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

第9条(当会社による解決)

- (1)当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じないときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

	区分	支払額
1	他の保険契約等により優先して保 険金もしくは共済金が支払われる 場合または既に保険金もしくは共 済金が支払われている場合	損害の額 [®] から左記の保険金もしくは共済金の 金額を差し引いた額に対してのみ賠償責任保険金 を支払います。
2	①以外の場合	この保険契約により支払うべき賠償責任保険金 の額を支払います。

(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最 も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

- (1)賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について判決 が確定した時
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被 保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立 した時
- (2)被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、
 - 次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書 および損害賠償の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権™を取得した場合において、 当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を賠 償責任保険金として支払った 場合	被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険
	金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (河)(1)または(2)の規定による解除が損害の生じた後になされた場合であっても、第14条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - (1)(3)アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

❖ 携行品損害補償特約 ❖

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	携行品損害 保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再調達するのに要する額をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(団) 、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
ほ	保険事故	損害の原因となった偶然な事故をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑭までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行 品損害保険金を支払いません。

- 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、携行品損害保険金の支払の対象とします。
- ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
- イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- (1) 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- (1) 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ② 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害に

ついては、携行品損害保険金の支払の対象とします。

- (3) 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 倒 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、 これらによって発生した火災による損害を除きます。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1)保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次の①または②のいずれかの身の回り品に 限ります。
- ① 被保険者が所有する物
- ② 旅行行程開始前に被保険者が当該旅行のために他人から無償で借りた物
- (2)(1)の身の回り品が被保険者が滞在する居住施設内(並)にある間は、保険の対象に含みません。
 - (注) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- (3)(1)の規定にかかわらず、次の①から①までに掲げる物は、保険の対象に含みません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含みます。
 - ② 預金証書または貯金証書³¹¹、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、以下のアおよびイについては、保険の対象に含みます。
 - ア. 自動車および原動機付自転車の運転免許証
 - イ. 旅券
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶^(注2)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑧ 動物および植物
- ⑨ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
- ① データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物
- (1) その他保険証券記載の物
- (注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- (注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
- 第5条(損害額の決定)
- (1)当会社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。
- 「受びの家が行動に無いまってたのより。」 (2)保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復する に必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害額に含みません。
- (3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4)第7条 (事故の通知) (3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超えるときは、その再調達価額をもって損害額とします。
- (6)(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が次の①から③までに定める物の場合には、次の①から③までの費用を損害額とします。

人の人がつのようの資用を損害限してより。		
保険の対象	損害額とする費用	
① 乗車券等	その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条(事故の通知)(3)の費用の合計額	
② 旅券	旅券の再取得または渡航書の取得に要した次のアからエまでの費用 ア、保険事故の生じた地から旅券または渡航書発給地□へ赴 、被保険者の交通費 イ、領事官に納付した発給手数料および電信料 ウ、旅券または渡航書発給地における被保険者のホテル客室 料 エ、旅券または渡航書発給用の写真代	
③ 自動車または原動機付 自転車の運転免許証	国または都道府県に納付した再発給手数料および再発給の ために新たに撮影した写真代	

- (注) 発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- (7)保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超えるときは、当会社は、その物の損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が次の①および②に掲げる物である場合において、保険の対象の損害額の合計額が50,000円を超えるときは、当会社は、その物の損害額を50,000円とみなします。
 - ① 旅券
- 乗車券等

第6条(保険金の支払額)

(1)当会社が1回の保険事故につき支払うべき携行品損害保険金の額は、次の算式によって計算 した金額とします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。

第5条(損害額の決定)の 規定により計算した損害額

保険証券記載の 会責金額

当会社が支払うべき 携行品損害保険金の額

- (2)(1)ただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額のいずれが低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (3)携行品損害保険金の支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害 の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることがで まます

第7条(事故の通知)

- (1)保険契約者、被保険者または携行品掮害保険金を受け取るべき者は、保険の対象について、 第2条 (保険金を支払う場合)の損害が発生したことを知ったときは、次の①から⑤までに 掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合 は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から⑤までの規定に違反したときは、当会社は、下表の①から⑤までの金額を差し引いた残額を掲書額とみなします。

_				
	該当する規定	差し引く金額		
① (1)①の義務に違反した場合		発生または拡大を防止することができたと認めら れる損害の額		
2	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		
③ (1)③の義務に違反した場合		他人に損害賠償の請求をすることによって取得す ることができたと認められる金額		
4	(1)④の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		
(5)	(1)⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		

- (3)当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)①の損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち、必要または有益であったと認められるもの
 - ② (1)③の手続のために必要な費用

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合 において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める 額を携行品損害保険金として支払います。

区分	支払額
① 他の保険契約等から保険 金または共済金が支払れれていない場合	
② 他の保険契約等から保険 金または共済金が支払れれた場合	

(2)(1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として計算した損害の額に基づき保険金率を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は次の算式によって計算した報を携行品損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額を限度とします。

第6条(保険金の支払額)の 規定によって支払われるべき — 掲書の額

他の保険契約等に - よって支払われる = べき保険金^(注)の額

携行品損害 保険金の額

- (注)共済金を含みます。
- (3)(1)②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりませ

第10条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1)当会社が携行品構管保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の権利は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- (2)盗取された保険の対象について、当会社が携行品損害保険金を支払う前にその保険の対象が 回収されたときは、第7条 (事故の通知) (3)①の費用を除き、その回収物について盗難の損 害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4)盗取された保険の対象について、当会社が携行品損害保険金を支払ったときは、その保険の対象の所有権は携行品損害保険金の再調達価額²¹⁾に対する割合によって、当会社に移転しま

- す。ただし、被保険者は、支払を受けた携行品損害保険金に相当する額^(注2)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。
- (注1) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。
- (注2) 第7条 (事故の通知) (3)①の費用に対する携行品損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (5)(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して携行品損害保険金を請求することができます。この場合において、当会社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。

第11条 (保険金の請求)

- (1)携行品損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が携行品損害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりませ
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注)携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。

第12条 (代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会社がその損害に対して携行品損害保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転し ます。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額	
当会社が損害の額の全額 を携行品損害保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額	
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保険金 が支払われていない損害の額を差し引いた額	

- (2)(1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(重大事由解除に関する特則)

- 当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。
- [(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条 (保険の対象およびその範囲) (3)⑤の運動等

山岳登はん(キキ¹)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(キネ²)操縦(キキ³)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(キキ゚)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5 m以下 であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パ ラシュート型接軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

▲ 通貨盗難補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

用語		定義	
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	

ĺ		支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険
			金または共済金の額をいいます。
	つ	通貨盗難保険金額	保険証券記載の通貨盗難保険金額をいいます。
	٢	盗難	窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいい
			ます。
	ほ	保険事故	保険の対象である通貨の盗難をいいます。
Ì	め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額を
			いいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が旅行行程中に盗難によって保険の対象である通貨について被った損害 に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、通貨盗難保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、通貨 盗難保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- 通貨盗難保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難
- ④ 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際におけ る盗難
- ⑤ 火災または破裂・爆発の際における盗難
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変の 際における盗難
- ⑦ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故の際における盗難
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた盗難
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- ① 置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1)保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する通貨(注)に限ります。
 - (注) 小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制通用力が付与されていないもの は含みません。
- (2)(1)の通貨(注1)が被保険者が滞在する居住施設内(注2)にある間は、保険の対象に含みません。
 - (注1)小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制通用力が付与されていないも のは含みません。
 - (注2) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が 居住している戸室内をいいます。

第5条(損害額の決定)

- (1)当会社が通貨盗難保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2)第7条(盗難の発生)(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用お よび(1)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (3)(1)および(2)の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を 超える場合は、その保険の対象の保険価額をもって損害額とします。

第6条(保険金の支払額)

当会社が1回の保険事故につき支払うべき通貨盗難保険金の額は、次の算式によって計算した 金額とします。ただし、通貨盗難保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。

第5条 (損害額の決定)の規 _ 保険証券記載 _ 定により計算した損害額

の免責金額

当会社が支払うべき 通貨盗難保険金の額

第7条(盗難の発生)

- (1)保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者は、保険の対象について、第 2条 (保険金を支払う場合) の損害が発生したことを知ったときは、次の①から⑥までに掲 げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 盗難発生の日時、場所、盗難発生の状況、損害の程度およびこれらの事項について証人 があるときは、その者の住所、氏名を盗難の発生の日からその日を含めて30日以内に当会 社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応 じなければなりません。
 - ② 盗難の発生につき、直ちに警察署に届け出ること
 - ③ 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。
 - ④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に ついて必要な手続をとること。
 - (5) 他の保険契約等の有無および内容(ii)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合 は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を
- (2)保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から ⑥までの規定に違反したときは、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差し引いた残額を 損害額とみなします。

該当する規定		差し引く金額	
1	(1)①の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額	
2	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額	
3	(1)③の義務に違反した場合	防止または軽減できたと認められる額	
4	(1)④の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得する	
		ことができたと認められる金額	
(5)	(1)5の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額	
6	(1)⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額	

- (3)当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。
 - (1) (1)③の保険の対象の発見、回収に要した費用のうちで当会社が必要または有益であった と認めたもの
 - ② (1)④の手続きのために必要な費用

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第2条 (保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合 において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める 額を通貨盗難保険金として支払います。

	区分	支払額
1	他の保険契約等から保険金ま たは共済金が支払われていな い場合	この保険契約の支払責任額
2	他の保険契約等から保険金ま たは共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、 この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条(盗難通貨発見後の通知義務)

保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対象も しくはその金額に相当する通貨を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会 社に通知しなければなりません。

第10条(盗難通貨の帰属)

- (1)盗取された保険の対象について、当会社が通貨盗難保険金を支払う前にその金額に相当する 通貨が回収されたときは、第7条(盗難の発生)(3)①の費用を除き、その回収された通貨に ついて盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (2)盗難された保険の対象について、当会社が通貨盗難保険金を支払ったときは、その保険の対 象の所有権は、当会社に移転します。

第11条 (保険金の請求)

- (1)通貨盗難保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者また通貨盗難保険金を受け取るべき者が通貨盗難保険金の支払を請求する場合は、 次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署の盗難届出証明書
 - ⑤ 通貨盗難保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等において定めたもの
- (注)通貨盗難保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。

第12条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会社がその損害に対して通貨盗難保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転しま す。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を通 貨盗難保険金として支払った 場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、通貨盗難保険金 が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転し た債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および通貨盗難保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)また は(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手 に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、 当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。

「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者に生じた掲書等については適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

☆ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 ☆

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義	
(1	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認め られる異常所見をいいます。	
き	競技等	競技、競争、興行(は1)または試運転(は2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。	
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金ま たは共済金の額をいいます。	
	乗用具	自動車等、モーターボート(章)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)、水上オートバイを含みます。	
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。	
た	代替機	代替となる他の航空機をいいます。	
5	着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。	
٢	搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによ 搭乗不能をいいます。	
	到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。	
ほ	保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった予期せぬ偶然な事故の 発生をいいます。	
6)	旅行事故緊急費用 保険金額	保険証券記載の旅行事故緊急費用保険金額をいいます。	

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行事故緊急費用保険金として被保険者に支払います。
- (2)(1)の「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者⁽²⁾ によりその発生の証明がなされるものに限ります。
 - (注) 海外において地上手配業務を業とするツアーオペレーターを含みます。
- (3)当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき旅行事故緊急費用保険金の額は、第3条 (旅行事故緊急費用の範囲) (1)①から⑥までの費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額を、同条(1)②の費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。

第3条(旅行事故緊急費用の範囲)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、次の①から⑦までに掲げるものをいいます。 ただし、この保険契約に付帯された他の特約において保険金の支払の対象となる費用の額を 除きます。また、①から⑤までの費用を支払う場合には、負担を予定していた金額を、①か ら③までの費用を支払う場合には、⑥により支払うべき金額および被保険者が払戻しを受け た金額をそれぞれ控除します。
 - ① 交通費
 - ② 宿泊施設(注1)の客室料
 - ③ 被保険者が、次のアまたはイのいずれかの事由により、出発地^(注2)または乗継地において、 代替機が利用可能となるまでの間に負担した食事代^(注3)
 - ア. 次の (ア) または (イ) のいずれかの事由により、その航空機の出発予定時刻 (注4) から 6 時間以内に代替機 (注5) を利用できなかったこと。
 - (ア) 被保険者が搭乗する予定であった航空機について発生した、出発予定時刻から 6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能
 - (イ) 被保険者が搭乗した航空機について発生した着陸地変更
 - イ. 到着機の遅延⁽¹⁸⁾によって、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。
 - 4) 国際電話料等通信費
 - ⑤ 渡航手続費(注7)
 - ⑥ 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスについて、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスの提供または手配を行う機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用
 - ⑦ 航空機⁽¹³⁾への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物⁽¹³⁾が、その航空機⁽¹⁴⁾が予定していた目的地に到着してから 6 時間以内に運搬されなかったために、被保険者がその目的地において負担した身の回り品の購入費用⁽¹³⁰⁾。ただし、航空機⁽¹³⁾がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。
 - (注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

- (注2) 着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。
- (注3) 保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の10%を限度とします。
- (注4) 着陸地変更が発生した場合には着陸した時刻をいいます。
- (注5)(イ)の場合には、着陸地変更したその航空機を含みます。
- (注6)被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
- (注7) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (注8) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。
- (注9) 旅行行程中に携行する身の回り品に限ります。
- (注10) 身の回り品の貸与を受けた場合の費用を含みます。
- (2)被保険者が負担した(1)の費用が、社会通念上妥当と認められる金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会社はその超過額に対しては旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1)当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、旅 行事故緊急費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
 - ⑥ 歯科疾病の発病または症状の悪化
 - ⑦ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ① 核燃料物質(%3)もしくは核燃料物質(%3)によって汚染された物(%4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ① ⑧から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて 生じた事故
 - (2) (10以外の放射線照射または放射能汚染
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3)使用済燃料を含みます。
 - (注4)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頚部症候群²³、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって生じた費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。
 - (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

- 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に被った傷害によって負担した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
 - ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を 用いて道路上で競技等をしている間については、旅行事故緊急費用保険金の支払の対象 とします。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、旅行事故緊急費用保険金の支払の対象とします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を 用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用 している間

第6条(保険金を支払わない場合-その3)

当会社は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)のほか、保険料領収前または責任期間開始前に原因の生じた保険事故に対しても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第7条 (事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 第三者に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合

には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- (2)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)①から⑤までの規定に違反した場合は、当会社は、次の①から③までに掲げる金額を差し引いて旅行事故緊急費用保険金を支払います。

	該当する規定	差し引く金額	
1	(1)①の義務に違反した場合	費用の発生および拡大を防止することができた と認められる額	
2	(1)②、④または⑤の義務に違反し た場合	それによって当会社が被った損害の額	
3	(1)③の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求 ^注 をすることによって 取得することができたと認められる額	

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3)当会社は、次の①および②に掲げる費用を支払います。

- ① (1)①の費用の発生および拡大の防止のために必要とした費用のうちで社会通念上必要または有益であったと認められるもの
- (2) (1)(3)の手続きのために必要な費用

第8条(保険金の請求)

- (1)旅行事故緊急費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が旅行事故緊急費用保険金の支払 を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなけ ればなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者(注1)の事故証明書
 - ⑤ 第3条 (旅行事故緊急費用の範囲) (1)①から⑦までに掲げる費用の支出を証明する領収 書または精算書
 - ⑥ 旅行事故緊急費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明³²¹⑦ 疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを訂明する互際価の診断書
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注1) 海外において地上手配業務を業とするツアーオペレーターを含みます。
 - (注2) 旅行事故緊急費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額の合計額が、支払限度額³³を超えるときは、当会社は、次に定める額を旅行事故緊急費用保険金として支払います。

	区分	支払額
1	他の保険契約等から保険金または共済金 が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
2	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額率から、他の保険契約等から 支払われた保険金または共済金の合計額を 差し引いた残額。ただし、この保険契約の支 払責任額を限度とします。

(注)この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払 限度額とします。

第10条(代位

(1)第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用が生じたことにより被保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行事故緊急費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度額	
1	当会社が費用の全額を旅行事故緊急費用 保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額	
2	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、旅行 事故緊急費用保険金が支払われていない費 用の額を差し引いた額	

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因が発生する前に」と読み替えて適用します。

第12条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故により負担を余儀なくされた費用に対しては、当会社は、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。この場合において、既に旅行事故緊急費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が負担を余儀なくされた費用については適用しません。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第5条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん $^{(a1)}$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $^{(a2)}$ 操縦 $^{(a3)}$ 、スカイダイビング、ハングヴライダー搭乗、超軽量動力機 $^{(a4)}$ 搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合は除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型建発量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

🦫 航空機寄託手荷物遅延等費用補僧特約 🤻

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	寄託手荷物	航空機準の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
		(注) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機 をいいます。
L	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が乗客として搭乗する航空機 ³¹ が予定していた目的地に 到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運 搬されなかったことをいいます。
		(注) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機 をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機[®]が予定していた目的地に到着してから 6 時間以内に、被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。
- (注)定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機をいいます。
- (2)当会社が支払うべき(1)の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

第3条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)

第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用とは、被保険者が搭乗する航空機¹¹が予定していた 目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次の① から③までに掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以 降に購入または貸与を受けたことによる 費用を除きます。

	項目	費用の内容
1	衣類購入費	寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類 を購入し、または貸与を受けたときの費用
2	生活必需品購入費	寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の①以外の 生活必需品が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入 し、または貸与を受けたときの費用
3	身の回り品購入費	購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①または②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けたときの費用

(注)定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑦までに掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、寄託 手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生 じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条(事故の通知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受 け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生お よび遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面 による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべ き者は、他の保険契約等の有無および内容はついて、遅滞なく当会社に通知しなければな りません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事 実を含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、 これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由 がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損 害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

第6条(保険金の請求)

- (1) 客託手荷物遅延等費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が、第2条(保険 金を支払う場合) に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2)被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が寄託手荷物遅延等費用保険 金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提 出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ⑤ 第3条 (寄託手荷物遅延等費用の範囲)の費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ⑥ 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証 明書注
 - ⑦ その他当会社が、普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確 認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交 付する書面等において定めたもの。
 - (注) 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある 場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして計算した支払責任 額の合計額が第3条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次 に定める額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

	区分	支払額
(① 他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れていない場合	この保険契約の支払責任額
(② 他の保険契約等から保 険金または共済金が支 払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が、損害賠償請求権そ の他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険 金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度 とします。

	区分	移転する債権の限度額
1	当会社が費用の全額を寄 託手荷物遅延等費用保険 金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
2	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費 用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取 得する(1)の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故により負担した費用に対しては、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、 当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオ までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、 (3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または寄託手 荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

❖ 航空機遅延費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	欠航等	欠航または運休をいいます。
L	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいい ます。
	出発遅延	出発予定時刻から6時間以上の出発遅延をいいます。
5	着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
٤	搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能をいいます。
	到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
ほ	保険金	出発遅延費用等保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。
	保険事故	第3条 (出発遅延費用等) (1)、同条(2)または第5条 (乗継遅延 費用) (1)に規定する事由の発生をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険期間中で、かつ、旅行行程中に第3条(出発遅延費用等)または 第5条 (乗継遅延費用) に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に 従い保険金を支払います。

第3条(出発遅延費用等)

- (1)当会社は、被保険者が搭乗する予定だった航空機について生じた次の①から③までに掲げる 事由により、その航空機の出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用でき ない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延費用等保険金 として被保険者に支払います。
 - ① 出発遅延 ② 欠航等

 - ③ 搭乗不能
- (2)当会社は、被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更により、着陸時刻から6時 間以内にその航空機または代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を 負担することによって被った損害を、出発遅延費用等保険金として被保険者に支払います。
- (3)(1)または(2)の出発遅延費用等保険金の支払は、1回の出発遅延、欠航等、搭乗不能または着 陸地変更について3万円を限度とします。

第4条(出発遅延費用等の範囲)

- (1)第3条(出発遅延費用等)(1)および(2)の費用とは、次の①および②に掲げるものをいいます。 ① 出発地(注1)において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被 保険者が負担した宿泊施設(注2)の客室料、食事代、交通費(注3)および国際電話料等通信費。 ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金 額はこの費用の額から控除します。
 - ② 被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることがで きなかった旅行サービスについて、旅行サービス提供・手配機関(注4)との契約上払戻しを受 けられない費用またはこれから支払うことを要する費用
 - (注1) 着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。
 - (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
 - (注3) ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他 の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
 - (注4) 取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、その旅行サービスの提 供または手配を行う機関をいいます。
- (2)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して 通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費 用を除きます。

第5条(乗継遅延費用)

(1)当会社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機の遅延(3)によって、出発機に 搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機 を利用できないときに、被保険者が費用を負担することによって被った損害を乗継遅延費用 保険金として被保険者に支払います。

- (注)次の①または②のいずれかの事由により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
 - ① 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航等または搭乗不能
 - ② 被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更
- (2)(1)の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機の遅延について3万円を限度とします。
- (3)(2)の「1回の到着機の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機の遅延をいいます。

第6条 (乗継遅延費用の範囲)

- (1)第5条 (乗継遅延費用) (1)の費用とは、次の①および②に掲げるものをいいます。
 - ① 乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設¹¹の客室料、食事代、交通費²²および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ② 被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関***)との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用
 - (注1)ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
 - (注2) ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
 - (注3) 取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、その旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。
- (2)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次の①から⑦までに掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、保険 金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 (注2)
 - ⑤ 核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

第8条(事故の通知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当 会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明 を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約 等の有無および内容¹³について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う指書の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または (3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第3条(出発遅延費用等)(1)、同条(2)または第5条(乗継遅延費用)(1)の費用に対して保 険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保 険契約等がないものとして計算した支払責任額の合計額が第4条(出発遅延費用等の範囲) または第6条(乗継遅延費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額 を保険金として支払います。

区分		支払額			
Ŭ :	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れていない場合	この保険契約の支払責任額			
Ŭ :	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保 険契約の支払責任額を限度とします。			

(2)(1)の費用の額は、第4条 (出発遅延費用等の範囲) または第6条 (乗継遅延費用の範囲) に規 定する費用の額から、第10条 (他の給付等がある場合) に規定する給付等の額を控除した額 をいいます。

第10条(他の給付等がある場合)

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次の①または② のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとしま

- (1) 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付(注)
- (注)重複保険契約により支払われた保険金を除きます。

第11条 (保険金の請求)

- (1)保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害を被った時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保除全請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
- ⑤ 第4条 (出発遅延費用等の範囲) または第6条 (乗継遅延費用の範囲) の費用の支出を証 明する領収書または精質書
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- ⑦ その他当会社が、普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条 (代位)

(1)第3条(出発遅延費用等)(1)、同条(2)または第5条(乗継遅延費用)(1)の費用が生じたことにより披保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

ĺ		区分	移転する債権の限度額			
	1	当会社が費用の全額を保険金 として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額			
	2	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額			

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 廃契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

♣ 旅行変更費用補償特約 ♣

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
う	運送·宿泊機 関等	被保険者が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいい ます。
き	企画旅行	旅行業者が、被保険者の募集のためにあらかじめ、または被保険 者からの依頼により、旅行の目的地および日程、被保険者が提供を 受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに被保 険者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計 画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
	帰国費用	旅行にかかる費用で次の①から③までに掲げるものをいいます。 ただし、②および③の費用は合計して20万円を限度とします。 ① 航空運賃等交通費 被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運 賃をいいます。ただし、次のアから工までに掲げる費用はこの費 用の額から控除します。 ア. 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃 イ. 傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①ま たは③により支払われるべき費用

		ウ. 疾病治療費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合)(2)①または③により支払われるべき費用 エ. 救援者費用等補償特約第3条 (費用の範囲)(4)または治療・救援費用補償特約第3条 (費用の範囲)(1)①、③または(2)により支払われるべき費用 帰国の行程における被保険者の宿泊施設 [※] の客室料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、次のアから才までに掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ア. 被保険者が自治帰国したことにより払戻しを受けた費用 イ. 被保険者が自治帰国とたことにより、大のアから費用 カ. 海原治療費用補償特約第2条(1)③により支払われるべき費用 カ. 治療・救援費用補償特約第3条(1)③により支払われるべき費用 オ. 治療・教援費用補償特約第3条(1)③により支払われるべき費用 オ. 治療・教援費用補償特約第3条(1)③により支払われるべき費用 オ. 治療・教援費用補償特約第3条(1)③により支払われるべき費用 オ. 治療・教援費用補償特約第3条(1)3により支払われるべき費用 オ. 治療・教援費用補償特約第3条(1)3により支払われるべき費用 まの課金額料等通信費、接航手続費等をいいます。
	危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると 医師が判断した場合をいいます。
	競技等	競技、競争、興行(31)または試運転(32)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し	疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、 流産および歯科疾病を含みません。
	自動車等	自動車もしくは原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
	出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート®、ゴーカート、スノーモービルその 他これらに類するものをいいます。
		(注) 水上オートバイを含みます。
ち	中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの 間に旅行を中途で取りやめ帰国することをいいます。
ع	渡航先	被保険者が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由 する予定の渡航先をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
ほ	保険事故	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑨までのいず れかに該当することをいいます。
6)	旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
	旅行業者	旅行業法(昭和27年法律第239号)で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。
	旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った旅行への参加により提供を受ける ことができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の 旅行サービスにかかる費用および旅券印紙代、査証料等の渡航手続 き諸費用ならびにこれらに関する企画料金をいいます。ただし、払 い戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。
	旅行変更費用保 険金額	保険証券記載の旅行変更費用保険金額をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当したことにより、旅行について出 国を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を中途 で取りやめ帰国した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した 費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行変更費用保険金としてその費用の 負担者に支払います。
 - ① 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡した場合または 危篤になった場合
 - ② 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が被保険者については出国前には継続して3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず継続して14日以上に及んだ場合(**)に限ります。
- ③ 被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登はん(は2"中に遭難した場合
- ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のアからウまでに掲げる事由のいずれかによって損害^(注3)を受け、その損害の額^(注4)が100万円以上となった場合
 - ア・火災、落雷、破裂または爆発(注5)
- イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・ 高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災

- ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥ 被保険者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出 頭する場合
- ⑦ 渡航先において、次のアからエまでに掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、 暴動^(注も)またはテロ行為^(注7)
 - ウ. 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - 工. 渡航先に対する退避勧告等(注8)の発出(注9)
- ⑧ 被保険者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨ 被保険者に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合。
- (注1) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。
- (注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注3) 消防または避難に必要な処置によって当該建物または家財について生じた損害を含みます。以下同様とします。
- (注4) 損害が生じた地および時における当該建物または家財の価額によって定め、当該 建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態 に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- (注5) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注7) 政治的、社会的もしくは宗教、思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- (注8) 日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- (注9) 退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。
- (2)(1)①および②に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、(1)①または②に該当した 時におけるものをいいます。ただし、それぞれに該当した日からその日を含めて30日以内に被 保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保 険者の配偶者であったものとみなします。

第3条(費用の範囲)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、旅行にかかる費用で次の①および②に掲げる ものをいいます。

	項目	費用の内容
1	取消料、違約料等	被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受ける旅行サービス率について、出国中止または中途帰国したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。
2	渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続費のうち、 被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを 受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用を いいます。ただし、出国中止または中途帰国した後において も使用できるものに対して支出した費用を除きます。

(注)出国後3ヵ月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。

(2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行である場合は、第 2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、次の算式によって計算した額をいいます。

旅行変更費用	V	旅行日程のうち、中途帰国した 日以後の日数	***	笠 0 夕 (*) の 弗田
保険金額	X	旅行日程の日数	=	第2条(1)の費用

- (3)(2)の旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当会社は、旅行代金を保険金額とみなします。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、次の①または2のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が(1)から(3)までにより計算された費用の額を上回る場合は、帰国費用を第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とします。
- ① 被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等率の購入の予約がなされており、これから航空券等率の費用の支払を要する場合または航空券等率が購入されており、既に航空券等率の費用を支払っている場合
- ② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等 ^{⑤1}の費用が含まれている場合
- (注) 航空券もしくは乗船券等のうち、利用する日時が被保険者の出国後3ヶ月以内で、かつ、特定されているものをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合) (1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の 法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。なお、④およ び⑤に掲げる事由は第2条(1)⑤には適用しません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の旅行変更費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。

- ただし、その者が旅行変更費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格(#2)を持たないで自動車等を運転している間、道路 交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を 帯びた状態で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナ 一等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に 生じた事故
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑧ 核燃料物質(33)もしくは核燃料物質(33)によって汚染された物(34)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
- ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、頸部症候群⁽²¹⁾、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける に足りる医学的他覚所見⁽²¹⁾のないものによって第2条 (保険金を支払う場合) (1)②に該当 したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対し ては、その症状の原因がいかなるものであっても、旅行変更費用保険金を支払いません。
 - (注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - (注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見を いいます。

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1)当会社は、被保険者が別表しに掲げる運動等を行っている間に被った傷害または疾病によって第2条(保険金を支払う場合)(1(①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
- (2)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条 (保険金を支払う場合) (1)①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
 - ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等している間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行変更費用保険金の額は、旅行変更費用保険金額をもって限度とします。

第7条(保険責任の始期および終期)

- (1)この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、保険証券記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後2時のいずれか早い時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料線収前または保険証券記載の契約日以前に第2条 (保険金を支払う場合)(1)(①から⑨までのいずれかに該当していたためまたはその原因単が 生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
 - (注)次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、 医師の診断によります。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3 親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ② 第2条(1)②の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の 2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ③ 第2条(1)⑧の場合においては、被保険者の隔離の直接の原因となった感染症の 発病

第8条(保険料の返還

普通保険約款第12条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により保険契約者が保険契約 を解除した場合には、同第18条 (保険料の返還一解除の場合) (2)の規定にかかわらず、当会社は、 旅行行程が開始していないことを条件として既に払い込まれたこの特約にかかる保険料以外の 保険料についてはその全額を返還します。

第9条(事故の通知)

(1)保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、 被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を あて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況または中途帰国の状況を当 会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明 を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容®について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3)(1)および(2)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、選滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用の発生の防止または軽減に努めなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提 出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5)保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の 規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて旅行 変更費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1)旅行変更費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2)被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が旅行変更費用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を旅行変更費用保険金として支払います。

	区分	支払額
1	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れていない場合	この保険契約の支払責任額
2	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、こ の保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条(代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行変更費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度			
1	当会社が費用の全額を旅 行変更費用保険金として 支払った場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人 が取得した債権の全額			
2	①以外の場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、旅行変更費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額			

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相 続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとしま す。
- (3)保険契約者、被保険者および旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因(33)が生じる前に

- (注3)次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認 定は、医師の診断によります。
 - ① この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合においては、被保険者、 被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族の死亡もしくは危篤 の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ② この特約第2条(1)(2の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ③ この特約第2条(1)⑧の場合においては、被保険者の隔離の直接の原因となった感染症の発病

と読み替えて適用します。

第14条(重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- [(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 廃契約解除の効力)の規定にかわわらず、(1)①から(5)までの事由由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故により保険契約者、被保険者ま たはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (4)保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が(1)③アから才までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定

は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または旅行変更費用保 険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表1 第5条(保険金を支払わない場合ーその2)(1)の運動等

山岳登はん^(注)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注)操縦^(注)、スカイダイビン グ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注)搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類 する危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング(フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以 下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、バラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

別表 2 保険金請求書類

	出国中止ま 第2条(保						
	12	34	(5)	6	7	8	9
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0	0	0
3. 当会社の定める傷害(事故)状況報 告書	○ (傷害の場合)		0				
4. 公の機関(注1)の事故証明書	○ (傷害の場合)		0		0		
5. 疾病が保険料領収日または保険証券 記載の契約日のうちいずれか遅い日 以降に発病していることを証明する 医師の診断書	(疾病の場合)						
6. 入院開始日および入院日数を記載し た病院または診療所の証明書類	0						
7. 第3条(費用の範囲)の費用の支出 を証明する領収書または精算書。企 画旅行の場合は、旅行代金の支払を 証明する領収書または精算書および 旅行行程を確認できる書類	0	0	0	0	0	0	0
8. 中途帰国の場合は、帰国費用の支出 を証明する領収書または精算書	0	0	0	0	0	0	
9. 保険契約者、被保険者または旅行変 更費用保険金を受け取るべき者の印 鑑証明書	0	0	0	0	0	0	0
10. 旅行変更費用保険金の請求の委任を 証する書類および委任を受けた者の 印鑑証明書 ⁽³²⁾	0	0	0	0	0	0	0
11. 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)③または④に該当したことを証明する書類		0					
12. 死亡診断書および死体検案書または 危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	0						
13. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	0						
14. 建物または家財の損害の程度を証明 する書類			0				
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				0			
16. 渡航先を証明する書類					0		
17. 第 2 条(1)⑦の事由が発生したこと を証明する書類					0		
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類						0	
19. 災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)第60条(市町村長の避難の指 示等)または第61条(警察官等の避難 の指示)に基づく避難の指示等が公的 機関から出されたことを証明する書 類							0

険金の支払時期) (1)に定める必要な 事項の確認を行うために欠くことの できない書類または証拠として保険 契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたもの
--

- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 旅行変更費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

♣ 出国中止費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から⑨までのいずれかに該当したことにより出国を中止した場合には、旅行変更費用保険 金を支払いません。

♣ 留守字家財盗難補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義	
	用語	L	
し	し 支払責任額 他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金 は共済金をいいます。		
٤	盗難	窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。	
ほ 保険価額 その損害が生じた地および時における保険の対象の価値 す。			
	保険事故	保険の対象である家財の盗難をいいます。	
る	留守宅家財 盗難保険金額	保険証券記載の留守宅家財盗難保険金額をいいます。	

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が旅行行程中に保険証券記載の住居内に収容されている保険の対象であ 多家財について盗難によって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い留 守宅家財盗難保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑪までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、留守 宅家財盗難保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 保険契約者および被保険者の親族、使用人、同居人ならびに住居を管理する者が自ら行った盗難または荷担した盗難
- ④ 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- ⑤ 火災または破裂・爆発の際における盗難
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変の 際における盗難
- ⑦ 核燃料物質(22)または核燃料物質(32)によって汚染された物(31)の放射性、爆発性その他の 有害な特性による事故の際における盗難
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた盗難
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- ⑩ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ① 旅行行程終了後60日以内に知ることができなかった盗難
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1)被保険者と生計を共にする親族の所有する物は、保険の対象に含みます。
- (2)次の①から④までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 株券・手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、通貨および 小切手については保険の対象に含まれます。
- ② 預金証書または貯金証書(注1)、クレジットカードその他これらに類する物
- ③ 船舶(注2)、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品
- ④ 動物および植物
- (注1) 通帳およびキャッシュカードは、預金証書または貯金証書に含まれます。
- (注2)ヨット、モーターボートおよびボートは、船舶に含まれます。
- (3)次の①または②に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれないものとします。
 - ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
 - ② 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物

第5条(指害額の決定)

- (1)当会社が留守宅家財盗難保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2)保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに 必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害額に含めません。
- (3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が6の保険の対象全体の価値に及ばす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。

- (4)第7条(盗難の発生)(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険の対象の保険価額をもって損害額とします。
- (6)保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が通貨および小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計額が50,000円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

第6条(支払保険金)

当会社が1回の保険事故につき支払うべき留守宅家財盗難保険金の額は、次の算式によって 計算した金額とします。ただし、留守宅家財盗難保険金額をもって保険期間中の支払の限度とし ます。

第5条(損害額の決定)の 規定により計算した損害額

保険証券記載の 会責金額 当会社が支払うべき留守宅家財盗難保険金の額

第7条(盗難の発生)

- (1)保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、保険の対象について保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければかりません
 - ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 保険の対象が盗難にあったことをただちに警察署に届け出ること。盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、警察署のほか、その小切手の振出人はい去よび支払金融機関にただちに届け出ること。
 - ③ 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。
 - ④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注1)被保険者が振出人である場合を除きます。
 - (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1)()から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差し引いた残額を損害額とみなします。

該当する規定	差し引く金額
① (1)①の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
② (1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
③ (1)③の義務に違反した場合	防止または軽減できたと認められる額
④ (1)④の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得す ることができたと認められる金額
⑤ (1)⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑥ (1)⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

- (3)当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)③の保険の対象の発見、回収に要した費用のうちで当会社が必要または有益であった と認められたもの
 - ② (1)④の手続きのために必要な費用

第8条(保険金の請求)

- (1)留守宅家財盗難保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が留守宅家財盗難保険金の支払を請求する場合は、次の①から②までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署の盗難届出証明書
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - 留守宅家財盗難保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注) 留守宅家財盗難保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第2条(保険金を支払う場合)の掲書に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合 において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める 額を留守宅家財盗難保険金として支払います。

区分		支払額	
1	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れていない場合	この保険契約の支払責任額	

	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この 保険契約の支払責任額を限度とします。
--	------------------------------------	---

- (2)(1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額

 電車を基準として計算した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき留守宅家財盗難保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて計算した額を支払います。
 - (注)保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得 するのに要する額をいいます。
- (3)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の 対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません

第11条(盗難品の帰属)

- (1)盗取された保険の対象について、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条(盗難の発生)(3)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (2)盗取された保険の対象について、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権は、留守宅家財盗難保険金の保険価額に対する割合によって当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた留守宅家財盗難保険金に相当する額®を当会社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。
 - (注) 第7条(盗難の発生) (3)①の費用に対する留守宅家財盗難保険金に相当する額を 差し引いた残額とします。
- (3)(1)または(2)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた 保険の対象の損傷または汚損の損害に対して留守宅案財盗難保険金を請求することができま す。この場合において、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払うべき損害額は第5条(損害 額の決定)の規定によって決定します。

第12条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会社がその損害に対して留守宅家財盗難保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移 転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額		
① 当会社が損害の額の全額を 留守宅家財盗難保険金とし て支払った場合	被保険者が取得した債権の全額		
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、留守宅家財盗難保 険金が支払われていない損害の額を差し引いた額		

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類 の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費 用は、当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

- 当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。
- [(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

🎝 クルーズ旅行取消費用補償特約 🤻

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義			
きた無		重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であ ると医師が判断した場合をいいます。			
競技等 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいい		,			
く クルーズ旅行取消 保険証券記載のクルーズ旅行取消 費用保険金額		保険証券記載のクルーズ旅行取消費用保険金額をいいます。			
し 疾病 傷害以外の身体の障害をいいます。たた 産、流産および歯科疾病を含みません。		傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早 産、流産および歯科疾病を含みません。			

支払責任額 他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 乗用具 自動車等、モーターボート®、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。			
乗用具 自動車等、モーターボート®、ゴーカート、スノーモービル その他これらに類するものをいいます。 (注) 水上ナードバを含みます。 自動車等 自動車または原動機付自転車をいいます。 地国 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員 4 人以下の客室を予約している場合に限ります。ただし、定員 6 人以下の客室を予約している場合に限ります。ただし、定員 6 人際または診療所に入り、常に医師の管理下において治療のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 は 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。	支払責任額		
その他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。 自動車等 自動車または原動機付自転車をいいます。 出国 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。 同室予約者 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。 に 入院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 ほ 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。			または六月並り似ていいより。
(注) 水上オートバイを含みます。 自動車等 自動車または原動機付自転車をいいます。 出国 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。 同室予約者 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。 日宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。	乗用具		
自動車等 自動車または原動機付自転車をいいます。 出国 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。 同室予約者 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶への客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。 に 入院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 は 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。			その他これらに類するものをいいます。
出国 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。 同室予約者 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶のの客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。 に 入院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。			(注) 水上オートバイを含みます。
と 同室予約者 被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限ります。		自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員 4 人以下の客室を予約している場合に限ります。 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 (保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。		出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
す。ただし、定員 4人以下の客室を予約している場合に限ります。 に 入院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 は 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。	ح	同室予約者	被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被
す。			保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいま
に 入院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。			す。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限りま
に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の 病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間 は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医 師が必要と認めた場合に限ります。 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までの いずれかに該当することをいいます。			す。
病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 は 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。	に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常
は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。 ほ 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。			に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の
師が必要と認めた場合に限ります。 ほ 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。			病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間
は 保険事故 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までの いずれかに該当することをいいます。			は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医
いずれかに該当することをいいます。	師が必要と認めた場合に		師が必要と認めた場合に限ります。
	ほ	保険事故	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑥までの
り 旅行 保険証券記載の海外旅行をいいます。			いずれかに該当することをいいます。
	6)	旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が旅行について次の①から⑥までのいずれかに該当したことにより出国を中止した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、取消費用保険金としてその費用の負担者に支払います。
 - ① 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
 - ② 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が継続して被保険者および同室予約者については3日以上、その他の者については7日以上に及んだ場合(注)に限りませ
 - ③ 被保険者または同室予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のアから ウまでに掲げる事由のいずれかによって損害⁽²⁾を受け、その損害の額⁽²⁾が100万円以上と なった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発(注4)
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・ 高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - ④ 被保険者または同室予約者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人 として裁判所へ出頭する場合
 - ⑤ 被保険者または同室予約者が傷害または疾病を直接の原因として治療を受け、医師の指示により出国を中止した場合
 - ⑥ 被保険者に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
 - (注1) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとしま
 - (注2) 消防または避難に必要な処置によって当該建物または家財について生じた損害を 含みます。以下同様とします。
 - (注3) 損害が生じた地および時における当該建物または家財の価額によって定め、当該 建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態 に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
 - (注4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またその現象をいいます。
- (2)(1)①および②に規定する被保険者または同室予約者とこれらの者以外の者との続柄は、(1)①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、それぞれに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条(費用の範囲)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、旅行にかかる費用で次の①および②に掲げる ものをいいます。

項目		費用の内容			
1	取消料、違約料等	被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約件4、 旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等 または旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用また はこれから支払うことを要する費用をいいます。			
2	渡航手続費	渡航手続費率として、被保険者が出国を中止したこと により払戻しを受けられない費用またはこれから支払う ことを要する費用をいいます。ただし、出国を中止した後 においても使用できるものに対して支出した費用を除き ます。			

- (注)旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用には含まれません。
- (3)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して

通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費 用を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1)当会社は、次の①から⑪までに掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合) (1)①、②、③および⑤のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は第2条(1)③には適用しません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の取消費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が取消費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、取消費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が法令に定められた運転資格

 建立を持たないで自動車等を運転している間、道路

 交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑧ 核燃料物質(注)もしくは核燃料物質(注)によって汚染された物(注)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱 に基づいて生じた事故もしくは疾病
 - (10) ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3)使用済燃料を含みます。
 - (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、類部症候群^{‡1)}、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける に足りる医学的他覚所見^{‡2}いないものによって第2条 (保険金を支払う場合)(1)②または (5)に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相縁、が負担した 用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、取消費用保険金を支払いません。
 - (注1) いわゆる 「むちうち症」をいいます。
 - (注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見を いいます。

第5条 (保険金を支払わない場合―その2)

- (1)当会社は、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に被った傷害または疾病によって第2条 (保険金を支払う場合) (1)①、②または⑤のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
- (2)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条(保険金を支払う場合)(1)①、②または⑤のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
 - ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記3に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、取消費用保険金の支払の対象とします。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記3に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間については、取消費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等している間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき取消費用保険金の額は、クルーズ旅行取消費用保険金額をもって限度とします。

第7条 (保険責任の始期および終期)

- (1)この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、保険証券記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、被保険者が出国 した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前または保険証券に記載された契約日以前に第2条(保険金を支払う場合)(1)(①から⑥までのいずれかに該当していたためまたはその原因"が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
 - (注)次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、 医師の診断によります。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ② 第2条(1)②の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病の発病
 - ③ 第2条(1)⑤の場合においては、医師の指示による出国中止の直接の原因となった被保険者または同室予約者の傷害の発生または疾病の発病

(4)(3)における発病の認定は、医師の診断によります。

第8条(保険料の返還)

- (1)当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(1)の規定に基づき保険契約を解除する場合に限り、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料を返還します。
- (2)普通保険約款第12条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、旅行行程が開始していないことを条件として既に払い込まれたこの特約にかかる保険料以外の保険料についてはその全額を返還します。

第9条(事故の通知

- (1)保険事故の発生により被保険者が出国を中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国の中止の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容³³について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3)(1)および(2)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国を中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第3条(費用の範囲)の費用の発生の防止または軽減に努めなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5)保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて取消費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1)取消費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2)被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が取消費用保険金の支払を請求する場合は、 別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を取消費用保険金として支払います。

区分		支払額
1	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れていない場合	この保険契約の支払責任額
2	他の保険契約等から保険 金または共済金が支払わ れた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、こ の保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条 (代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して取消費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を服度とします。

区分		移転する債権の限度額	
1	当会社が費用の全額を取 消費用保険金として支払 った場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人 が取得した債権の全額	
2	①以外の場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、取消費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額	

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとしませ
- (3)保険契約者、被保険者および取消費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)また は(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手 に協力しなければなりません。このために必要な費用は、過会社の負担とします。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因(**)が生じる前に

- (注3)次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認 定は、医師の診断によります。
 - ① この特約第2条 (保険金を支払う場合) (リ)①の場合においては、被保険者、 同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3 親等以内の親族の死亡も しくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
 - ② この特約第2条(1)②の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等以内の親族の入院の直接の原因となった 傷害の発生または疾病の発病
- ③ この特約第2条(1)⑤の場合においては、医師の指示による出国中止の直接の原因となった被保険者または同室予約者の傷害の発生または疾病の発病

と読み替えて適用します。

第14条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。

- [(3)(いまたは(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 廃契約解除の効力)の規定にかわわらず、(1)①から(5)までの事由由または(2)①もしくは(2)の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故により保険契約者、被保険者ま たはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (4)保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表1 第5条(保険金を支払わない場合ーその2)(1)の運動等

山岳登は $\Lambda^{(\pm 1)}$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $^{(\pm 2)}$ 操縦 $^{(\pm 3)}$ 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 $^{(\pm 4)}$ 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、バ ラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

別表 2 保除全請求書料

2 保険金請求書類						
	出国中止の原因となった第2条 (保険金を支払う場合)(1)の事由					
	1	2	3	4	(5)	6
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0	0
3. 旅行契約書等旅行契約の存在を証明する 書類	0	0	0	0	0	0
4. 第3条 (費用の範囲) の費用の支出を証明する領収書または精算書	0	0	0	0	0	0
5. 保険契約者、被保険者または取消費用保 険金を受け取るべき者の印鑑証明書	0	0	0	0	0	0
6. 取消費用保険金の請求の委任を証する書 類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^{注1)}	0	0	0	0	0	0
7. 同室予約者であることを証明する書類	0	0	0	0	0	
8. 当会社の定める傷害(事故)状況報告書	(傷害の場合)	(傷害の場合)	0		(傷害の場合)	
9. 公の機関(注2)の事故証明書	(傷害の場合)	(傷害の場合)	0		(傷害の場合)	
10. 疾病が保険料浄収日または保険証券記載の 契約日のうちいずれか遅い日以降に発病して いることを証明する医師の診断書	(疾病の場合)	(疾病の場合)			(疾病の場合)	
11. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類		0				
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤 となった日と危篤を証明する医師の診断書	0					
13. 被保険者または同室予約者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	0	0				
14. 建物または家財の損害の程度を証明する 書類			0			
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				0		
16. 医師の指示により出国を中止したことを 記載した病院または診療所の証明書類					0	
17. 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第60条 (市町村長の避難の指示等) または 第61条 (警察官等の避難の指示) に基づく 避難の指示等が公的機関から出されたこと を証明する書類						0
18. 当会社が普通保険約款第20条 (保険金の 支払時期) (1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当会社が 交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0	0

- (注1) 取消費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

◆ 運動危険等補償特約 ◆

第1条(傷害死亡保険金支払特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合に は、同特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、傷害死亡保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷 害死亡保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第2条 (傷害後遺障害保険金支払特約 (後遺障害等級表型)の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型) が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、傷害後遺障害保険金を支払いません。」

とあるのは.

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷 害後遺障害保険金を支払いません。」 と読み替えます。

第3条(傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支 払区分表型)が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合一その2)の 規定中、

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、傷害後遺障害保険金を支払いません。

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷 害後遺障害保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第4条 (疾病死亡保険金支払特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合に は、同特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定中、

当会社は、被保険者が山岳登はんはを行っている間に発病した高山病による死亡に対して は、疾病死亡保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が山岳登はん を行っている間に発病した高山病による死亡に対して は、保険契約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていない場合には、疾病死亡保 険金を支払いません。」 と読み替えます。

第5条(治療・救援費用補償特約の読み替え)

(1)当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合に は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)⑤を次のとおり読み替えます。

右のアからオ 生でのいずれ かに該当した 場合

- ⑤ 被保険者が ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 遭難した場合
 - ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被 保険者の生死が確認できない場合
 - 工. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被 保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが 警察等の公的機関により確認された場合
 - オ.被保険者が山岳登はん(注7)中に遭難した場合。ただし、山岳 登はん(注7)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、 被保険者が下山予定期日の翌日午前 0 時以降48時間を経過し ても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親 族もしくはこれらに代わる者が、次の(ア)から(ウ)までの いずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、 遭難が発生したものとみなします。
 - (ア) 警察その他の公的機関
 - (イ) サルベージ会社もしくは航空会社
 - (ウ) 遭難救助隊

(注7) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいい

- (2)当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合に は、同特約第5条(保険金を支払わない場合ーその2)を次のとおり読み替えます。
 - ① 「(1)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害によ り第2条(保険金を支払う場合)(1)①に該当し第3条(費用の範囲)(1)①から③ま でに定める費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。」 とあるのは、
 - 「(1)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害によ り第2条(保険金を支払う場合)(1)①に該当し第3条(費用の範囲)(1)①から③

までに定める費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの行為に対 応する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払いません。|

② 「(2)当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条 (保険金を支払 う場合)(1)①、③または⑤のいずれかに該当し、被保険者等が第3条(費用の範囲) (1)および(2)に掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いませ h...

とあるのは、

- 「(2)当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払 う場合) (1)①、③または⑤のいずれかに該当し、被保険者等が第3条(費用の範囲) (1)および(2)に掲げる費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの 行為に対応する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払い ません。」
- ③ 「(3)当会社は、被保険者が山岳登はんはを行っている間に高山病を発病し第2条 (保険 金を支払う場合)(1)②のいずれかに該当した場合で、第3条(費用の範囲)(1)①か ら③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。」 とあるのは、
 - 「(3)当会社は、被保険者が山岳登はんはを行っている間に高山病を発病し第2条(保険 金を支払う場合)(1)②のいずれかに該当した場合で、第3条(費用の範囲)(1)① から③までに定める費用を支出したときでも、保険契約者があらかじめこれに対応 する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払いません。」
- (3)当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合に は、同特約第12条(事故の通知)(1)②の規定中、「第2条(1)⑤アまたはイのいずれかの場合」 とあるのは、「第2条(1)⑤ア、イまたはオのいずれかの場合」と読み替えます。

第6条(傷害治療費用補償特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合に は、同特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、傷害治療費用保険金を支払いません。

とあるのは.

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対して は、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷 害治療費用保険金を支払いません。」 と読み替えます。

第7条 (疾病治療費用補償特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合に は、同特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定中、

「 当会社は、被保険者が山岳登はん きを行っている間に発病した高山病に対しては、疾病治 療費用保険金を支払いません。|

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が山岳登はん を行っている間に発病した高山病に対しては、保険契 約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていない場合には、疾病治療費用保険金を 支払いません。」 と読み替えます。

第8条(救援者費用等補償特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に救援者費用等補償特約が付帯されている場合に は、同特約の規定を次のとおり読み替えます。

第2条(保険金を支払う場合)(1)③を次のとおり読み替えます。

が、右のアか らオまでのい ずれかに該当 した場合

- ③ 被保険者 ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が
 - 遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被
 - 保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被
 - 保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが 警察等の公的機関により確認された場合 オ.被保険者が山岳登はん(注3)中に遭難した場合。ただし、山岳
 - 登はん(注3)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、 被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過し ても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親 族もしくはこれらに代わる者が、次の(ア)から(ウ)までの いずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、 遭難が発生したものとみなします。
 - (ア) 警察その他の公的機関
 - (イ) サルベージ会社もしくは航空会社
 - (ウ) 遭難救助隊

(注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいい ます。

- ② 第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)を次のとおり読み替えます。
- 「 当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合) (1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険契約者があらかじめこ れらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、救援者費用等保険金を支払いま せん。
- ③ 第10条 (事故の通知) (1)②の規定中、「第2条(1)③アまたはイのいずれかの場合」とあ るのは、「第2条(1)③ア、イまたはオのいずれかの場合」と読み替えます。

第9条 (家族旅行特約の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約に家族旅行特約が付帯されている場合には、同特約 第3条(保険責任期間の延長)(1)③を次のとおり読み替えます。

ア、責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方 ③ 被保険者 が、右のアか 不明になったとき。 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難 らオまでのい ずれかに該当 したとき。 したとき ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険 者の生死が確認できないとき。 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険 者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の 公的機関により確認されたとき。 オ.被保険者が山岳登はん(注3)中に遭難した場合。ただし、山岳登は ん(注3)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者 が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しな かったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれら に代わる者が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに対して、被 保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみ なします。 (ア) 警察その他の公的機関 (イ) サルベージ会社もしくは航空会社

(注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいい

家族旅行特約 💸

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(ウ) 遭難救助隊

	用語	定義
ħ	家族	保険証券の本人欄に記載の者(以下「本人」といいます。)および 保険証券記載の次の①から③までに掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者当 ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
		(注) 本人と婚姻の届けを予定している者を含みます。
t	青仟期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

第2条(被保険者の範囲)

この特約により、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約における被保険者は、 普通保険約款第1条 (用語の定義)における被保険者の定義にかかわらず、家族とします。

第3条 (保険責任期間の延長)

(1)普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行 の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、 被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより遅延した場合には、保険責任 の終期は当会社が妥当と認める期間で、かつ、7日間を限度として延長されるものとします。

マカルを対する日本にか 女当と880の 多利用で、かって、7日間では女として生成されるのかとして		
項目	事由	
① 被保険者が死亡した 場合で、右のアから エまでのいずれかに 該当したとき	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原	
	因として責任期間中に死亡したとき。 ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した とき。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後 も引き続き治療を受けていた場合に限ります。 エ. 責任期間中に治疾を研わるその 日を含めて180日以内に死亡したとき。	
② 被保険者が入院した場合で、右のアまたはイのいずれかに該当したとき	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注1)したとき。 イ. 責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として入院(注1)したとき。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。	
③ 被保険者が、右のアからエまでのいずれかに 該当したとき	ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 行方不明になったとき。 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が 遭難したとき。 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被 保険者の生死が確認できないとき。 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被 保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったこと が警察等の公的機関により確認をわたとき。	

- (注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中と みなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限 ります。
- (注2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (2)(1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によりま

- (3)(1)において、被保険者が保険期間の末日の翌日から7日以内に旅行の最終目的地へ到着した 場合は、その被保険者に対する当会社の保険責任は、その被保険者が住居はに帰着した時に終 わります。
 - (注) 被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。

第4条(保険金の削減)

(1)この保険契約に次の①から⑤までの特約が付帯されている場合において、保険契約締結時に 被保険者が家族でなかったときは、当会社は、その者に発生した保険事故に対し、(2)の算式 に従い、それぞれの特約の保険金を削減して支払います。

	特約名	対象とする保険金	
1	傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡保険金	
2	傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)または傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)		
3	疾病死亡保険金支払特約	疾病死亡保険金	
4	入院一時金支払特約	入院一時金	
(5)	航空機遅延費用等補償特約	ア. 出発遅延費用等保険金 イ. 乗継遅延費用保険金	

(2)(1)の保険金の削減は、それぞれの特約ごとに次の算式によります。

保険契約締結時に被保険 者が家族であったものと		領収した各特約の保険料		削減後の各特約
るか	×	家族旅行特約を付帯しない場合の保険契	-	の保険金支払額
持約の保険金支払額		約者が支払うべき各特約の保険料		

第5条(保険金額の削減)

(1)この保険契約に次の①から④までの特約が付帯されている場合に、保険契約締結時に被保険 者が家族でなかったときは、当会社は、その者に発生した保険事故に対し、(2)の算式に従い、 それぞれの特約の保険証券記載の保険金額を削減します。

	特約名	対象とする保険金額
1	傷害治療費用補償特約	保険証券記載の傷害治療費用保険金額
2	疾病治療費用補償特約	保険証券記載の疾病治療費用保険金額
3	治療・救援費用補償特約	保険証券記載の治療・救援費用保険金額
4	歯科治療費用補償特約	保険証券記載の歯科治療費用保険金額

(2)(1)の保険金額の削減は、それぞれの特約ごとに次の算式によります。

各特約の保険証券 記載の保険金額	× =	領収した各特約の保険料	_	削減後の各特約
	^	家族旅行特約を付帯しない場合の保険契		の保険金額
		約者が支払うべき各特約の保険料		

第6条(被保障者が複数の場合の約款適用の変更)

この保険契約に付帯された特約の規定は、被保険者ごとに適用します。ただし、次の①から ⑦までの特約の該当の規定については、第2条(被保険者の範囲)に規定する家族全員を1被保 険者とみなしてそれぞれの規定を適用します。

	特約名	対象規定		
1	賠償責任危険補償特約	第6条 (保険金の支払額)		
2	携行品損害補償特約	第6条 (保険金の支払額)		
3	救援者費用等補償特約	ア. 第7条 (当会社の責任限度額) イ. 第8条 (保険料の返還または請求等一職業また は職務の変更に関する通知義務の場合)		
4	航空機寄託手荷物遅延等費用補 償特約	第2条(保険金を支払う場合)(2)		
(5)	通貨盗難補償特約	第6条 (保険金の支払額)		
6	旅行変更費用補償特約	第6条(当会社の責任限度額)		
7	留守宅家財盗難補償特約	第6条(支払保険金)		

第7条(救援者費用等補償特約の読み替え)

この特約については、救援者費用等補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条(保険金を支払う場合)(1)②を次のとおり読み替えます。

Γ	② 被保険者が入院	ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注1)した場
	した場合で、右の	合。ただし、第3条(費用の範囲)②ア、③ア、④および⑤の
	アまたはイのいず	費用ならびに⑥に規定する救援者の渡航手続費および救援者の
	れかに該 当したと	支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院(注1)した場合
	き	に限ります。
		イ. 責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病(注2)を直接の
		原因として入院(注1)した場合。ただし、第3条(費用の範囲)②ア、
		③ア、④および⑤の費用ならびに⑥に規定する救援者の渡航手
		続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日
		以上入院(注1)した場合に限ります。

- (注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中 とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合 に限ります。 (注2)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- ② 第3条 (費用の範囲)を次のとおり読み替えます。

「第3条(費用の範囲)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。				
項目	費用の内容	対象とならない費用		
① 捜索救助費用	遭難した被保険者を捜索(注)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用			
②航空運賃等交通費	ア・被災者(**2)の捜索(**1)、看護または事故処理を行うために、現地へ赴く教援者(**3)の、現地ま質の船舶、航空機等の往復運賃。ただし、被災者(**3)を限度とします。 イ・第2条(保険金を支払う場合)(1)(から③までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行、付添者(**3)が当初の旅行程に復帰するためまたは直接帰国実に支出した付運賃。たし、こにより被保険者が払戻しを担することを予定していた金額または被保険者が経戻しを受けた金額または被保険者が経戻しを受けた金額または被保険者が終戻しを受けた金額または強保険者が経済します。	第2条(保険金を支払う場合) (1)③ウまたはエの場合において、 被保険者の生死が判明した後また は被保険者の緊急な捜索(注)もし くは救助活動が終了した後に現地 に赴く救援者(注)にかかる費用		
③ 宿泊施設の客 室料	ア. 現地および現地までの行程における数接者はの宿宮室料。ただし、被災者(221) 名につき教援者(33) 3 名分を限度、かつ数援者(33) 1 名につき14 日分を限度とします。 イ. 第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から③までのいずれかに終うしたことにより、当初わの旅行行程を離脱したことにより、当初の旅行行程を離脱して、付添者(35)が捜索(34) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	ア・第2条(保険金を支払う場合) (1)③ウまたはエの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注)もしくは救助活動が終了した後に現地に违社く教援者(注)にかかる費用 イ・被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額		
④ 移送費用	ア、死亡した被災者 ⁽²¹⁾ を現地から保険証券記載の被保険者の住所 に移送するために要した遺体輸 送費用 イ、治療を継続中の被災者 ⁽²¹⁾ を現 地から保険証券記載の被保険者 の住所または被保険者住所の属 する国の病院もしくは診療所へ 移転するために要した移転費 ⁽²¹⁾	ア. 被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃 イ. 傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)		
⑤ 遺体処理費用	死亡した被災者 ^{強之)} の火葬費用、 遺体防腐処理費用等の遺体の処理 費用。ただし、被災者 ^{強之)} 1 名につ き100万円を限度とします。	花代、読経代および式場費等 の葬儀費用等遺体の処理とは直 接関係がない費用		
⑥ 諸雑費	ア・救援者(注)の渡航手続費(注) イ・救援者(注)または被保険者が現 地において支出した交通費 ウ・被災者(注)の入院または救援に 必要な身の回り品購入費および 国際電話料等通信費 エ・アからウまでに掲げるものの ほか、アからウまでの費用と同 程度に救援のために必要な費用 ただし、アからエまでの合計で 40万円を限度とします。	傷害治療費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合)(1)②ま たは疾病治療費用補償特約第2 条 (保険金を支払う場合)(2)② により支払われるべき費用		

- (注1)捜索、救助または移送をいいます。
- (注2) 救援者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から③までのいずれかに該当した被保険者をいいます。
- (注3)被災者^{注4)}の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親
- 族、またはこれらの者の代理人をいいます。ただし、付添者を除きます。 (注 4) 救援者費用等補償特約第2条(1)②に該当する場合は、継続して3日以上入院 した者に限ります。

- (注5) 被災者以外の被保険者をいいます。
- (注6) 最終目的地への到着をいいます。
- (注7) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注8)治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注9) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第8条(治療・救援費用補償特約の読み替え)

この特約については、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)③を次のとおり読み替えます。
 ③ 神保除者が入院1、ア 青任期間中に神った傷害を直接の面目
- ③ 被保険者が入院した場合で、右のアまたはイのいずれかに該当したとき。ただし、第3条(費用の範囲)(2)(2)ア、③ア、④および⑤の費用ならびに⑥に規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院⁽³⁴⁾した場合に限ります。
 イ.責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病⁽³⁴⁾を直接の原因として入院⁽³⁵⁾したとき。ただし、第3条(2)(2)ア、③ア、④および⑤の費用ならびに⑥に規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院⁽³⁴⁾
- (注5)他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
- (注6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

5)した場合に限ります。

- ② 第3条 (費用の範囲) (2)を次のとおり読み替えます。
- 「(2)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)③から⑤までのいずれかに該当した場合の費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。

用とは、次の①か	ら⑥までに掲げるものをいいます。	
項目	費用の内容	対象とならない費用
① 搜索救助費 用	遭難した被保険者を捜索(注1)する 活動に要した費用のうち、これらの 活動に従事した者からの請求に基づ いて支払った費用	
② 航空運賃等交通費	ア・被災者 ⁽³²⁾ の捜索 ⁽³⁴⁾ 、救助、看 護または事故処理を行うために、 現地へ赴く救援者 ⁽³²⁾ の、現地ま での船舶、航空機等の往復運賃。 技者 ⁽³³⁾ 3名分を限度とします。 イ・当初の旅行行程を離脱した場合 において、付添者 ⁽³⁴⁾ が到の旅行 行程に侵帰するために、被保険者が現実 に支出した付添者 ⁽³⁴⁾ の船舶、制収 保険者が払戻しを受けた金額また は被保険者が払戻しを受けた金額また は被保険者が払戻してでは費用の額 から控除します。	第2条(保険金を支払う場合) (1)⑤) ウまたは工の場合において、 被災者 ⁽¹²⁾ の生死が判明した後ま たは被災者 ⁽¹²⁾ の緊急な捜索 ⁽¹¹⁾ も しくは救助活動が終了した後に現 地に赴く救援者 ⁽¹³⁾ にかかる費用
③ 宿泊施設の 客室料	ア・現地および現地までの行程における教援者(注)の宿泊施設(注)の客室料。ただし、被災者(注)1名(こ)き教援者(注)1名(こ)き教援者(注)1名(こ)き教援者(注)1名(こ)き教援者(注)1名(こ)き教授者(注)1名(こ)き、(14日分を限度とします。)、(行法者(注)1次(対法者(注)1次(表)1次(表)1次(表)1次(表)1次(表)1次(表)1次(表)1次(表	第2条(保険金を支払う場合) (1)⑤ウまたはエの場合において、 被災者電2の生死が判明した後ま たは被災者電2の緊急な捜索部1も しくは救助活動が終了した後に現 地に赴く救援者 ⁽²⁾ のである費用
④ 移送費用	ア. 死亡した被災者(注2)を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用 イ. 治療を継続中の被災者(2)を現地から保険証券記載の被保険者の住所または依保除者任所の属する国の病院もしくは診療所へ移転する	被災者 ⁽²²⁾ の法定相続人が払戻 しを受けた帰国のための運賃ま たは被災者 ⁽²²⁾ が負担することを 予定していた帰国のための運賃 被災者 ⁽²²⁾ が払戻しを受けた帰 国のための運賃または(1)①また は③により支払われるべき費用

ために要した移転費(注8)

⑤ 遺体処理費 用	死亡した被災者(注2)の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。 ただし、被災者(注2)1名につき100万円を限度とします。	花代、読経代および式場費等の 葬儀費用等遺体の処理とは直接 関係がない費用
⑥ 諸維費	ア. 救援者(**)の渡航手続費(***) イ. 救援者(***)または被保険者が現地 において支出した交通費 ウ. 被災者(***)の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際 電記料等通信費 エ. アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでの費用と同程度 に救援のために必要な費用 ただし、アからエまでの合計で40 万円を限度とします。	(1)②により支払われるべき費用

- (注1) 捜索、救助または移送をいいます。
- (注2) 治療・救援費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)③から⑤までのいずれかに該当した被保険者をいいます。
- (注3) 被災者^(注4)の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族、またはこれらの者の代理人をいいます。ただし、付添者を除きます。
- (注4) 治療・救援費用補償特約第2条(1)③に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。
- (注5)被災者以外の被保険者をいいます。
- (注6) 最終目的地への到着をいいます。
- (注7) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注8) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を 含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター 料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認 めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注9) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第9条(この保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなったときは、保険契約は効力を失います。

第10条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第10条 (保険契約の失効)の規定は適用しません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

♣ 賠償責任危険補償特約(長期契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義	
ð	財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	
	住宅	被保険者の旅行の目的のために供されるホテル等の宿泊施設 または住宅等の居住施設 ⁽²⁾ をいいます。	
		(注) その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内 の動産および不動産を含みます。	
	身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。	
そ	損害賠償請求権者	保険事故により、この特約の被保険者に対し法律上の損害賠償 請求権を有する者をいいます。	
は	賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。	
ほ	保険事故	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次の①または②のいずれかに起因する偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理 ② 被保険者の日常生活 [®]	
		(注) 住宅および住宅以外の不動産の所有、使用また は管理を除きます。	
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。	

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、保険期間中に発生した保険事故による他人の身体の障害または他人の財物の破損 について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、賠償責任保険金を支払います。
- (2X1)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等 ® を被保険者とします。ただし、当会社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人の身体の障害または財物の破損を生じさせたことについて、親権者等 ® が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

(注)責任無能力者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償 責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質 (%2)もしくは核燃料物質 (%2)によって汚染された物 (%3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)使用済み燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- 当会社は、被保険者が、次の①から①までに掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行またはアルバイト業務(注1)の遂行に起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産 (#2) の所有、使用または管理 に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特約がある場合において、その特約によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のアからウまでに掲げる損害に対する賠償責任については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ア. ホテル等の宿泊施設の客室 (注3) に与えた損害
- イ. 火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水による水濡れにより住宅に与えた損害 ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産 に与えた損害
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶 (注4)、車両 (注5)、銃器 (注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (1) 汚染物質 (a⁻⁾ の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ① 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (注1) 一時的、臨時的に収入を得るために、夏期休暇、冬期休暇、年度休暇等に行う仕事または勉学と両立させる形で期間を限って行う仕事をいいます。
- (注2) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (注4) 原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (注5) 原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャーを目的として使用中のスノーモービルおよび観光または見学を目的として使用中の電動立ち乗り二輪車(セグウェイ等をいいます。)を除きます。
- (注6)空気銃を除きます。
- (注7) 固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。)等を含みます。

第5条(支払保険金の範囲)

- 当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものに限ります。
- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、第8条 (事故の通知) (1)①に規定する損害の発生または 拡大の防止のために必要または有益な費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と 認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を 講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置 に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、 和解もしくは調停に要した費用
- ⑥ 第9条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力する ために被保険者が支出した費用

第6条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

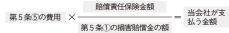
① 1回の保険事故につき、次の算式によって計算した額。ただし、1回の保険事故につき、 賠償責任保険金額を支払の限度とします。

第5条(支払保険金の範囲) _ 保険証券記載 _ 当会社が支 ①の損害賠償金の額

の免責金額

払う全額

② 第5条 (支払保険金の範囲) ②から⑥までの費用については、その全額。ただし、同条⑤ の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える 場合は、次の算式にて計算した金額を支払います。



第7条(先取特権)

- (1)損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
 - (注) 第5条 (支払保険金の範囲) ②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2)当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うも のとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者
 - に支払う場合(注1) ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図によ
 - り、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に 保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支 払う場合(注2)
 - (注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権 (3) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保 険金請求権^② を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。 ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求 することができる場合を除きます。
 - (注) 第5条 (支払保険金の範囲) ②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条(事故の通知)

- (1)保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、保険契 約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者は、次の①から⑧までに掲げる事項 を履行しなければなりません。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況および これらの事項の証人となる者があるときは、その者の住所、氏名を保険事故発生の日から その日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面によ る通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく当会社に通知すること。この場合 において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ④ 第三者に損害賠償の請求 (注1) をすることができる場合には、その権利の保全または行使 について必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部また は一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を 行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面によ り当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容 (注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合 は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実 を含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から ⑧までに規定する義務に違反したときは、当会社は、下表の①から⑧までの金額を差し引い て保除全を支払います

C 1/1	CNRX = CXIII & 7 8					
	該当する規定	差し引く金額				
1	(1)①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認めら れる損害の額				
2	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額				
3	(1)③の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額				
4	(1)④の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求をすることによって取得する ことができたと認められる金額				
(5)	(1)⑤の義務に違反した場合	損害賠償責任がないと認められる額				
6	(1)⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額				
7	(1)⑦の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額				
8	(1)⑧の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額				

第9条(当会社による解決)

(1)当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請 求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、そ

の遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2)被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じないときは、当会社は、それによ って当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

 3-7 MAX CHINA W G W LI LION (M. 17 () CHINE () C TO () LION () MAX CHINA () MAX				
	区分	支払額		
金もし またに	保険契約等により優先して保険 いくは共済金が支払われる場合 は既に保険金もしくは共済金が われている場合	損害の額 ³³ から左記の保険金もしくは共済金の 金額を差し引いた額に対してのみ賠償責任保険金 を支払います。		
② ①以 约	小の場合	この保険契約により支払うべき賠償責任保険 金の額を支払います。		

(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

- (1)賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時から発生 し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について判決 が確定した時
 - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律トの損害賠償責任の額について、被 保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立 した時
- (2)被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険金の支払を請求する場合
- は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- 当会社の定める事故状況報告書

する書面等において定めたもの

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書 および損害賠償の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ 損害を証明する書類
- ⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注) ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付
- (注) 賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条 (代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (2) を取得した場合において、 当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転しま す。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度
① 当会社が損害の額の全額を賠 償責任保険金として支払った 場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険 金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)また は(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手 に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条 (重大事由による解除) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支 払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請 求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれ かに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、 次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金 の損害」

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

♣ 生活用動産損害補償特約(長期契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ⁽³⁾ 、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。
(注) 定期券は除きます。		(注)定期券は除きます。
せ	生活用動産損 害保険金額	保険証券記載の生活用動産損害保険金額をいいます。
ほ	保険価額	その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険事故	損害の原因となった偶然な事故をいいます。
	保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間。また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日か答日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日から端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
め 免責金額 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額 す。免責金額は被保険者の自己負担となります。		支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、保険期間中に発生した偶然な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、生活用動産損害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑯までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害または次の①から⑯までに掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 生活用動産損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質 (%3) もしくは核燃料物質 (%3) によって汚染された物 (%4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、生活用動産損害保険金の支払の対象とします。
- ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
- イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- (1) 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、蒸発その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- ① 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ② 保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣
- ③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。
- (4) 詐欺または横領
- (5) 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 16 楽器の音色または音質の変化
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済み燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次の①から④までに掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。ただし、これらの損害が火災、落雷、爆発、破裂、地震、噴火、台風・暴風・暴風雨・せん 風・たつ巻・洪水・高潮・豪雨などの風水災、航空機の墜落、車両の飛び込みまたは盗難の結果として生じた場合を除きます。

- ① ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の破損
- ② 温度または湿度の変化によって保険の対象に生じた損害
- ③ 保険の対象のうち管球類に生じた損害
- ④ 液体の流出

第5条(保険の対象およびその範囲)

- (1)保険の対象は、次の①または②のいずれかに該当する物に限ります。
 - ① 被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の物
 - ② 被保険者が海外に滞在する目的のために供されるホテル等の宿泊施設または住宅等の居 住施設 (注)に保管中の被保険者所有の物
- (注) その宿泊施設または居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次の①から②までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含みます。
- ② 預金証書または貯金証書 (注1)、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。 次のアおよびイについては、保険の対象に含みます。

③ 稿本、設計書、図案、コンピュータプログラムおよびそのデータ、帳簿その他これらに

- ア. 自動車および原動機付自転車の運転免許証 イ. 旅券
- 類する物。ただし、市販のコンピュータプログラムについては保険の対象に含まれます。
- ④ 船舶 (注2)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑧ 動物および植物
- 9 飲食料品および電気、ガスその他の燃料品
- 10 輸送 (注3) 中の物
- ① クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物
- 12 その他保険証券記載の物
 - (注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
 - (注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
- (注3)「携行」を含みません。

第6条(損害額の決定)

- (1)当会社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2)保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復する に必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害の額に含めません。
- (3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、 その損害がその保険の対象全体に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を 決定します。
- (4)第8条(事故の通知)(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超えるときは、その保険価額をもって損害額とします。
- (6)(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が次の①から③までに定める物の場合には、次の①から③までの費用を損害額とします。

保険の対象		損害額とする費用	
に被任		その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後 に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者 が負担した第8条(事故の通知)(3)の費用の合計額	
2	旅券	旅券の再取得または渡航書の取得に要した次のアからエまでの費用 ア、保険事故の生じた地から旅券または渡航書発給地®へ 赴く被保険者の交通費 イ、領事官に納付した発給手数料および電信料 ウ、旅券または渡航書発給地における被保険者のホテル客 室料 エ、旅券または渡航書発給用の写真代	
3	自動車または原動機付 自転車の運転免許証	国または都道府県に納付した再発給手数料	

- (注)発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- (7)保険の対象の1個、1組または1対について損害額が200,000円を超えるときは、当会社は、その物の損害額を200,000円とみなします。ただし、保険の対象が次の①および②に掲げる物の場合で、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当会社は、その物の損害額を50,000円とみなします。
 - ① 旅券
 - ② 乗車券等

第7条(支払保険金)

(1)当会社が1回の保険事故につき支払うべき生活用動産損害保険金の額は、次の算式によります。

第6条 (損害額の決定)の - 保険証券記載の = 当会社が支払うべき 規定により計算した損害額 - 免責金額 生活用動産損害保険金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、当会社が支払う生活用動産損害保険金の額は、同一保険年度内に生じた保険事故による損害に対して、生活用動産損害保険金額をもって限度とします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に 被った損害に対して支払うべき生活用動産損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額また は生活用動産損害保険金額のいずれか低い額をもって、同一年度中支払の限度とします。

第8条(事故の通知)

(1)保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第2条(保険金を支払う場合)の損害が発生したことを知ったときは、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 発生および拡大の防止に努めること。
- ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名を保険事故発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
- ④ 他の保険契約等の有無および内容 ☼ について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 会みます。
- (2)保険契約者または被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が故意または重大な過失によって(1)①から⑤までに規定する義務に違反したときは、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差と引いた残額を指導するみとします。

	該当する規定	差し引く金額		
1	(1)①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認められ る損害の額		
2	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		
3	(1)③の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得する ことができたと認められる金額		
4	(1)④の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		
(5)	(1)⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額		

(3)当会社は、次の①および②に掲げる費用を支払います。

① (1)①の発生および拡大の防止のために要した費用のうちで当会社が必要または有益であったと認めたもの

② (1)③の手続のために必要な費用

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合 において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める 額を生活用動産損害保険金として支払います。

	区分	支払額
	他の保険契約等から保険金また は共済金が支払われていない場 合	この保険契約の支払責任額
(② 他の保険契約等から保険金また は共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保 険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただ し、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2)(1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額[□]を基準として計算した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき生活用動産損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて計算した額を支払います。
 - (注) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得す るのに要する額をいいます。
- (3)(1)②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の 対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりま せん。

第11条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1)当会社が生活用動産損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の権利は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- (2)盗取された保険の対象について、当会社が生活用動産損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、第8条(事故の通知)(3)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4)盗取された保険の対象について、当会社が生活用動産損害保険金を支払ったときは、その保 険の対象の所有権は生活用動産損害保険金の保険価額(³¹⁾に対する割合によって、当会社に 移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた生活用動産損害保険金に相当する額 ⁽³²⁾を当 会社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。
 - (注1)保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。
 (注2)第8条(事故の通知)(3)①の費用に対する生活用動産損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (5)(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して生活用動産損害保険金を請求することができます。この場合において、当会社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害額は第6条(損害額の決定)の規定によって決定します。

第12条 (保険金の請求)

- (1)生活用動産損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が生活用動産損害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
- ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ⑥ 生活用動産損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ②
- ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 生活用動産損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第13条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会社がその損害に対して注用制産損害保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移 転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度額
1	当会社が損害の額の全額を生活用動 産損害保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
2	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、生活用動産 損害保険金が支払われていない損害の額を差し引 いた額

- (2)(1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類 の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費 用は、当会社の負担とします。

第14条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者に生した損害等については適用しません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 第5条 (保険の対象およびその範囲) (2)⑤の運動等

山岳登はん $^{(\pm 1)}$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $^{(\pm 2)}$ 操縦 $^{(\pm 3)}$ 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 $^{(\pm 0)}$ 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックク ライミング(フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが 5 m以 下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

♣ 留学継続費用補償特約 ♣

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	学校	一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的か つ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
٠٤٠	扶養者	被保険者の親族のうち、被保険者を扶養する者で保険証券記載の 者をいいます。
ほ	保険事故	扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当することをいいます。

6)	留学	勉学、	研修および技術修得を目的として海外に滞在することをい
		います。	

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、扶養者が次の①または②のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普遍保険約款の規定に従い、留学継続曹田保険金を被保険者に支払います。
 - ① 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の 発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の1.から10までに掲げる区分において100%の割合に認定された場合
- (2)(1)②の規定にかかわらず、扶養者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、傷害の原因となった事故の発 生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定しま す。
- (3)(1)②の規定にいう別表1の1.から10.までに該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。
- (4)傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合には、留学継続費用保険金を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1 肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。
- (5)(1)②において、既に身体に障害のあった扶養者が(1)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の1.から4.までのいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の1.から10.までに掲げる割合を適用します。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から①までに掲げる事由のいずれかによって扶養者が第2条 (保険金を支 払う場合) (1)①または②のいずれかに該当する状態になった場合の損失に対しては、留学継続 費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
- ② 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 扶養者に対する刑の執行
- (4) 扶養者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定め
 - る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
- ② 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置に よって生じた傷害が、当会社が留学継続費用保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、 留学継続費用保険金の支払の対象とします。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑨ 核燃料物質(は3)もしくは核燃料物質(は3)によって汚染された物(は4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑧または⑨の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ① ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3)使用済み燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、留学継続費用保険金を支払いません。

- ① 扶養者が第2条 (保険金を支払う場合) (1)①または②のいずれかに該当する状態になった時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒 ⁽²⁾でない場合
- ② 扶養者が第2条(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合
- (注)学校への入学手続を終えた者を含みます。

第5条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条(保険金の支払額)

(1)当会社は、次の算式によって計算した金額を留学継続費用保険金として一時に支払います。

扶養者が第2条(保険金を支払う場合) (1)に規定する状態になった時間から保険× 証券記載の予定留学終了時までの期間

保険証券記載の留学 継続費用保険金額

留学継続費用 保険金の額

- (注)被保険者が留学のために出国していない場合には出国したときをいいます。
- (2)(1)に規定する期間が1年に満たない場合または(1)に規定する期間に1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により留学継続費用保険金の額を決定します。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

	区分	支払額
1)	他の保険契約等により優先して保険 金もしくは共済金が支払われる場合 または既に保険金もしくは共済金が 支払われている場合	損害の額 [□] から左記の保険金もしくは共済金 の金額を差し引いた額に対してのみ留学継続費 用保険金を支払います。
2	①以外の場合	この保険契約により支払うべき留学継続費用 保険金の額を支払います。

(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険 は書面をもってその旨を会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券 記載の扶養について、こめ結約を適用します。

第9条(事故の通知)

- (1)保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、損失が発生したことを知った場合は、次の①から④までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遺難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遺難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遺難発生の状況を当会社に書面により通知すること。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容 はについて遅滞なく当会社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (2)保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)① から④までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第10条 (保険金の請求)

- (1)留学継続費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時から発生し、これを行使することができます。
- (2)被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が留学継続費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から②までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

請求書類	第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)の事由		
	1	2	
① 保険金請求書	0	0	
② 保険証券	0	0	
③ 当会社の定める傷害状況報告書および公の機関 ^{注1)} の事故証明書	0	0	
④ 死亡診断書または死体検案書	0		
⑤ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書		0	
⑥ 被保険者の印鑑証明書または旅券	0	0	
⑦ 被保険者の戸籍謄本	0	0	
(8) 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する 書類	0	0	
⑨ 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類	0	0	
① 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒(注注)であったことを証明する書類	0	0	
(①) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証 明書 ^(注3)	0	0	
② その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	

- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 学校への入学手続を終えた者を含みます。
- (注3) 留学継続費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第9条 (事故の通知)の規定による通知または第10条 (保険金の請求) および普通 保険約款第19条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その 他留学継続費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者 扶養者 または留学継続費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者 の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2) 収入の喪失を含みません。

第12条 (特約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次の①から③までに掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この特約は 効力を失います。
 - ① 当会社が留学継続費用保険金を支払った場合
 - ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
 - ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合
- (2)当会社は、(1)の①から③までのいずれかに該当した場合には次の算式で計算した保険料を返還します。

この特約の保険料	· -	木栓道期间日数	 `Б`豊士 ス/ワB会*
こりが行前リックス本の安本社	× -	保険期間日数	 返還する保険料

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- [(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 験契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 田が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第15条(準用規定)

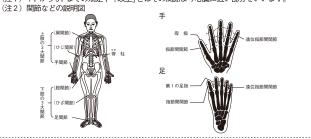
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

別表 1 後遺障害区分表

後遺障害の 部位等	後遺障害の内容	後遺障害 支払割合
1. 眼の障害	(1)両眼が失明した場合	100%
	(2) 1 眼が失明した場合	60%
	(3) 1 眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
	(4)1 眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合	5%
2. 耳の障害	(1)両耳の聴力を全く失った場合	80%
	(2)1耳の聴力を全く失った場合	30%
	(3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	(1)鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 岨しゃく、言語	(1)直しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
の障害	(2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
	(3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
	(4)歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭	(1)外貌に著しい醜状を残す場合	15%
部・頸部をいう。)の 醜状	(2)外貌に醜状 (顔面においては直径 2 cmの瘢痕、長さ 3 cmの線状痕程度をいう。) を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	(1)脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
	(2)脊柱に運動障害を残す場合	30%
	(3)脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上		60%
をいう。)、脚(足 関節以上をいう。)	(2)1 腕または1 脚の3 大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
の障害	(3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
	(4)1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	(1) 1 手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
	(2)1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
	(3)母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%

		(4)母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指	の障害	(1)1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
		(2)1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
		(3)第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
		(4)第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その	他	その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

(注1) 7.から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。



別表 2 第 2 条 (保険金を支払う場合)(5)の後遺障害

- 1. 両眼が失明した場合
- 2. 両腕(手関節以上をいう)を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3 関節の機能を全く廃した場合
- 3. 両脚(足関節以上をいう)を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3 関節の機能を全く廃した場合
- 4. 1 腕を失ったかまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃し、かつ、1 脚を失ったかまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
- (注1) 2.および3.の規定中「手関節」および「足関節」については別表1 (注2)の図に示すところによります。
- (注2) 2.および3.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

❖ 数次海外旅行者に関する特約❖

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、その全ての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。
- (2)当会社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任を負いません。

第2条(特約の取扱い)

この特約が付帯される保険契約については、次の①から④までに掲げる特約の該当部分の規定中、「責任期間」を「その旅行の責任期間」に読み替えて適用します。

	特約名称	読替適用の該当部分
1	疾病治療費用補償特約	ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1) イ. 第10条 (保険金の請求) (2)③、④ ウ. 第13条 (普通保険約款の読み替え)
2	疾病死亡保険金支払特 約	ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1) イ. 第9条 (保険金の請求) (2)⑦
3	救援者費用等補償特約	第2条(保険金を支払う場合)(1)
4	治療・救援費用補償特 約	ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1) イ. 第13条 (保険金の請求) (2)⑥ ウ. 第16条 (普通保険約款の読み替え)

♣ 一時帰国中補償特約

- (1)当会社は、保険期間の中途において被保険者が一時的に帰国する場合には、次の①または② のいずれかに掲げる期間も旅行行程中とみなし、この特約、(2)に掲げる特約および普通保険 約款の規定に従い保険金を支払います。
 - ① 被保険者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に規定する居住者であるときは、帰国した日^{○○}の翌日から起算して30日間
 - ② 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者であるときは、帰国した日 [©] の 翌日から起算して90日間
 - (注)入国手続を行った日をいいます。
- (2)(1)①または②のいずれかに規定する期間に該当した場合に支払う保険金は下表の①から⑦までの特約に規定するとおりです。

	特約名称	保険金の種類	
1	傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡保険金	
2	傷害後遺障害保険金支払特約(後遺 障害等級表型)または傷害後遺障害	傷害後遺障害保険金	

		保険金支払特約(後遺障害保険金支 払区分表型)	
	3	傷害治療費用補償特約	傷害治療費用保険金
ſ	4	疾病治療費用補償特約	疾病治療費用保険金
	(5)	治療・救援費用補償特約	治療・救援費用保険金
	6	疾病死亡保険金支払特約	疾病死亡保険金
	7	賠償責任危険補償特約	賠償責任保険金

(3)(1)の①または②に規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

参 歯科治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります

	この特別において、次の用語の息味は、それぞれ次の定義によります。				
	用語	定義			
け	継続契約	保険契約の保険期間の終了日 [®] の翌日を保険期間の開始日とする保 険契約をいいます。			
		(注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその 解除日			
し	歯科医師	被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいい ます。			
	歯科治療	歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療で、社会通念上突当な治療をいいます。ただし、予防治療および矯正治療は対象となりません。この場合において、矯正治療とは、歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療は矯正治療に含みます。			
	歯科治療費 用保険金額	保険証券記載の歯科治療費用保険金額をいいます。			
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または 共済金の額をいいます。			
	初年度契約	継続契約以外の保険契約をいいます。			
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。			
ほ	保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。			
	保険事故	歯科疾病の発病をいいます。			
	保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間。また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応答日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日から端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。			

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が責任期間中に発病した歯科疾病を直接の原因として歯科治療を開始した場合には、歯科治療費用を、この特約および普通保険診験の規定に従い、歯科治療費用保険金として被保険者に支払います。

第3条(待機期間)

- (1)第2条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過する日までの間に発生した保険事故に対しては、当会社は、歯科治療費用保険金を支払いません。
- (2)第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過する日までの間に発生した保険事故に対しては、当会社は、歯科治療費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から®までに掲げる事由のいずれかによって生じた歯科疾病に対しては、 歯科治療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 歯科治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は、歯科治療費用保険金の支払の対象とします。
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑥ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性 その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤または⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)使用済み燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。

第5条(歯科治療費用の範囲)

(1)第2条 (保険金を支払う場合)の歯科治療費用とは、被保険者が歯科治療のために負担した次

- の①から④までに掲げる費用で、社会通念上妥当な費用をいいます。ただし、歯科治療を開
- 始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費
- ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ③ X線検査費、諸検査費および手術室費
- ④ この保険契約の保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書の費用
- (2)(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる費用に対しては、歯 科治療費用保険金を支払いません。
 - ① 歯科治療を伴わない検査
 - ② その他当会社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の 歯科治療

第6条(歯科治療費用保険金の支払)

当会社が支払うべき歯科治療費用保険金の額は、以下の算式によります。

第5条(歯科治療費用の範囲) × 保険証券記載の = 歯科治療費用の歯科治療費用の額 解外治療費用の額

第7条 (当会社の責任限度額)

- (1)当会社がこの保険契約に基づき支払うべき歯科治療費用保険金の額は、保険期間を通じ、歯 科治療費用保険金額をもって限度とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、当会社がこの保険契約に基づき支払うべき歯科治療費用保険金の額は、保険年度を通じ、歯科治療費用保険金額をもって限度とします。

第8条(他の身体の障害または疾病の影響)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当 する金額を支払います。
 - ① 被保険者が歯科疾病を発病した時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により 歯科疾病が重大となった場合
 - ② 被保険者が歯科疾病を発病した後にその歯科疾病と関係なく発生した傷害または疾病の 影響により歯科疾病が重大となった場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより歯科疾病が重大となった場合
- ④ 保険契約者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより歯科疾病が重大となった場合

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第5条 (歯科治療費用の範囲) (1)①から④までのいずれかの費用に対して歯科治療費用保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を歯科治療費用保険金として支払います。

-	ALTO CONTINUE OF THE STATE OF T						
	区分				支払額		
	① 他の保険契約等から保険金 たは共済金が支払われていい場合		この保険契	約の	支払責任額		
	② 他の保険契約等から保険金 たは共済金が支払われた場			ます	て計算した額を菌 -。ただし、この保 ·。		
			第5条(1)の 費用の額	-	他の保険契約等 から支払われた 保険金または共 済金の合計額	=	歯科治療費用 保険金の支払 額

第10条(被保険者による特約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約 ®を解除することを求めることができます。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2)保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約 $^{(2)}$ を解除しなければなりません。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第11条 (保険料の返還-解除の場合)

第10条 (被保険者による特約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの特約 (3) を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

保険料 — 既経過期間に 対応する保険料 = 返還する保険料

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第12条(事故の通知)

- (1)被保険者が歯科疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を 受け取るべき者は、歯科疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および 経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知も しくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、 これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容 □について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を 含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提

出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4)保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)か ら(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告 げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社 が被った損害の額を差し引いて歯科治療費用保険金を支払います。

第13条 (保除全の請求)

- (1)歯科治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が歯科治療を要しなくなっ た時または歯科治療を開始した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時か ら発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が歯科治療費用保険金の支払を請求す る場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなり ません
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 責任期間中に歯科疾病を発病し、かつ、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記 載の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始したことおよび歯科 疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
 - ④ 第5条 (歯科治療費用の範囲) (1)①から④までの費用の支払を証明する領収書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 歯科治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認 を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等において定めたもの
 - (注) 歯科治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第14条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第12条(事故の通知)の規定による通知または第13条(保険金の請求)および普通 保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、歯科疾病の程度の認定 その他歯科治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者また は歯科治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の 診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 (注2)収入の喪失を含みません。

第15条(代位)

(1)第5条(歯科治療費用の範囲)(1)①から④までの費用が生じたことにより被保険者またはそ の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に 対して歯科治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転 するのは、次の額を限度とします。

	区分	移転する債権の限度額		
1	当会社が費用の全額を歯 科治療費用保険金として 支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額		
2	①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、歯科治療費用保険金が支払われていない費用の額を 差し引いた額		

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する 債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の 入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

🧩 緊急一時帰国費用補償特約 🥻

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続を完了した時から、 海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続を完了した時まで ⁶⁰⁰ を しいます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月間 以上の場合に限ります。
		(注)緊急一時帰国している期間を除きます。
	海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海 外の住宅をいいます。
き	危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態である と医師が判断した場合をいいます。
	緊急一時帰国特約 付海外旅行保険契 約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。
け	継続契約	普通保険約款および緊急一時帰国特約付海外旅行保険契約の保 険期間の終了日準の翌日を保険期間の開始日とする緊急一時帰国 特約付海外旅行保険契約をいいます。

		(注) その緊急―時帰国特約付海外旅行保険契約が終了日 前に解除されていた場合にはその解除日。
2	航空券等	利用する日時が特定されている航空券または乗船券等をいいます。
た	他の給付制度等	保険契約者または被保険者の第2条(保険金を支払う場合)(1) の費用負担を軽減する企業体等の規程に基づく制度等をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより、緊急一時帰国を したために保険契約者または被保険者が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規 定に従い、緊急一時帰国費用保険金としてその費用の負担者に支払います。
 - ① 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内 の親族が死亡した場合
 - ② 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内 の親族が危篤となった場合
 - ③ 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内 の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- (2)(1)の緊急一時帰国とは、(1)(1)から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて10日を 経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、かつ入国手続を 完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。
- (3)(2)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかが第三者による不法な支配を受けた場合 または公権力によって拘束を受けた場合には、その時から不法な支配または拘束から解放さ れ帰国の行程につくことができる状態に復するまでに要した日数で、かつ、当会社が妥当と 認める日数を限度として、(2)に規定する入国手続までの日数は延長されるものとします。
 - ① 被保険者が緊急一時帰国のため乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関
 - ② 被保険者が入場している施設 (注)

注)空港、港、駅等の施設を含みます。

- (4)(2)の規定にかかわらず、正当な理由があると認められる場合には、(2)に規定する入国手続ま での日数または再び海外の住宅へ赴くまでの日数は、妥当と認められる日数を限度として、 延長されるものとします。
- (5)(1)(1)から③までに規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、それぞれに該当した時 におけるものをいいます。ただし、(1)①から③までのいずれかに該当した日からその日を含 めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をそれぞれに該当した時 において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条(費用の範囲)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは次の①および②に掲げるものをいいます。

項		費用の内容	
1	航空運賃等交通費	被保険者の緊急一時帰国に要する通常の経路による航空機、 船舶等の往復運賃	
2	宿泊施設(注1)の客室 料および諸雑費	ア. 緊急一時帰国の行程および緊急一時帰国した地における 被保険者の宿泊施設 ⁽¹⁾ の客室料 1. 国際電話料等通信費、液航手続費 ⁽²⁾ 、緊急一時帰国し た地における交通費等 ただし、アについて14日分を限度。また、アおよびイを合計 して20万円を限度とします。	
(************************************			

- (注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注2) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (2)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して 通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費 用を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、次の①または②に掲げる事由のいずれかによって被保険者が第2条(保険金を支 払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急 一時帰国費用保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者 (注) または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その 者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、緊急 時帰国費用保険金の支払の対象とします。
 - :(注)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するそ の他の機関をいいます。
- (2)当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の原因が海外渡航期間開始時または 保険期間の開始時(注)のいずれか遅い時より前に生じていた場合は、緊急一時帰国費用保 除金を支払いません。
 - (注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契 約の保険期間の開始時とします。
- (3)当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した時 🗈 以前 に帰国のため利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、そ の航空券等を利用して緊急一時帰国した場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
 - (注) 第2条 (保険金を支払う場合) (1)(1)または②において、それぞれに該当したことの 直接の原因が傷害または疾病である場合は、その傷害が発生した時または疾病が発 病した時をいいます。この場合における発病の認定は、医師の診断によります。

第5条(保険金の支払)

- (1)当会社は、第3条 (費用の範囲)の費用のうち、当会社が妥当と認めた部分についてのみ緊急 一時帰国費用保険金を支払います。
- (2)この保険契約が継続契約である場合において、第2条(保険金を支払う場合)(1)①または② の原因がこの保険契約の保険期間の開始時より前に生じていたときは、当会社は、この保険 契約の支払条件により計算された緊急一時帰国費用保険金の額と、原因が生じた時の保険契 約の支払条件により計算された緊急一時帰国費用保険金の額のうち、いずれか低い額を支払 います。

第6条(他の給付等がある場合)

- 第5条(保険金の支払)の規定にかかわらず、次の①および②に掲げる金額がある場合は、その金額を控除して、緊急一時帰国費用保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額
 - ② 保険契約者または被保険者が、他の給付制度等により給付を受けられる場合には、その 給付を受けられる金額

第7条(当会社の支払限度額)

- (1)当会社が、この保険契約に基づいて支払うべき第3条(費用の範囲)の費用に対する緊急一時帰国費用保険金の額は、1回の緊急一時帰国につき、保険証券記載の緊急一時帰国費用保険金額をもって限度とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより複数回緊急一時帰国した場合には、当会社は、2回目以降の緊急一時帰国により発生した第3条(費用の範囲)の費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、第2条(保険金を支払う場合)(1)①に該当したこと。
 - ② 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、同一の原因により第2条(1)②に該当したこと。
 - ③ 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、第2条(1)③と同一の場合 に該当したこと。
- (3) 2回目の緊急一時帰国が(2)②に該当したことによる場合において、その緊急一時帰国をした日からその日を含めて30日以内に死亡したときには、その緊急一時帰国については(2)の規定は適用しません。

第8条(保険責任の始期および終期)

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅 い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終 わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に次の①または②のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
 - ① 保険事故が発生していた場合
 - ② 第2条 (保険金を支払う場合) (1)①または②の原因 (注) が発生していた場合
 - (注) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。この場合における発病の認定は、医師の診断によります。

第9条(事故の通知)

- (1)保険事故の発生により被保険者が緊急一時帰国した場合は、保険契約者、被保険者または緊急一時帰国曹用保険金を受け取るべき者は、緊急一時帰国した日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび緊急一時帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等および他の給付制度等の有無および内容 ⁽²⁾ について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約等または他の給付制度等から保険金または給付金の支払を受けた 場合には、その事実を含みます。
- (3)保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に適反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて緊急一時帰国費用保険金を支払います。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を緊急一時帰国費用保険金として支払います。

H/ C	NOON TO THE POST OF THE COLOR	24 0-70
	区分	支払額
1	他の保険契約等から保険金または 共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
2	他の保険契約等から保険金また は共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた 保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。た だし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の費用の額は、第3条(費用の範囲)に規定する費用の額から、第6条(他の給付等がある場合)に規定する金額を控除した額をいいます。

第11条 (保険金の請求)

(1)緊急一時帰国費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が、費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。

(2)被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が、緊急一時帰国費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から例までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

1/11/44 1/4 6/10	₩ 0 ₩ //□□Λ Λ ± ± ± 1	> I ■ △ 〉 / · 〉 ◎ 士士
	第2条 (保険金を支払	
	12	3
① 保険金請求書	0	0
② 保険証券	0	0
③ 当会社の定める傷害(事故)状況報告 書	○ (傷害の場合)	0
④ 公の機関(注1)の事故証明書	○ (傷害の場合)	0
⑤ 死亡診断書または死体検案書	○ (死亡の場合)	
⑥ 危篤となった日と危篤を証明する医師 の診断書	○ (危篤の場合)	
⑦ 疾病が保険料領収日または保険責任期 間開始日のうちいずれか遅い日以降に発 病していることを証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)	
⑧ 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等	0	
⑨ 被保険者の印鑑証明書	0	0
⑩ 第3条 (費用の範囲)の費用の支出を証明する領収書または精算書	0	0
① 航空券等の利用日時が確認できる書類	0	0
② 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類	0	0
(3) 緊急一時帰国費用保険金の請求の委任 を証する書類および委任を受けた者の印 鑑証明書(#2)	0	0
④ その他当会社が、普通保険約款第20条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事 項の確認を行うために欠くことのできな い書類または証拠として保険契約締結の 際に当会社が交付する書面等において定 めたもの。	0	0

(注1) やむを得ない場合には第三者とします。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条 (代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者が、 損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して緊急一時 帰国費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、 次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が費用の全 国費用保険金として	
② ①以外の場合	保険契約者または被保険者が取得した債権の 額から、緊急一時帰国費用保険金が支払われて いない費用の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者が引き続き有する債権 は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者、被保険者および緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (この特約が付帯された保険契約における旅行行程の取扱い)

この特約が付帯された保険契約については、旅行行程は、被保険者が緊急一時帰国するため に入国手続を完了してからその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く場合に、その出国手 続を完了した時から再開するものとして、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を 適用します。

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのは「この特約の保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第15条(重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

- 「(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保 廃契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事 由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会 社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の 規定を準用します。

☆ 戦争危険等免責に関する一部修正特約 ❖

- (1)当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合に は、同特約第3条(保険金を支払わない場合一その1)③の規定を次のとおり読み替えて適 用します。
- 「 ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。 ただし、これらに該当するかどうかに関わらず、テロ行為[□]を除きます。
 - (注) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- (2)当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

※保険期間延長の追加保険料支払に関する特約 ※

第1条 (保険料の払込み)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者からこの保険契約の保険期間の終期を延長する申出を受けた場合において、次の①または②のいずれかに該当したことにより保険期間の終期までに追加保険料を払い込むことが困難であると当会社が認めたときは、その追加保険料の払込みを猶予します。この場合には、保険契約者は、払込期日[□]までに追加保険料を払い込むものとします。
 - ① 保険契約者が滞在する国または日本国の金融機関が休業または既に営業時間が終了していること。
 - ② 保険契約者が滞在する地域に金融機関がないこと。
 - (注)当会社が指定する期日をいいます。
- (2)当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払いを怠った場合(準は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払いがなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの特約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第2条(保険契約解除の効力)

第1条(保険料の払込み)(2)の規定による解除の効力は、延長前の保険期間の終期に遡及してその効力を生じます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

♣ 保険料クレジットカード払特約 ♣

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
か	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
<	クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
ほ	保険料	この特約が付帯された保険契約の締結時に支払うべき 保険料または保険契約締結後の告知事項の訂正、通知事 項の通知または契約条件の変更の承認請求等に伴い、当 会社が請求する追加保険料をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1)当会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。
- (2)(1)にいう保険契約者とは、カード会社との間で締結した会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1)保険契約者から、この保険契約の申込時または変更承認請求時に保険料のクレジットカード による支払の申出があった場合は、当会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性お よび利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保 険料の支払を承認した時¹²以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯され る他の特約に定める保険料線収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認したときは、保険期間の開始した時とします。
- (2)当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員 規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険 契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1)第3条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、 当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に 支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求でき ないものとします。

- (2)保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において(1)の規定により、 当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条(保 険料領収前に生じた事故の取扱い)(1)の規定を適用します。
- (3)保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、保険契約者が支払いを怠った保険料が、保険契約締結後の告知事項の訂正、通知事項の通知または契約条件の変更の承認請求等に伴い、当会社が請求する追加保険料である場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を適用します。

第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款またはこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社が、カード会社からの保険料相当額の領別を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

♣書面省略(申込書)特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険申込者	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券または保険契約証にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第3条(保険契約の申込み)

- (1)保険申込者は、当会社が定める機器等を利用して保険契約の申込みを行うものとします。
- (2)(1)の場合において、当会社は、保険申込者が保険契約の申込みを行う前に、契約情報を保険申込者に明示するものとします。

第4条(普通保険約款の読み替え)

この特約が付帯される保険契約については、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中、 「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み 替えて適用します。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普 通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。